

# 平成 30 年土地基本調査に関する研究会（第 3 回）

## 議 事 次 第

平成 30 年 2 月 21 日(水) 14:30～  
国土交通省土地・建設産業局第 1 会議室  
(中央合同庁舎第 3 号館 3 階)

### 1 開 会

### 2 議 事

- (1) 第Ⅲ期基本計画及び諮問第 107 号に対する統計委員会答申概要について
- (2) 土地基本調査の検討課題と今後の方向性について
- (3) その他

### 3 閉 会

---

#### 〈 配付資料 〉

- 議事次第 本紙
- 資料 1－1 第Ⅲ期基本計画及び諮問第 107 号に対する統計委員会答申概要
- 資料 1－2 第 2 回研究会までの検討課題の整理と今後の検討課題
- 資料 1－3 土地基本調査の検討課題と今後の方向性
- 資料 2－1 土地基本調査の作成方法の充実に向けた検討
- 資料 2－2 「今後の保有等予定」の選択肢の検討
- 資料 2－3 法人の属性を踏まえた集計の充実の検討
- 資料 2－4 土地単位でのパネルデータ作成の検討
- 資料 3 平成 30 年土地基本調査のスケジュール
  
- 参考資料 1 諮問第 107 号に対する統計委員会答申関係資料
- 参考資料 2 「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る答申
- 参考資料 3 第 1 回研究会議事概要
- 参考資料 4 第 2 回研究会議事概要
- 参考資料 5 平成 30 年法人土地・建物基本調査 調査票

## 第Ⅲ期基本計画及び諮問第 107 号に対する統計委員会答申概要

### 1 第Ⅲ期基本計画概要

『「公的統計の整備に関する基本的な計画」の変更に係る答申』（平成 29 年 12 月 19 日統計委員会答申。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）について、土地基本調査に個別に該当する箇所は次のとおり（「第Ⅲ期基本計画」抜粋。）。

#### 第 2 公的統計の整備に関する事項

##### 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

##### (7) 不動産関連統計の改善・体系的整備

不動産に関する統計については、第Ⅰ期基本計画以降、企業の不動産（土地及び建物）の所有（ストック）等をよりの確に把握するため、関連する統計を統合・整理し、5年周期で法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）を実施するとともに、その中間年における土地取得動向（フロー）を把握する土地動態調査（一般統計調査）の実施状況も踏まえ、中期的な観点から整備・検討に取り組んでいる。

このような状況の中、不動産に関する統計の更なる体系的整備を図るためには、報告者の記入負担軽減にも留意しつつ、地域別等の法人における土地の所有・利用状況の構造的な把握の在り方や、効率的な調査の実施に向けた検討を行うとともに、世帯や公的部門も含めた我が国の土地の所有及び利用状況の全体像を把握する統計の整備に向けた課題の整理等に引き続き取り組む必要がある。

このため、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、規制改革実施計画（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の「不動産登記情報の公開の在り方」等についての検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、土地の所有・利用状況の構造的な把握の在り方を含め、調査の効率的な実施に向けて検討を推進する。また、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査<sup>\*</sup>の作成方法の充実にに向けた検討・検討を推進し、具体的な課題の整理を行う。

※国土交通省「法人土地・建物基本調査」及び総務省「住宅・土地統計調査」の転写・集計により作成した「世帯土地統計」の総称。また、両調査のデータを基に資産額も推計。

〈別表 今後 5 年間に講ずる具体的施策〉

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、 <u>不動産登記情報の公開の在り方</u> などの検討動向を注視しつつ、 <u>不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、法人における土地の所有・利用構造を、よりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。</u>	国土交通省	<u>平成 35 年</u> 法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、 <u>土地基本調査の作成方法の充実に</u> 向け、 <u>関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。</u>	国土交通省	<u>平成 30 年度</u> から実施する。

## 2 諮問第 107 号に対する統計委員会答申概要

諮問第 107 号に対する統計委員会の答申概要（答申の抜粋）は次のとおり（答申全文は「参考資料 1」を参照）。

### 2-1 本調査計画の変更

#### (1) 承認の適否

変更を承認して差し支えない。

#### (2) 理由等

##### 【調査票の構成の変更】

調査票を明確に分離し、本来回答を求めるべき報告者への配り分けを行い、実態の正確な把握に努めるとともに、無用の報告者負担の発生を抑制しようとするものであり、適当である。

変 更 案	現 行
<b>【調査票 A】</b> ・土地の所有及び利用状況、農地、林地の所有状況等 ・建物の所有及び利用状況等	<b>【調査票 A】</b> ・土地の所有及び利用状況、農地、林地の所有状況等 ・ <u>特殊な用途の土地の所在地、用途等</u> ・建物の所有及び利用状況等
<b>【調査票 B】</b> ・ <u>特殊な用途の土地の所在地、用途等</u>	
<b>【調査票 C】</b> ・土地の取得、売却の状況	<b>【調査票 B】</b> ・土地の取得、売却の状況

##### 【調査事項の変更】

行政上のニーズを踏まえたものであり、おおむね適当と考える一方で、土地に係る「今後の保有等予定」の選択肢の設定については、①5年で区切ることの必要性が不明確、②売却・保有の計画が定められていない場合の選択肢が必要との懸念も示された。

この選択肢の設定に当たっては、事前に実施した予備的な調査（一般統計調査）の結果を踏まえたものとされているが、主に回答の可能性を中心に確認がなされており、今回の審議において示された懸念を払拭するには至らなかった。

ついては、今回調査の結果も踏まえ、改めて設定の妥当性や改善の余地について再検討すべきことを指摘する。

##### 【集計事項の変更】

調査事項の変更を踏まえた適切な変更となっていることから、適当であるが、調査対象となる法人が外資系か否かの区分で集計する必要性について、今後、検討する必要があることを指摘する。（「今後の課題（2）」）

## 2-2 統計委員会第 46 号の答申（平成 24 年 12 月 21 日付け府統委第 114 号）で示された「今後の課題」への対応状況について

- ① については、課題はあるものの、おおむね適当と考える。（「今後の課題（1）」）
- ② については、法人単位のパネルデータが作成され、各種分析への利用が進められていることは評価できる。一方で、本調査が土地に着目した調査であることを踏まえれば、土地単位のパネルデータの作成について検討する必要がある。（「今後の課題（3）」）

（統計委員会諮問第 46 号の答申における今後の課題（平成 24 年 12 月 21 日））

- ① 土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設について、平成 25 年の調査結果を踏まえ、次回調査計画（平成 30 年）の企画時期までに結論を得ること。
- ② 平成 25 年の調査結果を踏まえ、パネルデータの政策への活用やパネルデータ分析の手法（土地ベースでの分析や法人の倒産・廃業、新設等における土地の移動に着目した分析等）について、パネルデータの作成及びそれに基づく分析に知見を有する専門家から意見を聞くなどにより、次回調査計画（平成 30 年）の企画時期までに結論を得ること。

## 2-3 オンライン調査の推進

今後とも、オンライン回収率の向上に努めることを期待する。

## 2-4 今後の課題

### （1）土地の「今後の保有等予定」の選択肢の設定について

本調査の調査事項のうち、土地に係る「今後の保有等予定」については、今回の調査結果及び関連項目である「転換予定」の調査結果並びにこれらの事項を用いた分析状況を踏まえ、5年で区切る必要性や、売却について検討していない場合の対応等、選択肢の適切な設定について、次回調査（平成 35 年予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

### （2）法人の属性を踏まえた集計の充実について

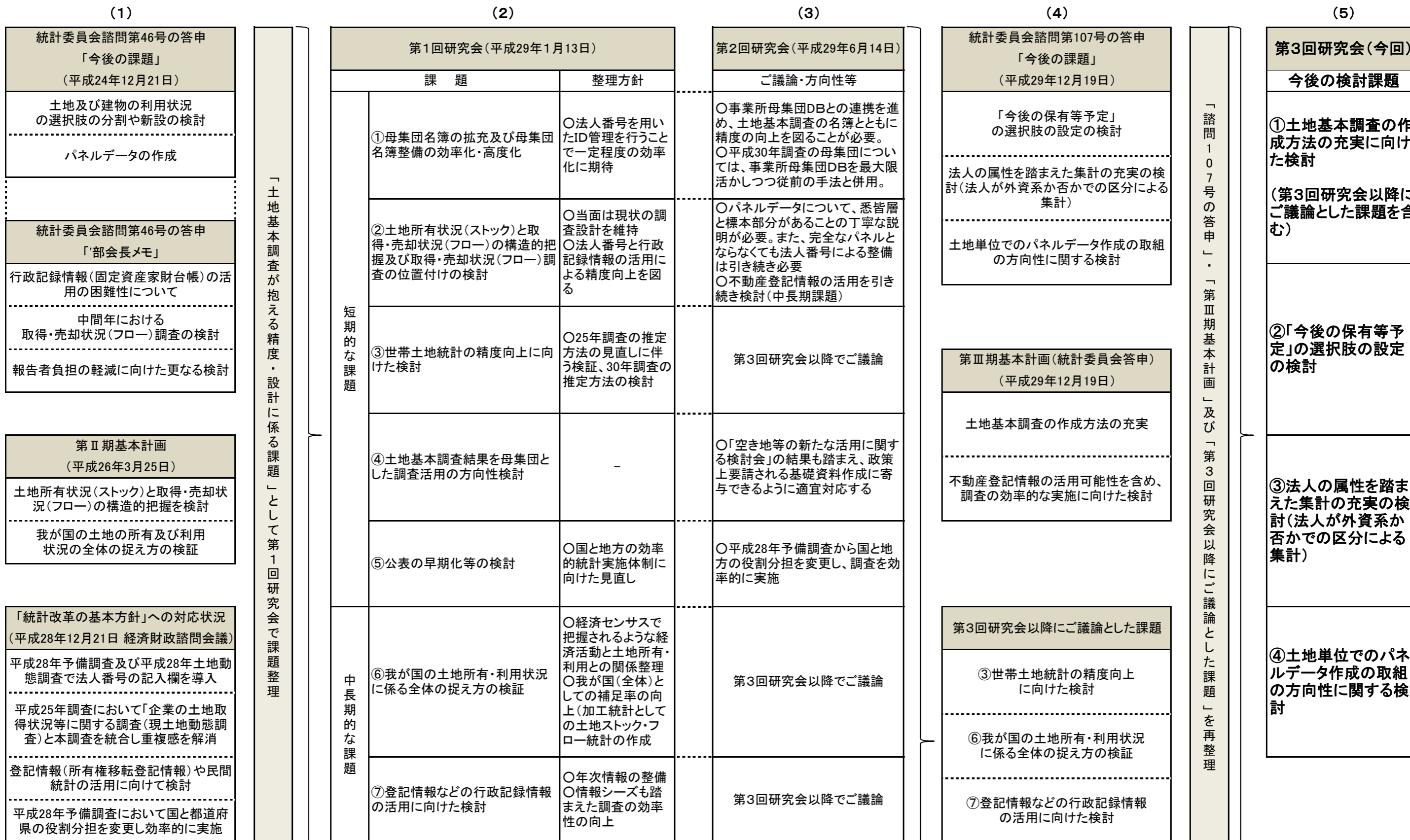
調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リソースの活用等を、次回調査（平成 35 年予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

### （3）土地単位でのパネルデータの作成について

土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査（平成 35 年予定）の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること。

## 第2回研究会までの検討課題の整理と今後の検討課題

時 系 列



「諮問107号の答申」・「第Ⅲ期基本計画」及び「第3回研究会以降にご議論とした課題」を再整理

## 土地基本調査の検討課題と今後の方向性

第Ⅲ期基本計画（統計委員会答申）及び諮問第 107 号に対する統計委員会の答申並びに第 2 回までの研究会議論を踏まえた検討課題と今後の方向性は次のとおり。

検討課題		今後の方向性等	資料No. (課題)
指摘分類	検討課題		
前回からの課題	世帯土地統計の精度向上	<b>【今後の方向性】</b> ○不動産登記情報の活用の可能性の検討 ○中間年を含めた基幹統計化の可能性の検討 ○我が国の土地所有状況等に係る全体の捉え方の検証・検討 (背景・理由等) ・規制改革実施計画（平成 29 年 6 月閣議決定）における「不動産登記情報の公開の在り方」の検討・見直し(平成 29 年度検討開始、30 年度結論) ・「住宅・土地統計調査」（総務省）との連携 ・「農林業センサス」（農水省）等、他統計で把握される農地・林地面積等の活用の可能性	2 - 1  (課題①)
前回からの課題	我が国の土地所有・利用状況に係る全体の捉え方の検証		
前回からの課題 第Ⅲ期基本計画	不動産登記情報の活用可能性検討		
第Ⅲ期基本計画	土地基本調査の作成方法の充実		
諮問第 107 号に対する 統計委員会答申	「今後の保有等予定」の選択肢の設定の検討	<b>【今後の方向性】</b> ○30 年調査結果を検証し次回調査の調査項目を検討 (背景・理由等) ・新設、追加した調査項目の目的に沿った選択肢となっているか ・平成 28 年予備調査結果も活用	2 - 2  (課題②)
諮問第 107 号に対する 統計委員会答申	法人の属性を踏まえた集計の充実の検討（法人が外資系か否かでの区分による集計）	<b>【今後の方向性】</b> ○事業所母集団 DB を活用した特別集計を実施し今後の方向性を検討 (背景・理由等) ・平成 11 年「外国企業の土地所有・利用状況に関する調査」を実施 ・平成 15 年調査において特別集計を実施 ・両結果から 10 年以上が経過しており、30 年調査結果の特別集計を行い現状を把握	2 - 3  (課題③)
諮問第 107 号に対する 統計委員会答申	土地単位でのパネルデータ作成の取組の方向性に関する検討	<b>【今後の方向性】</b> ○30 年調査結果において、悉皆層（資本金 1 億円以上）の法人が所有している土地についてパネルデータを作成し問題点等を把握 (背景・理由等) ・法人ベースでのパネルデータは作成済み ・時間と予算による制約があるため一部で実施	2 - 4  (課題④)

## 土地基本調査の作成方法の充実に向けた検討

第2回研究会までの議論において今後の課題と整理した事項及び第Ⅲ期基本計画（平成29年12月19日統計委員会答申）において今後5年間に講ずる具体的施策とされた事項については以下のとおりであり、第Ⅲ期基本計画で示された「土地基本調査の作成方法の充実」の課題の整理・検討を含めた検討課題として整理する。

### 1 第2回研究会までの検討課題及び第Ⅲ期基本計画

#### 【第2回研究会までの検討課題】

○世帯土地統計の精度向上に向けた検討

平成20年の世帯土地統計の結果が過小推計になっている可能性があり、平成25年調査で推計方法の見直しを行ったが、精度に関する検証及び平成30年調査の調査事項の変更を考慮し、平成30年基本調査の推定方法を検討。

○我が国の土地所有・利用状況に係る全体の捉え方の検証

未議論

○登記情報など行政記録情報の活用に向けた検討

未議論

#### 【第Ⅲ期基本計画 別表 今後5年間に講ずる具体的施策】

○不動産登記情報の活用の可能性等を含め、法人における土地の所有・利用構造をよりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討

○土地基本調査の作成方法の充実

具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、 <u>不動産登記情報の公開の在り方</u> などの検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、フローとストックの情報を地域別に把握することも含め、 <u>法人における土地の所有・利用構造</u> を、よりの確に把握する調査を効率的に実施する方向で検討を促進する。	国土交通省	<u>平成35年(2023年)</u> 法人土地・建物基本調査の企画時期までに結論を得る。
我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、 <u>土地基本調査の作成方法の充実</u> に向け、 <u>関係府省とも連携</u> し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	<u>平成30年度(2018年度)</u> から実施する。



## 2 今後の検討の方向性

第Ⅲ期基本計画にも記載されているとおり、「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の「不動産登記情報の公開の在り方」等の検討状況を踏まえ検討を行うこととする。

なお、その検討結果については、「平成 30 年度までに公表予定」とされているところであり、『不動産登記情報が利用可能』という仮定のもと検討を進める。

また、総務省が実施する「住宅・土地統計調査」結果を転写・集計する「世帯土地統計」と国土交通省が実施する「法人土地・建物基本調査」結果を合わせて「土地基本調査」と定義しており、平成 30 年法人土地・建物基本調査に係る統計委員会からの指摘も踏まえ検討を行うこととする。

- 我が国の土地所有状況等の全体像を把握するための手法の検討
- 世帯土地統計の精度向上に向けた検討
- 不動産登記情報の活用の可能性の検討
- 法人土地・建物基本調査とその中間年に毎年実施している土地動態調査を含めた基幹統計化の可能性の検討
- 統計委員会におけるパイロット的な調査研究の結果を踏まえた検討

### 2 - 1 我が国の土地所有状況等の全体像の把握

第 2 回研究会までの検討課題である「世帯土地の精度向上に向けた検討」及び「我が国の土地所有・利用状況に係る全体の捉え方の検証」と、第Ⅲ期基本計画で示された「土地基本調査の作成方法の充実に向けた課題の整理・検討」については、それぞれ関連性があるものであり、相互の関連性に留意しつつ検討を進めることとする。

また、検討にあたっては、法人のみならず、世帯等を含め総合的な検討が必要であることから、関係府省とも連携し検討を行う必要がある。

なお、検討を進めるにあたっては、まずは全国の土地所有状況等の把握実態がどのようになっているかの検証を行い、その結果を踏まえ課題の整理、検討を行う。（別紙 1 「我が国の土地所有状況等の全体像の把握手法の検討」参照）

### 2 - 2 不動産登記情報の活用及び中間年を含めた基幹統計化

不動産登記情報が利用可能となれば、「所有権移転登記情報」を活用し、法人土地・建物基本調査実施年以外の中間年に実施している土地動態調査で把握している土地の取得・売却状況（フロー）を把握することが可能と考えられ、調査の効率的な実施、報告者負担の軽減につながるものと考えられる。

また、中間年を含めて基幹統計化することで、土地に関する統計の整備が図られるとともに、回収率の向上にもつながると考えられる（別紙 2 「不動産登記情報が利用可能となった場合の法人土地・建物基本調査等の基幹統計化のイメージ」参照。）。



なお、基幹統計化の検討を進めるにあたり、当面の対応として、法人土地・建物基本調査実施年以外の中間年に実施している「土地動態調査」と「土地保有移動調査」(共に一般統計調査)の統合による調査の効率的な実施について、検討を進めることも必要と考えられる。

### 2 - 3 統計委員会におけるパイロット的な調査研究の結果を踏まえた検討

平成 30 年法人土地・建物基本調査の統計委員会答申の際、サービス統計・企業統計部会の部会長メモにおいて、「統計委員会におけるパイロット的な調査研究を踏まえ具体的な取組を進めていくことが効果的かつ現実的」との指摘がなされ、統計委員会からも同様の取組の方向性が示された。

現段階において取組の具体的な方向性は示されていないが、全体の検討を進めるにあたっては、当該調査研究の検討状況も踏まえつつ検討を進めることも必要と考えられる。

## 我が国の土地所有状況等の全体像の把握手法の検討

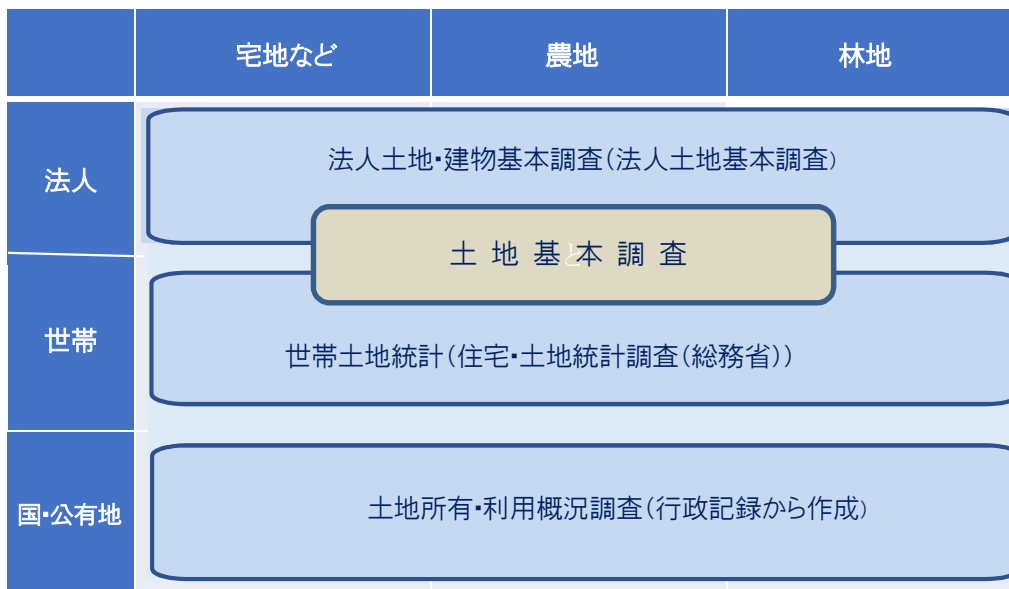
## 1 現状

## (1) 土地基本調査における我が国の土地所有状況等の全体像把握フレーム

土地基本調査は、平成5年に「土地基本調査（法人調査、世帯調査）」（承認統計）として第1回目の調査を実施した後、平成10年調査（第2回）においては、法人については「法人土地基本調査」（指定統計）及び付帯調査として「法人建物調査」（承認統計）として実施し、世帯（土地）については「住宅・土地建物調査」（総務省）の結果を転写・集計した「世帯土地統計」として整理されるところであり、土地に関する統計としての土地所有状況の全体像把握フレームは下図のとおりである。

なお、土地の所有状況は、法人、世帯は前述のとおり、「法人土地基本調査」の実施及び「住宅・土地統計調査」結果の転写・集計により把握し、国・地方公共団体は、「国有財産統計（財務省）」、「公共施設状況調（総務省）」等により把握することにより、法人、世帯については「土地基本調査報告書」で公表するとともに、国・地方公共団体については「土地所有・利用概況調査報告書」に掲載して公表しているところである。

図 土地所有状況等の全体像把握フレーム



## (2) 土地基本調査における土地所有状況の把握の状況

「平成 25 年土地基本調査」結果をみると、法人が所有する土地面積は 2.6 万 km<sup>2</sup>、世帯が所有する土地面積は 11.6 万 km<sup>2</sup>で、法人、世帯の合計面積は 14.2 万 km<sup>2</sup> である。また、これに「土地所有・利用概況調査」による国公有地 10.6 km<sup>2</sup>（道路・水路等を除く）、道路・水路等 2.7 万 km<sup>2</sup>を加えた全体の面積は 27.5 万 km<sup>2</sup>となっている。

なお、国土全体の面積は 37.8 万 km<sup>2</sup>（北方領土を含む）である。

表 平成 25 年土地基本調査結果（確報）

単位：万 ha

	総数	宅地など	農地	林地
法人・世帯	1,424	216	429	779
法人	261	102	12	146
世帯	1,164	114	417	633

## (3) 他統計情報等を用いた全体像の推計状況

「平成 25 年土地基本調査総合報告書」では、土地基本調査結果とは別に、各種統計情報等を収集・整理して全体像の推計を行った。

表 平成 25 年土地基本調査総合報告書における全体像の整理結果

単位：万 ha

	総数	宅地など	農地	林地	水路・道路等
総数	3,780	445	504	2,560	271
法人・世帯	2,292	322	503	1,467	—
法人	350	96	13	241	—
世帯	1,942	226	490	1,226	—
国有地	877	16	0	861	—
公有地	315	82	1	232	—
水路・道路等	271	—	—	—	271

※1：「宅地など」及び「農地」は、「固定資産の価格等の概要調書」（総務省）の概ね該当する地目（課税地のみ）をもとに、法人・世帯別シェア（法定免税点以上のみ）で按分推計。

※2：「林地」は、農林業センサス農山村地域調査における法人・世帯が所有する林野面積をもとに、「固定資産の価格等の概要調書」の法人・世帯別シェア（法定免税点以上の課税地のみ）で按分推計。

※3：「国・公有地」は、「国有財産増減及び現在額総計算書」（財務省）、「公共施設状況調査」（総務省）をもとに概ね該当する地目分を抽出。

## 2 世帯部門の精度向上に向けた検討

### (1) 推計の前提となる条件整理

住宅・土地統計調査における条件整理

平成 20 年調査	平成 25 年調査
○調査票甲では、 <u>現住居以外の土地の所有状況等について調査していない</u>	○調査票甲に「 <u>V 現住居以外の土地の所有について</u> 」の調査項目を追加（所有の有無と土地の種類を把握）
○調査票乙では「 <u>V この住居以外の住宅・土地の所有について</u> 」、 <u>所有するすべての土地について調査している</u>	○調査票乙では「 <u>V この住居以外の住宅・土地の所有について</u> 」、 <u>所有面積の大きい順に</u> 、 <ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>現住居以外の宅地などは 3 区画まで</u></li> <li>・<u>農地・山林は 2 市区町村まで</u></li> </ul> 調査している （4 区画以降、3 市区町村以降は記入省略）

### (2) 平成 25 年調査における推計手法

平成 20 年調査までは「調査票乙のみで集計」を行っていたが、平成 20 年調査結果において、世帯の土地所有世帯数、面積等が過小推計になっている可能性が判明したため、平成 25 年調査における推計は、(1) の条件の差異に鑑み、「調査票甲・乙の両方を用いた集計」の結果数値に整合するように調整した乗率により比推定を実施した。

具体的には、結果の推定は、表章地域ごとに、平成 25 年住宅・土地統計調査調査単位区別の調査結果に、その調査単位区内の調査対象住戸の抽出率の逆数（調査単位区内総住戸数／調査単位区内調査住戸数）、標本調査区を分割して調査単位区とした場合は、その分割数及びその調査単位区を含む標本調査区に適用された抽出率の逆数の積を乗じて合算し、加えて調査票甲及び乙に共通した調査事項で集計した結果における土地所有世帯数と一致するように補正の比率を乗じた。

### (3) 検証状況

推定結果の標準誤差や偏りなどについては、ブートストラップ法による推定を試みた。その結果、調査票甲の対象となる調査単位区の選び方によっては、変動、偏りが大きくなる傾向がみられる。また、面積の大きい順に記入することから、宅地などの 1 件当たり平均所有面積が過大になる傾向があるが、平成 20 年調査の分布から推測する限りでは、その影響は小さい。

一方で、現住居以外の農地、山林の所有総数については、平成 25 年調査では農地と山林を合わせて所有総数（市区町村数）を調べていたが、平成 30 年調査では農地と山林を別々に回答するように変更することになった。

これら現住居以外の土地については、平成 30 年住宅・土地統計調査の結果を踏まえて、平成 30 年世帯土地統計における、さらなる改善策について、平成 31 年度中には結論を得たい。

なお、近年は、「所有者の把握が困難な土地」の増加が指摘されているところであり、こうした土地は、所有者においてもその事実を認識できていない可能性があるため、そもそも所有者が所有していることを認識できていないことによる過小申告のバイアスがある可能性も考えられる。これらは、法改正や制度とも関連があり、統計調査としての対応には限りがあることに留意する必要がある。

### 3 把握手法の検討方向

#### (1) ベンチマーク情報の整備・検証

我が国の土地所有状況等の全体像の把握の検討にあたっては、ベンチマーク情報を整備し、その情報をもとに検討を行うことが考えられる。

前述 1（3）の全体像の推計方法による推計値がベンチマーク情報として考えられるが、その推計にあたって以下のような課題がある。

- ① 林地については、「農林業センサス農山村地域調査」における林野面積をもとに、「固定資産の価格等の概要調書」の法人・世帯別シェア（法定免税点以上の課税地のみ）で按分推計（法定免税点以上の課税地のカバレッジが 5 割程度しかない（保安林等の非課税地が多い））。  
また、「農林業センサス農山村地域調査」における林地の所有概念（分収林等の扱い）がどの程度整合しているかの確認が必要。
- ② 「宅地など」、「農地」については、法人・世帯所有面積の合計として「固定資産の価格等の概要調書」を用いて推計（これには非課税地が含まれていない）。法人・世帯別の按分においては、法定免税点以上のもののシェアを用いている（課税地のうち、法定免税点未満の「宅地など」、「農地」は 1 割程度存在）。
- ③ 道路・水路等については、所有主体別（法人、世帯、国・地方公共団体別）に把握できていない。
- ④ 地目の対応関係の精度の検証が必要。

#### (2) 法人・世帯それぞれに係る調査の見直し・検証

ア 世帯においては、世帯が土地を所有していることを認識できていないことによる過小申告バイアスがある可能性があり、これを解消する調査（例えば、不動産登記、森林資源台帳、農林業センサス名簿等の活用）の見直しの検討が必要と考えられる。

イ 法人においては、土地の所有を認識できていない可能性は低いと考えられる

が、固定資産税台帳からの転記により本調査に記入している場合は、非課税地の申告漏れが発生する可能性があり、こうした可能性の検証、対応策の検討が必要と考えられる。

また、法人については、統計上の事業所の概念に合致しない法人（ペーパーカンパニー等）が母集団情報に含まれていないと、所有土地の捕捉漏れが発生するため、「事業所母集団データベース」の整備との連携等が必要である。

### （3）不動産登記情報の活用

「規制改革実施計画」（平成 29 年 6 月 9 日閣議決定）の「不動産登記情報の公開の在り方」等の検討状況を踏まえ、不動産情報を用いた土地の所有状況等の全体像把握の可能性について検討を行う必要がある。

## 不動産登記情報が利用可能となった場合の 法人土地・建物基本調査等の基幹統計化のイメージ

### 1 現状

調査客体区分		法人土地・建物 基本調査	土地動態調査	土地動態調査	土地動態調査	土地動態調査	法人土地・建物 基本調査
		基準年 (X1年)	中間年 (X2年)	中間年 (X3年)	中間年 (X4年)	中間年 (X5年)	基準年 (X6年)
資本金 1億円以上の 会社法人	所有(ストック)	区画別 (全数調査)	都道府県別 (標本調査)	都道府県別 (標本調査)	都道府県別 (標本調査)	都道府県別 (標本調査)	区画別 (全数調査)
	売買(フロー)	都道府県別 (全数調査)	全国 (標本調査)	全国 (標本調査)	全国 (標本調査)	全国 (標本調査)	都道府県別 (全数調査)
上記以外 の法人	所有(ストック)	区画別 (標本調査)	-	-	-	-	区画別 (標本調査)
	売買(フロー)	区画別 (標本調査)	-	-	-	-	区画別 (標本調査)
土地保有移動調査 (土地取引の実態調査)		所有権移転登記情報 から1万取引を抽出 (都道府県別)	所有権移転登記情報 から1万取引を抽出 (都道府県別)	所有権移転登記情報 から1万取引を抽出 (都道府県別)	所有権移転登記情報 から1万取引を抽出 (都道府県別)	所有権移転登記情報 から1万取引を抽出 (都道府県別)	所有権移転登記情報 から1万取引を抽出 (都道府県別)

- 5年ごとに「法人土地・建物基本調査」を実施
- 「法人土地・建物基本調査」を実施しない中間年に毎年「土地動態調査」を実施
- 毎年「土地保有移動調査」を実施

### 2 基幹統計化イメージ

調査客体区分		法人土地・建物 基本調査	(土地動態部分)	(土地動態部分)	(土地動態部分)	(土地動態部分)
		基準年 (X1年)	中間年 (X2年)	中間年 (X3年)	中間年 (X4年)	中間年 (X5年)
資本金 1億円以上の 会社法人	所有(ストック)	区画別 (全数調査)	区画別 (基準年+フロー)	区画別 (基準年+フロー)	区画別 (基準年+フロー)	区画別 (基準年+フロー)
	売買(フロー)	都道府県別 (全数調査)	区画別 (所有権移転登記)	区画別 (所有権移転登記)	区画別 (所有権移転登記)	区画別 (所有権移転登記)
上記以外 の法人	所有(ストック)	区画別 (標本調査)	-	-	-	-
	売買(フロー)	区画別 (標本調査)	-	-	-	-

有(一部土地)保

- 「土地動態調査」及び「土地保有移動調査」を「法人土地・建物基本調査」の一部として基幹統計化
- 中間年は「所有権移転登記情報」を活用し、プレプリント精度向上及び調査項目の軽減を図ることが可能



## 「今後の保有等予定」の選択肢の検討

### 1 経緯

平成 30 年法人土地・建物基本調査の統計委員会答申において、今回の調査で新設した『土地に係る「土地の今後の保有等予定」』の選択肢の設定が「今後の課題」として指摘されたことから、以下の検討方向に基づき検討を行うこととする。

### 諮問 107 号に対する統計委員会答申

#### 4 今後の課題

##### (1) 土地の「今後の保有等予定」の選択肢の設定について

本調査の調査事項のうち、土地に係る「今後の保有等予定」については、今回の調査結果及び関連項目である「転換予定」の調査結果並びにこれらの事項を用いた分析状況を踏まえ、5年で区切る必要性や、売却について検討していない場合の対応等、選択肢の適切な設定について、次回調査（平成 35 年予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

### 「平成 30 年法人土地・建物基本調査 調査票 A」(抜粋)

<p><b>13 土地の貸付の有無</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地を自ら使用しているのか、買しているのかについて、当てはまる番号を○で囲んでください。</li> <li>●土地の上に自ら所有する建物がある場合は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合でも、2を選択してください。</li> <li>●土地を貸駐車場や貸別荘等として使用している場合も、2を選択してください。</li> </ul> <p>1. 貴法人以外の者へ貸している 2. 貸していない</p>	<p><b>14 土地の取得時期・今後の保有等予定</b></p> <p><b>取得時期</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地の引渡しを受けた時期について、当てはまる番号を記入してください。</li> <li>●取得時期が複数期間にわたる場合は主要な部分を取得した時期を選んでください。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td>1. 昭和25年以前</td> <td>9. 平成18～22年</td> </tr> <tr> <td>2. 昭和26～35年</td> <td>10. 平成23年</td> </tr> <tr> <td>3. 昭和36～45年</td> <td>11. 平成24年</td> </tr> <tr> <td>4. 昭和46～55年</td> <td>12. 平成25年</td> </tr> <tr> <td>5. 昭和56～平成2年</td> <td>13. 平成26年</td> </tr> <tr> <td>6. 平成3～7年</td> <td>14. 平成27年</td> </tr> <tr> <td>7. 平成8～12年</td> <td>15. 平成28年</td> </tr> <tr> <td>8. 平成13～17年</td> <td>16. 平成29年</td> </tr> </table> <p><b>今後の保有等予定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後の保有等の予定について、当てはまる番号を○で囲んでください。</li> </ul> <p>1. 今後5年以上保有する予定である 2. 今後5年以内に売却等を予定している 3. 既に売却が決まっている</p>	1. 昭和25年以前	9. 平成18～22年	2. 昭和26～35年	10. 平成23年	3. 昭和36～45年	11. 平成24年	4. 昭和46～55年	12. 平成25年	5. 昭和56～平成2年	13. 平成26年	6. 平成3～7年	14. 平成27年	7. 平成8～12年	15. 平成28年	8. 平成13～17年	16. 平成29年
1. 昭和25年以前	9. 平成18～22年																
2. 昭和26～35年	10. 平成23年																
3. 昭和36～45年	11. 平成24年																
4. 昭和46～55年	12. 平成25年																
5. 昭和56～平成2年	13. 平成26年																
6. 平成3～7年	14. 平成27年																
7. 平成8～12年	15. 平成28年																
8. 平成13～17年	16. 平成29年																

<p><b>15 土地の利用現況</b></p> <p><b>利用現況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●土地の主な用途について、当てはまる番号を一つ記入してください。</li> <li>●13又は21に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。</li> <li>●建築中で土地の用途が不明の場合は13を選び、カッコ内に建築中と記入してください。</li> <li>●造成中で土地の用途が不明の場合は21を選び、カッコ内に造成中と記入してください。</li> </ul> <table border="0"> <tr> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【建物】</b></p> <p>1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 倉庫 5. 住宅・従業員宿舎 6. その他の福利厚生施設 7. 住宅・従業員宿舎以外の住宅(賃貸用住宅等) 8. ホテル・旅館 9. 文教用施設 10. 宗教用施設 11. 医療施設・福祉施設 12. ビル型駐車場 13. その他の建物</p> </td> <td style="vertical-align: top;"> <p><b>【建物以外】</b></p> <p>14. 駐車場 15. 資材置場 16. グラウンド等の福利厚生施設 17. ゴルフ場・スキー場・キャンプ場 18. 貯水池・水路 19. 文教用地 20. 宗教用地 21. その他</p> <p><b>【利用していない】</b></p> <p>22. 利用できない建物(廃屋等) 23. 空き地(未着工の建設予定地を含む)</p> </td> </tr> </table>	<p><b>【建物】</b></p> <p>1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 倉庫 5. 住宅・従業員宿舎 6. その他の福利厚生施設 7. 住宅・従業員宿舎以外の住宅(賃貸用住宅等) 8. ホテル・旅館 9. 文教用施設 10. 宗教用施設 11. 医療施設・福祉施設 12. ビル型駐車場 13. その他の建物</p>	<p><b>【建物以外】</b></p> <p>14. 駐車場 15. 資材置場 16. グラウンド等の福利厚生施設 17. ゴルフ場・スキー場・キャンプ場 18. 貯水池・水路 19. 文教用地 20. 宗教用地 21. その他</p> <p><b>【利用していない】</b></p> <p>22. 利用できない建物(廃屋等) 23. 空き地(未着工の建設予定地を含む)</p>	<p><b>5年前の利用状況</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用現況が14, 15, 21～23の場合で、平成24年以前に取得した場合、平成25年1月1日時点の利用状況を左記の1～23から選び、当てはまる番号を記入してください。</li> </ul> <p><b>転換予定</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用現況が14, 15, 21～23の場合、今後の別の用途への転換の具体的な予定について、当てはまる番号を記入してください。</li> </ul> <p>1. 概ね1年以内に転換を予定している 2. 概ね5年以内に転換を予定している 3. 転換を予定しているが5年以上は要する 4. 転換を予定しているが時期は決めていない 5. 転換の予定はない</p>
<p><b>【建物】</b></p> <p>1. 事務所 2. 店舗 3. 工場 4. 倉庫 5. 住宅・従業員宿舎 6. その他の福利厚生施設 7. 住宅・従業員宿舎以外の住宅(賃貸用住宅等) 8. ホテル・旅館 9. 文教用施設 10. 宗教用施設 11. 医療施設・福祉施設 12. ビル型駐車場 13. その他の建物</p>	<p><b>【建物以外】</b></p> <p>14. 駐車場 15. 資材置場 16. グラウンド等の福利厚生施設 17. ゴルフ場・スキー場・キャンプ場 18. 貯水池・水路 19. 文教用地 20. 宗教用地 21. その他</p> <p><b>【利用していない】</b></p> <p>22. 利用できない建物(廃屋等) 23. 空き地(未着工の建設予定地を含む)</p>		

## 2 今後の検討方向

### 2-1 今後の対応方向

今回の調査結果を検証し、選択肢の適正な設定について検討する。

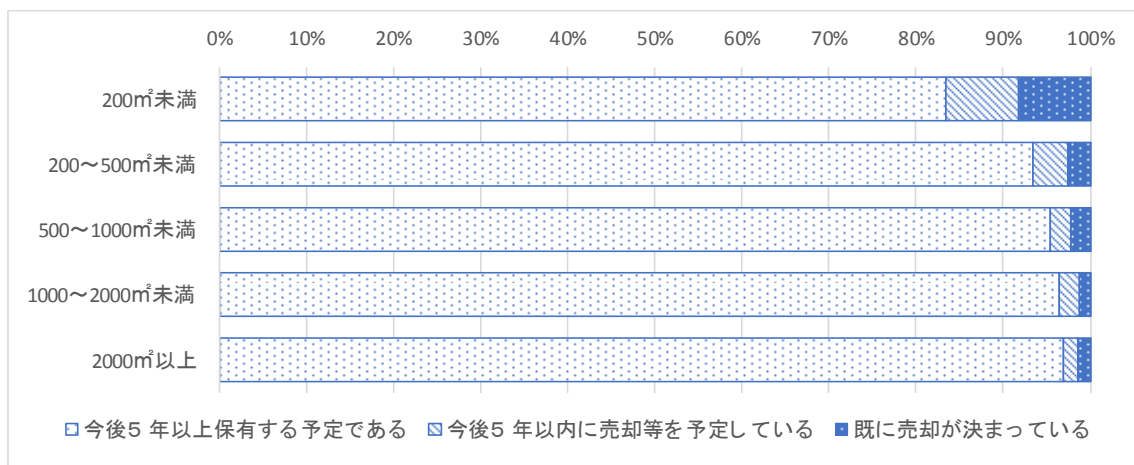
なお、その他の新設・追加事項（「低・未利用地の5年前の利用状況」及び「低・未利用地の転換予定」）についても、今後の保有等予定と同様に検討を行うこととする。

### 2-2 「今後の保有等予定」の設定目的及び平成28年予備調査結果

本項目は、企業等が所有する個々の土地の保有・売却予定を調査し、個々の土地の面積規模、利用現況、所有する企業等の資本金規模、業種等とのクロス集計を行い、土地・企業属性別の傾向を把握することを目的として設定したものである。

なお、本項目に係る分析事例（イメージ）として、平成28年予備調査結果を用いた結果は次のとおり（一例）。

【 面積規模別「保有等予定」割合 】



## 法人の属性を踏まえた集計の充実の検討

### 1 経緯

平成 30 年法人土地・建物基本調査の統計委員会答申において、法人の属性を踏まえた集計の充実（法人が外資系か否かの区分による集計）が「今後の課題」として指摘されたことから、以下の検討方向に基づき検討を行うこととする。

#### 諮問 107 号に対する統計委員会答申

#### 4 今後の課題

##### (2) 法人の属性を踏まえた集計の充実について

調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リンケージの活用等を、次回調査（平成 35 年予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

### 2 今後の検討方向

#### 2-1 今後の対応方向

平成 30 年調査結果の特別集計（法人が外資系か否かの区分で集計）を実施し、今後の方向性を検討する。

#### 2-2 過去の取り組み概要

(1) 平成 11 年度に「外国企業の土地所有・利用状況に関する調査」（(財) 土地総合研究所へ委託）を実施し、その結果を平成 10 年土地基本調査総合報告書へ掲載。

本邦／外国	所有面積
本邦法人	22,223,346 千㎡
（うち外資系企業）	（45,226 千㎡）
外国企業	50 千㎡

➤外資系企業の所有する面積割合は 0.2%

➤本邦法人と比べると外国企業の所有する面積は著しく少ない

(2) 平成 15 年法人土地・建物基本調査結果について、事業所企業統計の調査結果を踏まえた特別集計を実施し、その結果を平成 15 年土地基本調査総合報告書へ掲載。

本邦/外国	法人数	所有面積
本邦法人 (うち外資系企業)	1,859,720 法人 (3,176 法人)	22,423 km <sup>2</sup> (107 km <sup>2</sup> )

- 外資系企業が占める法人数割合は 0.17%
- 外資系企業の所有する面積割合は 0.48%

特別集計の結果として、外資系企業の土地所有動向は「経済活動のグローバル化、ボーダレス化を背景とした資本構成の変化に伴うもので、日本国外の主体による日本の土地に関する意識・支配力の変化を反映しているとは言えない。」と分析したところであり、その後は当該特別集計を実施していない。

しかしながら、以前の特別集計から 10 年以上が経過しており、動向の変化も想定されることから、今回、特別集計を実施することとし、特別集計結果をもとに今後の方向性を検討する。

## 土地単位でのパネルデータ作成の検討

### 1 経緯

平成 30 年法人土地・建物基本調査の統計委員会答申において、土地単位でのパネルデータの作成が「今後の課題」として指摘されたことから、以下の検討方向に基づき検討を行うこととする。

#### 諮問 107 号に対する統計委員会答申

##### 4 今後の課題

##### (3) 土地単位でのパネルデータの作成について

土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査（平成 35 年予定）の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること。

### 2 今後の検討方向

#### 2-1 土地単位でのパネルデータ作成の目的

低・未利用地の増加、土地の有効利用促進が課題となっており、土地の利用形態がどのように変わっているのか、同じ土地が、例えば宅地になったり、工業用地、商業用地へ転換されているというようなことについて、その動向を分析する。

注：ここでいう「土地単位でのパネルデータ」は、これまで作成してきた法人単位のパネルデータと異なり、特定の土地に着目し、土地の利用形態等の変化を時系列的に把握するもの（定点調査）と位置づけられる。

なお、統計委員会答申における今後の課題において、当該データを「土地単位でのパネルデータ」と記載しており、本資料における記述についても、同記述を用いている。

#### 2-2 現行調査の課題

##### (1) 調査の単位、土地を同定する位置情報

法人が所有する宅地など、世帯が所有する現住居敷地は、区画単位で調査しており、調査回ごとの調査結果を土地区画単位で接続できる可能性が高い。ただし、法人の宅地などは地番で、世帯の現住居敷地は調査単位区画で同定する必要があり、実務面での接続手順は検討が必要である。

その他の土地は、市区町村等单位での合計面積等のみの把握となっており、土地区画ごとの取引や利用状況の変化を把握することはできない。

表 調査の単位、位置情報を同定する位置情報

所有者・土地の種類	調査の単位	土地を同定する位置情報
<b>法人</b>		
宅地など	区画	地番*
農地・林地	市区町村	市区町村コード
特殊な用途の土地	都道府県	都道府県コード
<b>世帯</b>		
現住居敷地	住戸	調査単位区図
現住居敷地以外の宅地など	区画（3区画まで）	市区町村コード
農地・山林	市区町村（2市区町村まで）	市区町村コード
<b>国有</b>	市区町村、一部は口座（区画）	市区町村コード、一部は地番
<b>地方公共団体所有</b>	都道府県・市区町村	都道府県・市区町村コード

※平成 20 年調査までは丁目・大字までを調査。平成 25 年調査において地番までの把握に変更。

この変更に伴い、土地区画ではなく筆単位で回答する法人が発生。審査段階で土地区画単  
位にまとめる作業を行ったが、必ずしも平成 20 年調査の記入単位とは一致していない。

なお、本調査では、前回から継続して調査する法人（標本層を含む。分割合併等があった  
ものを除く。）については、前回調査結果をプレプリントしているが、平成 30 年調査では  
平成 25 年調査で記入のあった土地番号を引き継ぐこととし、接続可能性を高める。

## （2）標本設計

法人調査・世帯調査ともに、所有者を調査客体とする属人調査となっている。調査  
対象に指定した法人・世帯が所有する土地は基本的には全数を調査している<sup>1</sup>が、調査  
対象の指定は、資本金規模・所有規模が大きい一部の法人（悉皆層）を除き標本調査  
となっている。

そのため、悉皆層における継続所有や悉皆層内の取引を除き、調査回ごとの調査結  
果を接続できる可能性は低い。

表 調査結果の接続の可能性

取得 処分	取得			
	悉皆層	法人	世帯	国・地方公 共団体
悉皆層	○ (◎)	△	△	(○)
法人	△	△	△	△
世帯	△	△	△	△
国・地方公共団体	(○)	△	△	△

(◎) 悉皆層の法人が継続して所有する（取引なし）土地は従前・従後の接続可能性が高い

○ 悉皆層の法人同士の取引は接続可能性が高い

(○) 国有の一部は悉皆調査で地番まで把握しており、接続可能性が高い

△ 上記以外の継続して所有する土地・取引のあった土地は、接続可能性が低い

<sup>1</sup> 世帯が所有する現住居以外の土地は全数ではない

## 2 - 3 現行調査の検証

### (1) 平成 30 年土地基本調査及び土地保有移動調査等を用いた分析

平成 30 年法人・土地建物基本調査では、5 年前から継続して所有している土地について「5 年前の利用状況」を調査することとしている。また、土地保有移動調査では、所有権移転登記のあった土地を対象として、前後の所有者（法人、世帯、国・地方公共団体）、利用状況等（法人・世帯のみ）を調査している。

これらの結果を用いて、平成 25 年から平成 30 年にかけての土地の取引・利用状況を分析し、前後の所有者・土地の種類別のボリュームを概観する。

### (2) 平成 30 年土地基本調査結果を用いたパネルデータ作成の試行

法人・世帯が所有する「宅地など」を対象として、平成 25 年調査結果との土地区画単位のパネルデータ作成を試行し、前述 2 - 2 (2) で整理した各セルの接続可能性を検証する。

## 2 - 4 平成 35 年調査以降の設計に向けた検討

### (1) 現状の調査設計を前提とした改善案の検討

上記 2 - 3 の検証結果を踏まえ、2 - 2 で整理した課題について対応策を検討する。

- 所有する法人・世帯及び法人・世帯が所有する土地の抽出方法の見直し
- 土地の調査の単位・土地を同定する位置情報の見直し
- 国・地方公共団体が所有する土地の把握方法（行政記録情報の活用方法）の見直し

### (2) 不動産登記情報を用いた調査設計の検討

土地単位でのパネルデータの作成にあたっては、土地の母集団情報である不動産登記情報を活用することが望まれる。不動産登記情報を用いて土地を対象（属地調査）として標本調査とする場合、現行の土地保有移動調査と類似の設計となるため、土地基本調査が担ってきた土地の所有（ストック）に関する調査と取引（フロー）の調査体系の見直し検討も必要と考えられる。

また、上記に加えて、以下のような技術的検討を行う必要と考えられる。

- 不動産登記情報における個々の土地を同定する情報の在り方等を把握し、土地基本調査における土地 ID の管理方法についての検討。
- 取引（所有権移転登記）がなく、土地の利用状況のみの変化がある場合について、どのように標本を抽出するかの検討。
- 不動産登記情報において、法人については法人番号が収録されているが、世帯については現時点で個人番号が収録されていないため、所有者で名寄せしたストックに関する母集団情報を整備することは難しい。



## 平成30年土地基本調査のスケジュール

	平成28年度			平成29年度												平成30年度												平成31年度			平成32年度				
業務内容	調査の準備															調査の実施												調査結果の公表							
	予備調査の実施	次回本調査の企画・設計	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f8d7da;"> <b>本調査の準備</b>                      ・母集団名簿整備                      ・標本抽出                      ・調査関連資料の整備                      ・システム開発                      ・広報用資料作成 等                 </div>												<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f8d7da;"> <b>本調査の実施</b>                      ・調査関係資料の作成・発送                      ・コールセンターの設置                      ・調査票の回収                      ・データ入力・審査(法人)                      ・督促、疑義照会 等                 </div>												<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #f8d7da;"> <b>取りまとめ</b>                      ・世帯データ入力審査                      ・結果の集計・製表                      ・推定手法の検証                      ・精度の検証                      ・詳細分析 等                 </div>					<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d4edda;"> <b>速報公表</b> </div>		<div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; background-color: #d4edda;"> <b>確報公表</b> </div>	
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	8月	9月	10月～	10月～	3月			
研究会	● 第1回 ・進め方 ・予備調査結果 ・調査見直し					● 第2回	・H30調査の承認申請 ・統計委員会等の指摘事項の回答 ・調査見直し					● 第3回	・第Ⅲ期基本計画、統計委員会答申 ・調査見直し					● 第4回	・30年調査の実施状況 ・調査見直し							● 第5回	● 第6回								
都道府県担当者会議								●								●											●								
統計委員会									◆ 諮問			◆ 答申																							
本調査								申請				承認 パブコメ		● 調査規則 公布・施行		●			★ 調査(7月～9月)											● 速報集計公表		● 確報集計公表 (32年9月)			

諮問第107号に対する統計委員会答申関係資料  
(第117回統計委員会資料(抜粋))

法人土地・建物基本調査の答申案の概要

項目	変更内容等	答申案の概要
1 計画の変更 (1) 調査票の構成の変更	○ 従前、調査票Aに含まれていた「特殊な用途の土地」に関する調査事項について、調査票Bとして分割する。それに伴い、従前の調査票Bを調査票Cとする。	・ <b>適当と整理</b> (正確な報告の確保と無用の報告者負担の発生の抑制に寄与)
(2) 調査事項の変更	① 調査事項の新設 (「法人番号」を新設、土地について「今後の保有等予定」、「5年前の利用現況」、「転換予定」を新設) ② 調査事項の変更 (「土地の利用現況」及び「建物の利用現況」の選択肢に「医療施設・福祉施設」を追加、特殊な用途の土地に「水路用地」を追加等)	・ <b>おおむね適当と整理</b> (行政ニーズを踏まえたもの) ◆ただし、「(土地の)今後の保有等予定」の選択肢の設定の妥当性や改善の余地について再検討すべきことを指摘 ⇒【今後の課題①】
(3) 集計事項の変更	○ 調査事項の変更等に伴い、集計事項を見直す。	・ <b>適当と整理</b> (調査事項の変更を踏まえたもの) ◆ただし、調査対象となる法人が外資系か否かの区分で集計する必要性について、今後検討する必要があることを指摘 ⇒【今後の課題②】
2 前回答申における課題への対応状況	① 土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設	・ <b>適当と整理</b> (調査事項の変更の中で審議)
※統計委員会答申 (平成24年12月)	② パネルデータの作成	・パネルデータを法人単位で作成してきたこれまでの対応を評価。 ◆ただし、土地単位のパネルデータの作成について検討する必要があることを指摘 ⇒【今後の課題③】
3 オンライン調査の推進		・今後のオンライン調査の進展に期待

《今後の課題》	<p>① 本調査の調査事項のうち、土地に係る「今後の保有等予定」については、今回の調査結果及び関連項目である「転換予定」の調査結果並びにこれらの事項を用いた分析状況を踏まえ、5年で区切る必要性や、売却について検討していない場合の対応等、選択肢の適切な設定について、次回調査(平成35年(2023年)予定)の企画時期までに検討し、結論を得ること。</p> <p>② 調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リンケージの活用等を、次回調査(平成35年(2023年)予定)の企画時期までに検討し、結論を得ること。</p> <p>③ 土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査(平成35年(2023年)予定)の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること。</p>
---------	---

○資料目次

- ・ 法人土地・建物基本調査の答申案の概要 . . . . . 1 頁
- ・ 諮問第107号の答申 法人土地・建物基本調査の変更について(案) . . . . . 3 頁
- ・ 法人土地・建物基本調査の変更に係る審議を踏まえたメモ(部会長メモ) . . . . . 7 頁
- ・ 第76回サービス統計・企業統計部会議事結果 . . . . . 9 頁
- ・ (参考) 諮問第107号 法人土地・建物基本調査の変更について(諮問) . . . . . 11 頁



**諮問第107号の答申**  
**法人土地・建物基本調査の変更について（案）**

本委員会は、諮問第107号による法人土地・建物基本調査の変更（平成30年度に実施する調査に係る変更）について審議した結果、下記のとおり結論を得たので、答申する。

記

**1 本調査計画の変更**

**(1) 承認の適否**

平成29年9月29日付け国総情建第118号により国土交通大臣から申請された「基幹統計調査の変更について（申請）」（以下「本申請」という。）について審議した結果、以下のとおり、統計法（平成19年法律第53号）第10条各号の各要件のいずれにも適合しているため、「法人土地・建物基本調査」（基幹統計調査。以下「本調査」という。）の変更を承認して差し支えない。

**(2) 理由等**

**ア 調査票の構成の変更**

本申請では、表1のとおり、従前、調査票Aに含まれていた「特殊な用途の土地の所在地、用途等」の部分について、調査票Bとして分割し、それに伴い、従前の調査票Bを調査票Cとする計画である。

表1

変 更 案	現 行
<b>【調査票A】</b> ・土地の所有及び利用状況、農地、林地の所有状況等 ・建物の所有及び利用状況等	<b>【調査票A】</b> ・土地の所有及び利用状況、農地、林地の所有状況等 ・特殊な用途の土地の所在地、用途等
<b>【調査票B】</b> ・特殊な用途の土地の所在地、用途等	・建物の所有及び利用状況等
<b>【調査票C】</b> ・土地の取得、売却の状況	<b>【調査票B】</b> ・土地の取得、売却の状況

この「特殊な用途の土地の所在地、用途等」については、本来、特定の産業分野における特定の用途の土地を把握することを目的としていたものであるが、調査票Aの項目の一部として実施した前回調査においては、報告の対象外である土地について回答がなされる等の記入誤りが多く発生し、効率的な審査・集計業務に支障が生じるとともに、報告者に追加の負担をかけることとなった。そこで、今回、調査票を明確に分離し、本来回答を求めべき報告者への配り分けを行い、実態の正確な把握に努めるとともに、無用の報告者負担の発生を抑制しようとするものであり、適当である。

## イ 報告を求める事項の変更

本申請では、報告を求める事項（以下「調査事項」という。）について、表2のとおり、変更する計画である。

表2

変 更 案	現 行
<b>調査票 A</b>	<b>調査票 A</b>
<b>1 法人の名称及び法人番号</b> <b>14 土地の取得時期・今後の保有等予定</b> 今後の保有等予定 1 今後5年以上保有する予定である 2 今後5年以内に売却等を予定している 3 既に売却が決まっている	<b>1 法人の名称</b> <b>13 土地の取得時期</b> (新設)
<b>15 土地の利用現況</b> <b>利用現況</b> 【建物】 1 事務所 2 店舗 3 工場 4 倉庫 (略) 11 医療施設・福祉施設 12 ビル型駐車場 13 その他の建物 【建物以外】 (略) 【利用していない】 (略)	<b>15 土地の利用現況</b> 【建物】 1 事務所 2 店舗 3 工場・倉庫 (略) 11 その他の建物 【建物以外】 (略) 【利用していない】 (略)
<b>5年前の利用状況</b> 平成25年1月1日時点の利用状況を選択肢1～23から選択	(新設)
<b>転換予定</b> 1. 概ね1年以内に転換を予定している 2. 概ね5年以内に転換を予定している 3. 転換を予定しているが5年以上は要する 4. 転換を予定しているが時期は決めていない 5. 転換の予定はない	(新設)
<b>28 建物の利用現況</b> 1 事務所 (略) 10 医療施設・福祉施設 (略) 13 利用できない建物(廃屋等)	<b>33 建物の利用現況</b> 1 事務所 (略) 12 利用できない建物(廃屋等)
<b>調査票 B</b>	<b>調査票 A</b>
<b>2 土地の用途</b> 1 電気業における送配電施設用地 (略) 11 道路用地(未供用用地) 12 水路用地	<b>23 土地の用途</b> 1 電気業における送配電施設用地 (略) 11 道路用地(未供用用地)

(注) 上記以外に、土地の所有状況及び建物の所有状況に係る調査事項の統合や取得時期の選択肢等を見直す。

これらについては、行政上のニーズを踏まえたものであり、おおむね適切と考えるが、土地に係る「今後の保有等予定」の選択肢の設定については、①5年で区切ることの必要性が土地の流動性を把握するという目的からみて不明確、②売却・保有の計画が定められていない場合の選択肢が必要との懸念がある。

この選択肢の設定に当たっては、事前に実施した予備的な調査（一般統計調査）の結果を踏まえたものとされているが、予備的な調査での本調査事項の回答の多くが「今後、5年以上保有する予定である」であり、今回の審議において示された懸念を払拭するには至らなかった。

については、今回調査の結果も踏まえ、改めて設定の妥当性や改善の余地について再検討すべきことを指摘する。

## ウ 集計事項の変更

本申請では、前記イの調査事項の変更に伴い、集計事項についても見直しを行うこととしている。

これについては、調査事項の変更を踏まえた適切な変更となっていることから、適当であるが、調査対象となる法人が外資系か否かの区分で集計する必要性について、今後、検討する必要があることを指摘する。

## 2 統計委員会諮問第46号の答申（平成24年12月21日付け府統委第114号）で示された「今後の課題」への対応状況について

本調査については、統計委員会の諮問第46号の答申において、

- ① 土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設について、平成25年の調査結果を踏まえ、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得ること、
- ② 平成25年の調査結果を踏まえ、パネルデータの政策への活用やパネルデータ分析の手法（土地ベースでの分析や法人の倒産・廃業、新設等における土地の移動に着目した分析等）について、パネルデータの作成及びそれに基づく分析に知見を有する専門家から意見を聞くなどにより、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得ること

の2点について、今後の課題として指摘されている。

このうち、①の対応については、国土交通省は、平成25年調査の結果や行政上のニーズを踏まえつつ、今回の計画変更を予定しており、前記1（2）イに記載のとおり、課題（後記4（1）参照）はあるものの、おおむね適切と考える。

また、②の対応については、前回の本調査（平成25年度実施）のデータ及び本調査が実施されない中間年において実施された平成26年以降の「土地動態調査」（国土交通省が実施する一般統計調査）のデータを用いて、法人単位のパネルデータが作成され、各種分析への利用が進められていることは評価できる。一方で、本調査が土地に着目した調査であることを踏まえれば、土地単位のパネルデータの作成について検討する必要があることを指摘する。

### 3 オンライン調査の推進

オンライン調査については、公的統計の整備に関する基本的な計画（平成26年3月25日閣議決定）において、「統計調査の実施計画を企画する際、オンライン調査を導入していない調査は導入の適否を検討する」旨が示されているなど、その推進に取り組むことが求められている。

本調査では、従前からオンラインによる回答も可能となっているが、その利用率は約2%と低調となっている。この要因としては、オンライン回答におけるデータ量の制約といったことも考えられ、やむを得ない面もある。一方、法人が組織内で管理している形式のデータを電磁的記録媒体に格納した上で郵送提出することも許容することにより、調査票の様式に合わせて記入又は入力する負担を軽減するなど、オンライン回答に準じる取組も行われているところである。

今回調査において、国土交通省は、オンライン回答の利便性の向上を図るとともに、エクセル形式での提出も可能とする等の対応を講じることとしているものの、報告者の記入負担の抑制は、統計調査の実施に当たり重要であることから、今後とも、オンライン回答率の向上に努めることを期待する。

### 4 今後の課題

#### (1) 土地の「今後の保有等予定」の選択肢の設定について

本調査の調査事項のうち、土地に係る「今後の保有等予定」については、今回の調査結果及び関連項目である「転換予定」の調査結果並びにこれらの事項を用いた分析状況を踏まえ、5年で区切る必要性や、売却について検討していない場合の対応等、選択肢の適切な設定について、次回調査（平成35年（2023年）予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

#### (2) 法人の属性を踏まえた集計の充実について

調査対象である法人が外資系か否かの区分で集計することについて、利用ニーズを踏まえつつ、調査事項の更なる追加、又は、法人番号を利用したデータ・リンケージの活用等を、次回調査（平成35年（2023年）予定）の企画時期までに検討し、結論を得ること。

#### (3) 土地単位でのパネルデータの作成について

土地単位でのパネルデータの作成について、今回調査の結果も活用し、その技術的課題を明確化した上で、追加的に必要とされる行政記録情報等の収集方法も含めて検討し、次回調査（平成35年（2023年）予定）の企画時期までに、取組の方向性に関する一定の結論を得ること。



## 法人土地・建物基本調査の変更に係る審議を踏まえたメモ - 我が国の土地の網羅的な把握に向けて -

1 今回の「法人土地・建物基本調査」（以下「本調査」といいます。）に関する変更審議では、関連して、次期の「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「基本計画」という。）における検討課題の一つである「我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備」についても、これまでの国土交通省における取組状況を確認した上、今後の取組にむけた留意点等について意見交換を行ったところです。

この概要については、基本計画部会経済統計ワーキンググループや統計委員会に情報提供・御報告させていただきましたが、統計委員会における御意見も踏まえ、改めて今後の取組の方向性等を再整理させていただきました。

2 我が国の土地・建物ストックと利用概況や、所有主体の視点から見た概況等については、土地行政を所管する国土交通省において、本調査の結果や住宅・土地統計調査（総務省所管の基幹統計調査）等の結果を用いて資産額等を推計した「土地基本調査」（加工統計）を5年ごとに取りまとめるほか、毎年「土地白書」を編集し、関連する情報提供に努めるとともに、不動産登記情報の活用余地についても注視している姿勢は評価できると考えています。

3 一方で、本部会の審議の中でも示されたとおり、法人企業には該当しないものの、従業者規模が比較的大きな個人企業が存在しているにも関わらず、各種調査で十分に把握できていない可能性があり、今後、その把握方法の検討が必要と考えられます。

また、統計委員会における御指摘のとおり、土地に関する情報としては、不動産登記情報に加え、不動産価格情報等の業務情報や地理情報システム（GIS）の情報等も整備が進められていることから、これらの情報を総合的に活用し、土地基本調査の充実を図り、我が国の土地所有及び利活用の全体像を一体的に把握することが重要と考えられます。

4 さらに、これらの取組を推進するに当たっては、現状の課題や各種の情報を活用する上での法制度的・技術的な制約を整理した上で、統計分野における対応の範囲、方向性等を見極める必要があり、統計委員会における司令塔機能の発揮が不可欠と考えます。

5 このため、次期基本計画における「我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するための統計整備」の検討を推進するに当たっては、統計委員会においてパイロット的な調査研究を実施し、その結果を踏まえ、国土交通省を中心とする関係府省の具体的な取組を進めていくことが効果的かつ現実的と考えます。

平成29年12月19日

サービス統計・企業統計部会長  
西 郷 浩



## 第76回サービス統計・企業統計部会議事結果

1 日 付 平成29年12月11日（月）

2 議決参加者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努

3 議 題 法人土地・建物基本調査の変更について

4 概 要

○ 平成29年11月8日（水）に開催された第75回サービス統計・企業統計部会において、諮問第107号「法人土地・建物基本調査の変更について（諮問）」の審議を行ったところ、審議がおおむね終了し、本部会に所属する委員において答申（案）の方向性について、事実上の合意がなされた。

これを受けて、統計委員会運営規則第6条第2項の規定に基づき、部会長作成の答申（案）について書面による議事を行ったところ、全ての所属委員から賛同が得られたことから、この答申（案）について、本部会で議決されたものとして扱い、平成29年12月19日（火）開催予定の第117回統計委員会に報告することとされた。

以上



(参考)

総政企第 265 号  
平成29年10月26日

統計委員会委員長  
西村清彦 殿

総務大臣  
野田 聖 子



諮問第107号  
法人土地・建物基本調査の変更について（諮問）

標記について、平成29年9月29日付け国総情建第118号により国土交通大臣から別添「基幹統計調査の変更について（申請）」のとおり申請があったところ、その承認の適否を判断するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第11条第2項において準用する同法第9条第4項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。資料1の参考

※別添省略



# 諮問第107号の概要

## (法人土地・建物基本調査の変更)

### 土地・建物に関する関連統計について

	基幹統計調査	一般統計調査
企業	<p>構造統計</p> <p><b>法人土地・建物基本調査</b> (国土交通省・5年周期) 【次回：平成30年】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆土地・建物の所有状況、面積、利用状況及び1年間の取引等の実態について、企業を対象に調査</li></ul> <p>今回の諮問対象</p>	<p>動態統計</p> <p><b>土地動態調査</b> (国土交通省・年次)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆都道府県別の土地の所有状況、面積、利用状況及び取引等の実態について、企業を対象に調査</li></ul> <p>動態統計</p> <p><b>土地保有移動調査</b> (国土交通省・年次)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆売買による所有権移転登記があった土地の購入・売却代金・利用目的について、当該取引当事者である個人、企業の買主・売主を対象に調査</li></ul>
世帯	<p>構造統計</p> <p><b>住宅・土地統計調査</b> (総務省・5年周期) 【次回：平成30年】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆住宅の建築の時期、床面積及び土地の面積、利用状況について、世帯を対象に調査</li><li>◆平成29年11月諮問予定(人口・社会統計部会に付託)</li></ul>	<p>構造統計</p> <p><b>住生活総合調査</b> (国土交通省・5年周期) 【次回：平成30年】</p> <ul style="list-style-type: none"><li>◆居住環境を含めた現在の住まいに対する居住者の満足度等を調査</li><li>◆住宅・土地統計調査の調査対象世帯から調査対象を抽出</li></ul>

# 法人土地・建物基本調査の概要（前回）

## 調査の目的

我が国の法人における土地及び建物の所有及び利用並びに土地の取得状況等に関する実態を調査し、その現状を全国及び地域別に明らかにすることにより、土地に関する諸施策その他の基礎資料を得るとともに、広く一般の利用に供することを目的とする。

## 調査実施機関

国土交通省土地・建設産業局

## 報告者数

約49万法人（資本金1億円以上及び大土地所有法人は全数、それ以外は標本抽出）  
（事業所母集団データベース、土地動態調査から母集団名簿を作成）  
【内訳】・会社法人：約34万法人（うち資本金1億円以上の会社法人：約3万法人）  
・会社以外の法人（社会福祉法人、学校法人、医療法人、宗教法人等）：約16万法人

## 報告を求める事項

【調査票A】（ストックに関する事項 ⇒ 法人が所有する土地・建物の状況を把握）

①法人について、②土地の所有状況、③建物の所有状況

【調査票B】（フローに関する事項 ⇒ 法人における1年間の土地の取得・売却等の状況を把握）

①土地の取得・売却などの有無、②取得・売却等した土地の面積等（全国計、都道府県別）

## 調査系統

【国土交通省 - 報告者】

【調査票A】

・会社法人（約34万法人）

・会社以外の法人（国所管のもの）（約8千法人）

【調査票B】

・資本金1億円以上の会社法人（約3万法人）

【国土交通省 - 都道府県 - 報告者】

【調査票A】

・会社以外の法人（国所管以外のもの）（約15万法人）

## 調査方法

郵送・オンライン調査

## 調査周期

5年

## 基準となる期日、期間・調査の実施期間

基準日：【調査票A・B】平成25年1月1日現在

【調査票B】平成24年1月1日～平成24年12月31日

実施期間：【調査票A・B】平成25年7月上旬～同年9月上旬

2

# 法人土地・建物基本調査の利活用

## 他の統計の基礎資料としての利用

- 国民経済計算（内閣府）の推計（非金融法人企業の支払賃貸料及び対家計民間非営利団体の受取賃貸料の推計等の算定資料）の基礎資料
- 我が国の建築物のうち、法人所有の建築物等について、用途別、構造別、竣工年別、都道府県別等に床面積の総量（ストック量）を推計する「建築物ストック統計」（国土交通省）の基礎資料

## 行政上の基礎資料としての利用

- 土地税制改正（租税特別措置及び税負担軽減措置）要望等に当たっての土地の利活用等に係る分析の基礎資料
- 人口減少・少子高齢化に伴う低・未利用地の増加を踏まえた有効利用促進のための施策の基礎資料

## 各種分析の基礎資料としての利用

- 各種審議会、研究会等での基礎資料
- 大学・研究機関・民間シンクタンク、専門誌等の文献・分析研究・レポート等



# 変更内容（その1）

## 1 調査票の構成の見直し（調査票の分割）

前回調査において調査票Aで把握していた「特殊な用途の土地」を、調査票Bとして分割。

（注）「特殊な用途の土地」：電気業における「送配電施設用地、変電施設用地、発電所用地」、ガス業における「ガス供給施設用地」、「道路用地」等をいう。

〔変更理由〕

- 本調査事項は電気業やガス業等、特定の業種の企業に回答を求めることが念頭に置かれているが、前回調査において調査票を統合したことにより、本来、回答の必要がなかった企業も回答してきたため、記入の明確化を図るため再分割するもの

本調査の見直しの変遷

平成20年度		平成25年度		平成30年度	
法人土地基本調査(指定統計調査)	【調査票A】 土地の所有及び利用状況、農地、林地の所有状況等 【調査票B】 特殊な用途の土地の所在地、用途等	法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)	【調査票A】 土地の所有及び利用状況、農地、林地の所有状況等 特殊な用途の土地の所在地、用途等	法人土地・建物基本調査(基幹統計調査)	【調査票A】 土地の所有及び利用状況、農地、林地の所有状況等 建物の所有及び利用状況等
法人建物調査(承認統計調査)	建物の所有及び利用状況等		建物の所有及び利用状況等		【調査票B】 特殊な用途の土地の所在地、用途等
企業の土地取得状況等に関する調査(承認統計調査)	取得及び売却の状況 土地の所有状況	【調査票B】 土地の取得及び売却の状況	【調査票C】 土地の取得及び売却の状況		

4

# 変更内容（その2）

## 2 調査事項の見直し

### (1) 調査事項の新設

- 調査票A
  - 「法人の名称」に法人番号を追加
  - 「土地の取得時期」において、土地の「今後の保有等予定」を新設
  - 「土地の利用現況」において、低・未利用地の実態を把握するため、「5年前の利用現況」及び「転換予定」を新設

### (2) 選択肢の見直し

- 調査票A
  - 「土地の利用現況」において、「医療施設・福祉施設」を追加、「工場・倉庫」を「工場」と「倉庫」に分割
  - 「建物の利用現況」において、「医療施設・福祉施設」を選択肢に追加
- 調査票B（従来は調査票Aの一部）
  - 「土地の用途」において、「水路用地」を選択肢に追加

### (3) その他

- 調査票A
  - 報告者負担を軽減するための調査票様式の見直し

※ 調査票C（従来は調査票B）は特に変更はない。

※※ 上記調査事項の変更に伴い、集計事項にも変更が生じる。

# 前回答申時（注）の「今後の課題」と確認事項

（注）諮問第46号の答申 法人土地基本調査の変更及び法人土地基本統計の指定の変更（名称及び目的の変更）について（平成24年12月21日付け府統委第114号）

## 1 土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設

3 調査（注：法人土地基本調査（基幹統計調査）、法人建物調査（一般統計調査）、企業の土地取得状況等に関する調査（一般統計調査））の統合により、土地と建物の結びつきが正確に把握できるようになることから、土地及び建物の利用状況の選択肢の分割や新設について、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得る。

確認  
事項

今回、報告を求める事項の変更を計画しており、対応が十分か確認する。  
（なお、国土交通省は、今回の変更計画の内容の妥当性を検証するため試験調査を実施していることから、その結果も併せて確認する。）

## 2 パネルデータの作成

①パネルデータ（同一の対象を継続的に観察し記録したデータ）の政策への活用、②パネルデータ分析の手法について、パネルデータの作成及びそれに基づく分析に知見を有する専門家から意見を聞くなどにより、次回調査計画（平成30年）の企画時期までに結論を得る。

確認  
事項

現在、平成25年の本調査と平成26年以降に実施した土地動態調査（一般統計調査）の調査対象企業についてのパネル化を実施しているが、対応が十分か確認する。

**「公的統計の整備に関する基本的な計画」  
の変更に係る答申**

平成29年12月19日

はじめに	1	民間企業等が保有するビッグデータの活用	24
第1 施策展開に当たったの基本的な視点及び方針	2	(2) オンライン調査の推進	25
1 E B P Mや統計ニーズへの的確な対応	3	(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	25
2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進	4	2 統計の品質確保	27
3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上	5	(1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上	27
4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進	6	ア 統計基準の整備	27
5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化	6	イ 統計間の比較可能性向上	27
第2 公的統計の整備に関する事項	8	(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	28
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進	8	(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	28
(1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実	8	(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等	29
ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等	8	ア 統計棚卸し等	29
イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	9	イ 品質管理の推進等	30
ウ 国際比較可能性の向上	11	3 統計の利活用促進・環境改善	31
(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等	11	(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	31
ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備	12	(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	32
イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備	13	(3) 統計リテラシーの向上	33
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	14	(4) 報告者の理解の増進・公平性の確保	34
ア 事業所母集団データベースの整備・利活用	14	(5) 大規模災害発生時等の備え	35
イ 各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善	15	4 統計リソースの確保・統計人材の育成	36
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備	15	(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	36
(1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備	16	ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置	36
(2) 教育や就業等の実態をより的確に捉える統計の整備	16	イ 地方公共団体との連携・支援	37
(3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	17	ウ 統計調査員の確保・育成・支援	38
(4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	18	(2) 統計人材の確保・育成	39
(5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備	19	第4 基本計画の推進	41
(6) 交通関連施策に必要な統計の改善	19	1 施策の効果的かつ効率的な実施	41
(7) 不動産関連統計の改善・体系的整備	20	2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進	42
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	21	別表 今後5年間に講ずる具体的施策	43
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	21		
第3 公的統計の整備に必要な事項	23		
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減	23		
(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	23		
ア 行政記録情報等の活用	23		

## はじめに

統計委員会では、平成29年2月に総務大臣から「公的統計の整備に関する基本的な計画の変更について」（平成29年2月23日総政企第36号）の諮問を受け、部会を再編し、新たに設置した国民経済計算体系的整備部会における審議を開始した。また、同年5月の「平成28年度統計法施行状況報告」以降、基本計画部会の下に設置した三つのワーキンググループにおいても、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定）に掲げる施策の効果に関する評価や、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定）、「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定）、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定）等に示されているような社会経済情勢の変化を勘案し、多方面から精力的な審議を行ってきた。

今般、一連の検討結果を踏まえ、平成30年度（2018年度）を始期とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」の策定に向けた最終的な報告を取りまとめたので、総務大臣に答申する。今後、本答申に掲げた公的統計の整備に係る理念や基本方針を十分に踏まえ、政府において閣議決定が行われることを強く期待するものである。

また、今回の答申の中に列挙した具体的な取組は、これまでの統計改革における議論の中で明確となった事項が中心となっており、今後、統計・統計法制の抜本改革の進展に伴い、派生して又は新たに、様々な課題が顕在化することも想定される。そのような課題に対しても、柔軟かつ機動的に対処するため、統計委員会は、各府省の協力を得つつ、必要に応じて積極的な役割を果たすことが重要である。

## 第1 施策展開に当たった基本的な視点及び方針

公的統計は、「証拠に基づく政策立案」（Evidence-Based Policy Making. 以下「EBPM」という。）を支える基礎であり、行政における政策評価、学術研究及び産業創造に積極的な貢献を果たすという役割が求められている。

平成26年度を始期とする「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成26年3月25日閣議決定。以下「第Ⅱ期基本計画」という。）においては、この要請に応え、経済や雇用動向等をより適時・的確に捉える統計を作成・提供するため、①統計相互の整合性の確保・向上、②国際比較可能性の確保・向上、③経済・社会の環境変化への的確な対応、④正確かつ効率的な統計作成の推進及び⑤統計データのオープン化・統計作成過程の透明化の推進を施策展開に当たった基本的な視点と位置付け、これらの視点に重点を置いた各種の施策を推進することにより、「公的統計の有用性の確保・向上」を目指すことを基本的な方針としている。

各府省では、これらの視点を踏まえ、①経済構造統計（基幹統計）を軸とした産業関連統計に関する新たな枠組みの構築、②国民経済計算（基幹統計）の2008SNAへの対応や、国際労働機関（ILO）における就業・失業等に関する国際基準の見直しへの対応、③「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）の作成、④統計調査におけるオンライン調査の推進、⑤「公的統計の品質保証に関するガイドライン」（平成22年各府省統計主管課長等会議申合せ）にプロセス保証<sup>(注)</sup>を導入する改正等、おおむね計画に沿った取組を進めているものの、公的統計の作成及び提供を取り巻く環境は、統計調査の実施や統計リソース（予算・人員）の確保等を含め、一層厳しさを増している。

このような状況の中、「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日経済財政諮問会議決定。以下「基本方針」という。）においては、より正確な景気判断のため、GDP統計に用いられる基礎統計の改善やGDP統計の加工・推計手法の改善等の具体的取組とともに、第Ⅱ期基本計画の前倒し改定の方針が示されている。

また、基本方針に基づいて開催された統計改革推進会議による「統計改革推進会議最終取りまとめ」（平成29年5月19日統計改革推進会議決定。以下「最終取りまとめ」という。）においては、EBPMと統計の改革を車の両輪として一体的に推進するため、その基盤となるユーザーの視点に立った統計システムの再構築と活用促進、報告者負担の軽減と統計業

(注1) 統計調査の実施過程の効果的な管理に関する取組。

務・統計行政体制の見直し・業務効率化及び基盤強化を含む抜本的な統計改革の方針が示されており、これらの改革方針の早急な具体化及び実行が求められている。

こうした社会経済情勢の変化や統計ニーズに応え、経済や雇用動向等より適時的確に捉える統計を作成・提供するためには、第Ⅱ期基本計画における施策展開に当たっての基本的な視点を、より一層重点化・明確化することが必要となっている。また、基本的な視点は、平成30年度（2018年度）を起点とする新たな「公的統計の整備に関する基本的な計画」（以下「第Ⅲ期基本計画」という。）に掲げられる取組全般の横断的な方針としての性格を併せ持つことにも留意が必要である。

このため、第Ⅲ期基本計画においては、統計委員会における司令塔機能を強化しつつ、政府一体となった最終取りまとめ等に示された統計改革の実現に取り組むとともに、統計法（平成19年法律第53号）における重要な目標でもある「公的統計の有用性の確保・向上」に向け、以下の1～5の視点に重点を置いた各種施策を推進するものとする。

#### 1 E B P Mや統計ニーズへの的確な対応

官民データ活用推進基本法（平成28年法律第103号）に基づく「世界最先端IT国家創造宣言・官民データ活用推進基本計画」（平成29年5月30日閣議決定。以下「官民データ活用推進基本計画」という。）においては、官民データ活用の推進に関する施策についての基本的な方針が定められ、統計データ等を積極的に活用して、E B P Mを推進する必要があるとされている。

このような状況の中、社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供に当たっては、統計調査の企画、設計等において、外部の声を把握し、それに対応することにより、報告者の負担軽減に配慮した改善を図っていくことが求められている。

このため、これまでも個別の調査ごとに行われてきた統計ニーズや、報告者の声（提案）の把握を経常的かつ横断的に実施する仕組みを再構築し、把握された提案への対応状況を統計委員会及び総務省でフォローアップする。

また、E B P Mの推進に当たっては、統計等データ<sup>(注2)</sup>の整備・改善が必要不可欠なことから、統計委員会における、定期的な統計の評価を通じた「統計御卸し」（仮称。以下同じ。）や統計委員会内に新たに設置される「評価チーム」（仮称。以下同じ。）等による第三者評価に加え、各府

(注2) 統計、調査票情報等及び統計的な利活用を行うために用いられる行政記録情報。

省における統計の品質保証（Quality Assurance）の活動や「公的統計の品質保証に関するガイドライン」の見直し等を通じ、統計ニーズを可能な限り反映した統計の作成・提供を進める。

#### 2 国民経済計算・経済統計の改善を始めとする府省横断的な統計整備の推進

国民経済計算は、より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況の俯瞰や国際比較といった観点からも極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供する役割を有している。

このような国民経済計算について、最終取りまとめにおいて、精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備するという、第Ⅱ期基本計画よりも踏み込んだ考え方が示されており、この新たな考え方の下で、統計委員会を中心に、関係府省が一体となってその具体化を図ることが重要となっている。

このため、国民経済計算について、5年ごとに経済構造を詳細に把握して推計する基準年における推計及びその補間年・延長年における推計において、供給・使用表（Supply and Use Tables。以下「SUT」という。）を体系へ移行することを旨とし、この移行に向けた検討と準備を関係府省が一体となって推進し、その精度向上を図る。

このSUT体系への移行に向けては、ビジネスササーベイ（仮称。以下同じ。）の枠組み<sup>(注3)</sup>の下で、報告者負担の抑制にも留意しつつ、サーベイ産業に係る統計調査の統合、商業統計調査（基幹統計調査）及び工業統計調査（基幹統計調査）の改善等を一体的に実施する。これに伴い、事業所母集団データベースに収集したデータにより、経済センサス・活動調査（基幹統計調査）の中間年における経済構造統計の作成・提供を開始するとともに、統計調査による把握が困難な業種については、行政記録情報等の活用を積極的に検討する。

また、建設・不動産、医療・介護、教育の5分野に代表される、上記取組によって解決できない個別分野の問題解決に取り組み、段階的な改善を図る。

さらに、関係府省が連携して、関連する経済統計や企業を対象とする統計調査の在り方の方の検討や、行政記録情報等・ビッグデータ<sup>(注4)</sup>を含む民間データの活用に関する研究を実施する。

(注3) 統合・拡充したサーベイ産業関連統計調査、年次化した商業統計調査、工業統計調査等により構成される、国民経済計算に必要な項目を産業横断的に把握するための新たな枠組み。

(注4) ICTの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多量多量の民間企業が保有するデータ。

### 3 国際比較可能性や統計相互の整合性の確保・向上

グローバル化の進展は、資本や労働力などの経済活動にとどまらず、情報や文化などの社会の様々な面に影響を及ぼしており、施策上のニーズに対応して、その実態を的確に捉えることに加え、国際基準への寄与などを通じ、統計に関する国際比較可能性を向上させることが重要となっている。また、統計基準等の設定や見直しを適時・的確に行うことにより、統計相互の整合性・比較可能性の確保・向上を図ることは、統計の有用性の向上を目指す上でも重要であり、統計委員会を中心に、府省一体となった取組の強化が必要である。

このため、国際通貨基金（IMF）が設定する「特別データ公表基準（以下「SDDS」という。）プラス<sup>(注6)</sup>」について、未対応の項目の公表を目指すとともに、国際連合が掲げる「持続可能な開発目標」（Sustainable Development Goals、以下「SDGs」という。）のグローバル指標の対応拡大に取り組む。

また、男女の置かれていた状況を客観的に把握するための統計（ジェンダー統計）については、国際連合統計部が「ジェンダー統計作成マニュアル」において、各種統計の作成過程でジェンダーに関する観点を取り込むことの重要性を指摘している。国内においても、「第4次男女共同参画基本計画」（平成27年12月25日閣議決定）、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」（平成28年12月22日SDGs推進本部決定。以下「SDGs実施指針」という。）において、ジェンダー統計の充実の観点から性別データの把握等に努めることが求められている。これらの施策上のニーズを踏まえ、可能な限り性別ごとのデータを把握し、年齢別・都道府県別にも把握・分析に資する統計の作成・提供を推進する。

さらに、障害者統計については、平成29年度に閣議決定を予定している第4次障害者基本計画に、その充実を図ることが盛り込まれる方向である。また、障害者の権利に関する条約（平成26年条約第1号）第31条は、締約国に統計資料等の収集を求めている。これらの施策上のニーズを踏まえ、障害者統計の充実を推進する。

あわせて、SUT体系への移行に向けた日本標準産業分類（平成25年義務告示第405号）の必要な改定や生産物分類の構築など統計基準の整備に取り組むほか、地域区分等の表章区分の標準化を図るなど、統計相互の整

合性の向上を図る。

### 4 ユーザー視点に立った統計データ等の利活用促進

社会全体における統計データの利活用推進を図るためには、情報通信技術（以下「ICT」という。）の進展にあわせて、利活用基盤の整備・強化を図るとともに、統計データを利活用可能な形で提供することが重要である。また、調査票情報等の提供及び活用<sup>(注6)</sup>は、調査実施者やデータ保有者等が想定していないかかったニーズへの対応を可能とするなど、既存のデータの有効活用を図る取組であることにも留意が必要である。

このため、政府統計の総合窓口（以下「e-Stat」という。）の利便性の向上を図るため、e-Statへの登録データの拡大を進めるとともに、ユーザーのニーズを踏まえた機能強化を推進する。

また、調査票情報等の提供及び活用を推進するため、オンライン利用について利用拠点や利用可能なデータベースの段階的拡充に取り組みとともに、提供及び活用に関するワンストップサービス（一元的な申出受付・提供等）の構築を図る。あわせて、オンライン利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討する。

さらに、オーダーメイド集計や匿名データの提供については、ユーザーのニーズを考慮し、提供内容の充実を図る。

### 5 統計改善の推進に向けた基盤整備・強化

国民経済計算を軸とした経済統計の改善等の府省横断的な統計整備を始めとする第Ⅲ期基本計画に掲げられる課題の実現を図るためには、取組に必要なリソースを確保する一方で、既存リソースの再配分・最適配置も重要となる。また、統計委員会を中心として府省間の連携を一層強化することが欠かせない。

このため、統計委員会を中心に、国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースを計画的に確保する。また、E B P Mの実践や推進、統計の作成・提供等に携わる人材層の総合的な構築のために必要なリソースを確保するため、平成29年度に策定する人材の確保・育成等に関する方針（仮称、以下同じ。）に基づき、若手研究者等外部人材の活用のための国の統計部門の組織・人事運営上の課題の改善、地方公共団体

(注6) SDDS (Special Data Dissemination Standard) プラスとは、IMFが定める経済・金融データに関するデータをタイムリーに公表するための最高水準の公表基準である。我が国では、参加条件である金融健全性指標や債券証券など5項目の公表に対応し、平成28年4月に参加したが、移行期間である5年以内に、要時点であった項目について、過去5年分のデータを指定された形式で公表し、完全履行を達成する必要がある。

(注6) 統計法第3章に規定する①調査票情報の二次利用（第32条）、②調査票情報の提供（第33条）、③オーダーメイド集計（第34条）及び④匿名データの作成及び提供（第35条及び第36条）の総称。

との人事交流、統計研修の充実・強化を図る。さらに、地方公共団体を經由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組むとともに、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するために必要な支援を行う。

また、統計委員会に新たに統計棚卸チーム（仮称。以下同じ。）を設け、民間部門の業務改革で活用されているBPR<sup>(注7)</sup>手法も活用し、統計棚卸しを実施するとともに、第Ⅲ期基本計画に盛り込まれる様々な取組を推進することにより、政府として統計に関する官民コストを3年間で2割削減する。

さらに、連携強化の基盤として、各府省内又は政府全体の統計を取りまとめる事務責任者（統計幹事及び総括統計幹事。いずれも仮称。以下同じ。）が、統計委員会と各府省との間の緊密な調整等を行う体制を整備する。各府省の統計幹事は、自府省の統計部門の総括責任者として統計委員会に参画するとともに、自府省の各部署に対して必要な連絡・調整や指導等を行うことが必要である。

## 第2 公的統計の整備に関する事項

### 1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進

国民経済計算は、国際基準にのっとり、一国全体の経済の動向をフォロー及びストックの両面から包括的かつ整合的に記録するものである。より正確な景気動向の把握はもとより、経済状況の俯瞰や国際比較といった観点からも極めて重要な指標であり、同時に、各種経済統計を横断的・体系的に整備するための基本的な概念や枠組みを提供するという役割を有している。

このような考え方は、平成21年に初めて策定された「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成21年3月13日閣議決定。以下「第Ⅰ期基本計画」という。）において明示され、第Ⅱ期基本計画においても引き継がれているものの、いづれにおいても「国民経済計算と一次統計との連携の必要性」、「両者が連携することが必要」という整理にとどまっていた。

しかしながら、最終取りまとめにおいて、国民経済計算を軸として経済統計の改善を図る、すなわち、国民経済計算の精度向上を図るため、その基礎となる経済統計を横断的・体系的に整備するという更に踏み込んだ考え方が示された。

この新たな考え方の下、我が国では、国民経済計算の基盤となる産業連関表（基幹統計）をSUT体系へ移行するとともに、当該体系の下に作成される「基準年SUT」から国民経済計算を直接推計する形に変革するという大改革を推進する。その大改革の到達地点である「新たな推計体系」の下では、国民経済計算とその推計に利用する基礎情報との対応関係が一層明確になり、関連経済統計の更なる体系的整備も可能となる。

#### (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実

この抜本的な改革を進める上では、統計委員会を中心に、国民経済計算自体の加工・推計方法の改善と、経済統計の整備・改善とを一体として行うことが不可欠であり、以下の取組を重点的に実施する。

#### ア より正確な景気判断に資する基礎統計改善及び国民経済計算の加工・推計手法の改善等

- (7) より正確な景気判断に資する経済統計の整備・改善に当たっては、四半期別GDP速報（以下「QE」という。）を始めとした国民経済計算の四半期推計の精度向上を図る観点から、経済産業省生産動態統計（基幹統計）、サービス産業動向調査（月次調査部分）、家計統計（基幹統計）、法人企業統計（基幹統計）、建設総合統計、

(注7) BPR（Business Process Reengineering）とは、現在の業務プロセスを詳細に調査・分解し、国民サービス品質の向上や人的リソースの活用等の面から、どのような問題点があるかを徹底的に分析して、本質的な課題を発見し、適切な効果指標の決定にも留意しつつ、その改善を通じて、業務プロセスそのものの再構築を図ることをいう。（「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成28年8月2日総務大臣決定）による。）



消費者物価指数、毎月勤労統計（基幹統計）など、国民経済計算の四半期推計に用いられる統計・統計調査を中心に、月次・四半期の基礎統計を改善する。なお、その際、国民経済計算と加工統計を含むその基礎統計の選及期間との整合性や、報告者負担の抑制についても十分に留意する。

(4) 国民経済計算におけるQ Eの1次速報と2次速報との改定幅を縮小していくことが求められている。このため、四半期別法人企業統計調査をQ Eの1次速報に利用可能となるよう早期化する可能性について、経済界の協力を得つつ関係府省が一体となって検討する。あわせて、Q Eと年次推計との改定幅の縮小に向け、Q E推計から年次推計に至るそれぞれの段階で利用される基礎統計におけるデータの差異を抑制するため、主に経済産業省生産動態統計調査、サービス産業動向調査（月次調査部分）について、所管する関係府省が一体となって改善策を検討する。さらに、これらを含む基礎統計の改善を踏まえつつ、四半期推計における需要側統計と供給側統計の統合比率の見直しを含め、国民経済計算の加工・推計手法の改善を不断に推進する。

(5) 生産面・分配面の四半期速報を参考系列として公表することについては、第II期基本計画において、平成23年基準改定後できるだけ速やかな対応が求められており、その実現に向けた具体的な方法を精査し、早期に結論を得る。

(6) 以上の取組に加え、実質値の精度向上を図る観点から、現行推計では必ずしも十分に対応できていない医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法等について、包括的な研究を推進するとともに、市場取引価格ベースによる建設や小売サービス（マージン）の価格の把握について、研究とその活用等に向けた実証的な検討等を進める。

## イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備

(7) 国民経済計算の年次推計は、おおむね5年ごとの「基準年推計」と基準年の推計値を元に各年で補間・延長する「補間年・延長年推計」（以下「中間年推計」という。）とに分けられる。このうち、基準年推計は、経済構造を詳細に反映するため、経済センサス・活動調査の結果を用いておおむね5年ごとに作成される産業連関表を基礎としている。この産業連関表について、国際的な主流であるS U T体系に移行し、基準年S U Tを直接作成していく。これにより、

国民経済計算の基準年推計において、生産側G D P（産業別付加価値）の直接推計が可能となるため、その投入構造の把握がより正確になる。

また、中間年推計においても、基準年S U Tを直接補間・延長して年次で作成される「中間年S U T」を推計することにより、基準年に直接把握した投入構造を整合的に反映した生産側G D Pが得られる。

一方、この新たな推計体系への完全移行は、平成42年度（2030年度）を最終年度とする長期プロジェクト<sup>(注6)</sup>となるため、計画的かつ着実に、関連する検討・検証作業を推進していくことが不可欠である。第III期基本計画期間中は、一定の客観的なルールに基づく形で、基準年S U T及び産業連関表の基本構成を早期に固めること、基準年S U Tと中間年S U Tを可能な限り同様の概念に基づく「シームレス」な設計とすることなどの大枠の課題、さらに生産物分類の整備等について、理論及び実務の両面から検討を進め、次の段階へと確実につなげる。

(4) さらに、本節「(2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等」において後述するとおり、中間年S U Tの精度向上の観点等から、サービス関連統計調査の統合・拡充や商業統計調査の年次化等を中心としたビジネスサセーベの枠組みの創設や、それら以外の業種別統計調査等に係る整備・改善も計画されている。こうした基礎統計を利用した中間年S U Tを適切に反映する形で、国民経済計算における中間年推計の一層の精度向上を図ることが不可欠である。

(5) 建設・不動産、医療・介護、教育の5分野に代表される、上述した新たな推計体系への移行やビジネスサセーベの枠組みの創設等によつては解決できない個別分野の課題解決も重要である。建設・不動産分野では、工事実施額、工事進捗パターン、補修工事、一部の不動産の仲介手数料・販売マージンなどに改善の余地がある。同様に、医療・介護分野では、中間年推計に必要となるデータの一部が得られていない。また、教育分野では、中間投入構造の把握が不十

(注6)

主なスケジュールは、平成32年（2020年）産業連関表（平成36年度（2024年度）公表予定）ではサービス分野を対象に、平成37年（2025年）産業連関表（平成41年度（2029年度）公表予定）では全産業を対象にS U T体系に移行することとしている。さらに、これを踏まえ、平成42年（2030年）に予定される国民経済計算の基準改定において、全産業の直接推計による基準年S U T・中間年S U Tの構築に取り組みることとしている。詳細は、最終取りまとめ参考資料P.5「生産面を中心に見直したG D P統計への整備スケジュール」を参照。  
([http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu\\_sankou.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/toukeikaikaku/pdf/saishu_sankou.pdf))

分である。これら課題の解決は、国民経済計算におけるGDPの改定幅の縮小や、より精度の高い計数の把握の観点からも重要である。このため、これらの分野に関しては、主管府省が中心となって、具体的な課題を特定した上で、推計手法の改善や基礎統計の整備などの検討を順次進め、段階的に改善を図る。

#### ウ 国際比較可能性の向上

(7) 国民経済計算及び産業連関表の国際比較可能性を一層向上させる観点から、国民経済計算の次回基準改定において、最新の国際基準である2008SNAに準拠し、映画、音楽などの娯楽・文学・芸術作品の原本の総固定資本形成としての計上を目指す。また、平成27年産業連関表において、自社開発ソフトウェアや研究開発を総固定資本形成として計上することを検討する。さらに、国民経済計算におけるリースの区分についても、国際基準と整合的となるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、推計方法を検討する。

(4) 国民経済計算の新しい国際基準策定プロセスへの関与を強化するため、国際的な議論への積極的な参画を図る。具体的には、国際的な動向を踏まえつつ、これまで把握することが困難であった新分野の取り込みなどについて理論的・実務的な研究を推進し、国際会議において積極的に意見を表明する。

#### (2) 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備の推進等

経済構造統計は、第I期基本計画において、全産業分野の経済活動を同一時点で網羅的に把握することを通じて、国民経済計算を始めとした諸統計の精度を向上させ、国民の様々な意思決定や政策決定に有用な情報を提供する重要な統計と位置付けられた。また、経済構造統計を作成するため、「経済センサス-活動調査の枠組みについて」（平成18年3月31日経済センサス（仮称）の創設に関する検討会）に基づき、平成21年度に経済センサス-統合を進め、関係府省の協力も得て、平成23年度に経済センサス-基礎調査（総務省所管、基幹統計調査）を、平成23年度に経済センサス-活動調査（総務省と経済産業省の共管）を、それぞれ創設・実施することとした。

第I期基本計画では、国民経済計算の精度向上を図る観点も踏まえ、経済構造統計と密接に関係する主要な産業関連統計との関係及び調査事項の在り方等を改めて検討するとの課題が盛り込まれたものの、その検討途上において、経済構造統計を取り巻く環境が大きく変化化したことも

あり、検討すべき課題の再整理が必要となった。

以上のような経緯から、第II期基本計画においては、「経済構造統計を中心とした新たな枠組み」の検討や、国内総生産に占める割合が約7割で推移しているサービス産業を中心とした「第3次産業」の動向をより正確に把握する統計整備などの諸課題の解決に向け、関係府省が一体となって取り組むことが盛り込まれ、平成29年3月に、その検討結果が取りまとめられた。なお、その一部は、基本方針や最終取りまとめにも反映されている。

このため、関係府省は、今後、この検討結果を基に、統計ニーズや社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、一体となって以下の取組を推進し、統計改革の実現を目指す必要がある。

#### ア 経済構造統計を中心とした経済統計の体系的整備

(7) 経済構造統計の「基準年」については、経済センサス-活動調査において、全ての事業所・企業等を対象に、同一時点で網羅的にその活動を把握し、その結果から全国及び地域別の経済構造を明らかにした統計を5年ごとに作成・提供する。また、報告者の負担軽減、実査の現状等にも留意しつつ、KAU (Kind of Activity Unit) 概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースでの職業活動の把握可能性等について、関係府省が一体となって検討する。

なお、平成33年（2021年）以降における経済センサス-活動調査の実施に当たっては、前記(1)のSUT体系への移行との整合性や、報告者の負担軽減及び実査を担う地方公共団体の業務負担の抑制にも留意する。

(4) 経済センサス-活動調査の中間年における経済構造統計（以下「中間年経済構造統計」という。）について、関係府省は、関連する基幹統計調査を再編した上で、経済構造統計における母集団情報の整備・提供という従来の目的・役割に加え、新たに基準年からの構造の変化を含めた中間年の実態を把握・提供する。

具体的には、特定サービス産業実態調査（基幹統計調査）、サービス産業動向調査（拡大調査部分）及び商業統計調査を発展的に統合して、平成31年度（2019年度）から実施することを予定している経済構造実態調査<sup>(注9)</sup>（仮称、以下同じ。）を中心に、この経済構造実態調査と同様・一体的に実施する工業統計調査や、プロファイ

(注9) 総務省と経済産業省の共管調査（総務省が実施主体、独立行政法人統計センターが実施予定）。

リング活動及びびローリング調査<sup>(注10)</sup>に移行することが計画されている経済センサス・基礎調査など、事業所母集団データベースに格納される統計調査の結果・行政記録情報等も活用し、産業横断的な統計を平成32年度（2020年度）からの中間年の各年に作成・提供する。また、企業を対象とした統計調査の結果を活用し、地域別（事業所別）の付加価値等の推計手法の検討に取り組む。

なお、この中間年経済構造統計の整備に当たっては、報告者の負担軽減に努めつつ、内閣府と連携し、前記(1)のビジネスサスペイの枠組みを通じた中間年SUTの精度向上や、基準年経済構造統計との整合性にも留意する。

(7) 中間年経済構造統計については、その有用性の向上や中間年SUTの精度向上に資するため、報告者の負担軽減や統合後の調査の実施状況にも留意しつつ、その充実を図ることが重要である。具体的には、経済構造実態調査が同時・一体的に実施する予定の工業統計調査等を包摂することに向けた検討や、事業所母集団データベースに格納される建設工事施工統計調査（基幹統計調査）結果等における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを集計したデータ活用を検討する。

#### イ サービス産業・企業関連統計の改善・整備

(7) サービス産業に関わる統計整備を推進するためには、サービス産業の構造を明らかにする上で重要な付加価値等をサービス産業全体で把握することが重要である。

このため、総務省及び経済産業省は、平成31年度（2019年度）からの実施を予定する経済構造実態調査の企画に当たって、国民経済計算の精度向上や報告者負担の抑制にも留意しつつ、内閣府とも連携し、よりの確かな付加価値の把握や基幹統計調査とすることを目指す。また、経済構造実態調査については、平成33年（2021年）経済センサス・活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、調査事項等の見直しを実施する。

(4) 総務省及び経済産業省は、QEの精度向上や第3次産業活動指数の更なる有用性の向上を図る観点から、サービス産業動向調査（月次調査部分）及び特定サービス産業動向統計調査の整理・統合に向けた、遅くとも平成34年（2022年）末までに結論を得る。

(7) 平成31年度（2019年度）から実施予定の経済構造実態調査について

(注10) 全国の事業所の開業・廃業状況等を順次調査する手法。

ては、費用項目を把握する必要があることから、一部事業所も対象に実施されるものの、主として企業を対象とした統計調査として実施されることが想定される。

このため、関係府省は、報告者負担の抑制を図る観点から、経済構造実態調査と、産業横断的に企業の活動実態を把握する経済産業省企業活動基本調査（基幹統計調査）及び法人企業統計調査（基幹統計調査）並びに業種別に企業の活動実態を把握する建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及び中小企業実態基本調査等との役割分担、重複は正等を検討する。

また、関係府省は、企業活動の変化をよりの確に把握・提供する観点から、第1段階として、事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項の設定を図った上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、第2段階として、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計の整備を検討する。

(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化  
関係府省は、上記(1)及び(2)の国民経済計算体系を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備を図るため、一体となつて、その基盤となる以下の取組を推進する。

#### ア 事業所母集団データベースの整備・利活用

統計法第27条第1項の規定に基づき、基幹統計調査又は一般統計調査に係る調査票情報の利用、法人その他の団体に對する照会等により整備された事業所母集団データベースは、事業所・企業等を対象とする各府省の統計調査において、母集団情報として活用されており、報告者負担の軽減や効率的な統計作成に重要な役割を担っていることに加え、前記(2)の中間年経済構造統計及び企業統計の作成・提供においても中核的な機能を果たすことが期待されている。

このため、総務省は、名簿情報の整備を目的とする経済センサス・基礎調査について、5年に一度、事業所・企業等の所在等を把握する調査手法から、平成31年度（2019年度）からのプロフィールリング活動及びローリング調査への移行や、公営事業所の把握の充実を進める。この事業所母集団データベースの整備・充実に当たっては、総務省は、関係府省とも連携し、法人番号の把握・活用を推進するとともに、法人番号の通知状況等を含めた新たな行政記録情報等や民間データの

活用に加え、行政記録情報等やローリング調査の確認結果を活用するなどして、法人企業統計の母集団名簿の企業数との「かい離」解消に取り組む。

さらに、総務省は、関係府省と連携して事業所母集団データベースの有用性を高めるための方策等を検討するとともに、経済統計のカバレッジの拡大に寄与するため、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた法人・事業所等の母集団情報の提供・活用に取り組む。

また、各府省は、事業所・企業等を対象とした統計調査については、調査の特性を考慮しつつ、事業所母集団データベースの最新情報を使用することを原則とする。

#### イ 各種ガイドラインの整備・適用を通じた経済関連統計の改善

統計利用者の利便性の向上、また、事業所母集団データベースを活用した中間年経済構造統計や企業統計の提供に当たっては、事業所・企業対象の統計調査における定義の統一等が重要となっている。

このため、第Ⅱ期基本計画に基づいて策定された「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱に関するガイドライン」について、平成31年（2019年）10月に予定されている消費税率の10％への引き上げや軽減税率の導入などの社会経済情勢の変化等を踏まえつつ、その適用の拡大に取り組む。さらに、関係府省は、一次統計調査における税抜額記入への統一の可否等の検討などを連携して推進する。

また、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」（平成27年5月19日各府省統計主管課長等会議申合せ）について、実査可能性に関する検証結果等を踏まえつつ、その改定や適用の拡大に取り組む。

## 2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備

我が国では、本格的な人口減少社会を迎えるとともに、厳しい財政事情の中、社会経済情勢の様々な変化を的確かつ迅速に捉えた統計を整備し、各種施策の立案や効果検証に活用することが重要となっている。また、こうした統計の整備・改善に当たっては、報告者の負担軽減や効率的な統計作成に加え、前記1の体系的な整備という観点にも留意する必要がある。

このため、担当府省を中心に、関連する府省の協力を得て、以下の取組を重点的に実施する。

### (1) 人口減少社会の実態をよりの確に捉える統計の整備

我が国の人口は、平成17年に戦後初めて減少しており、本格的な人口減少社会となり、平成23年以降は継続して減少しており、平成20年にピークを迎えた。また、生産年齢人口割合（15～64歳人口の総人口に占める割合）は平成4年をピークに低下を続けているのに対し、高齢化率（65歳以上人口の総人口に占める割合）は一貫して上昇が続いており、平成25年には25.1％と4人に1人を上回るなど少子高齢化が進んでいる。こうした人口減少は、我が国経済に影響を与える可能性がある。すなわち、少子高齢化による生産年齢人口の減少は、労働投入の減少につながり、医療・介護サービスなど一部の分野で国内需要を拡大させる一方、多くの分野で国内需要の縮小要因となるばかりか、地域社会や都市機能の維持にも影響を及ぼすものと考えられる。

このような状況の中、人口やそれを取り巻く社会の構造変化等をよりの確に把握する上で、国勢調査（基幹統計調査）及び国民生活基礎調査（基幹統計調査）の重要性はますます高まっている。このため、両調査については、これまで実施してきた取組に加え、地方公共団体における業務負担の軽減にも留意しつつ、調査方法等の更なる改善・効率化や、広報・情報提供の充実等を推進する。

また、人口動態調査（基幹統計調査）についても、集計の充実等に取り組んでいるところ、地域特性に応じた地方別集計の充実を求めるニーズに対応し、外国人が一定規模以上居住する市区町村における集計可能性に関する検討を推進するとともに、調査票情報の更なる提供拡充やオンライン報告システムの充実等に取り組む。

### (2) 教育や就業等の実態をよりの確に捉える統計の整備

人口減少・少子高齢化を迎える中、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（平成29年6月9日閣議決定。以下「骨太2017」という。）においては、一徳総活躍社会を実現する際、教育が果たすべき役割は極めて大きいものと位置付けられ、①人材投資の抜本強化、②教育の質の向上等及び③リカレント教育等の充実に関する施策が掲げられている。

また、中央教育審議会においては、①人口減少・高齢化の進展、②急速な技術革新、③グローバル化の進展と国際的な地位の低下、④子供の貧困など社会経済的な課題等を踏まえ、「教育振興基本計画」（平成25年6月14日閣議決定）の改定作業が進められており、あわせて目標の進捗状況を把握するための指標の設定が検討されている。

このような状況の中、学校関連統計の基盤と位置付けられる学校基本

調査（基幹統計調査）については、施策上のニーズを踏まえた調査事項の改善や情報提供の充実等が求められていることから、①より詳細な分析に向けた調査事項の充実・見直し、②関連統計調査との調査事項の重複是正による負担軽減、③卒業生の就職状況のよりの確な把握等について実施するとともに、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能な調査統計システムへの変更を検討する。

また、統計調査や行政記録情報等を活用して、世帯の収支状況と進学・就職状況との関係を把握・分析することも重要である。その一環として、21世紀出生児統断調査（平成18年出生児）については、施策上のニーズを踏まえて調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。

さらに、学校保健統計調査（基幹統計調査）については、報告者の負担抑制にも留意しつつ、基幹統計としての更なる有用性の向上を図るため、利活用の実態及び統計ニーズを踏まえて調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を精査するとともに、データの収集・保管等を含めた調査計画全般の改善を検討する。なお、検討に際しては、調査票情報等の提供にも留意する。

また、社会教育調査（基幹統計調査）及び児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査についても、調査負担に対する関係者の理解を得つつ、継続的な改善に取り組む。

### (3) 働き方の変化等をよりの確に捉える統計の整備

少子高齢化により生産年齢人口が減少する中、骨太2017においては、「働き方改革実行計画」（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）に従って、①同一労働同一賃金など非正規雇用の処遇改善、②長時間労働の是正、③柔軟な働き方がしやすい環境整備、④病気の治療、子育て・介護等と仕事の両立、障害者就労の推進、⑤外国人材の受入れ等の施策を府省の枠を超えて推進することが求められている。

このような状況の中、労働関連統計については、国際基準に対応した新たな指標の作成・提供や、調査事項の見直し等に努めているものの、働き方改革の推進や評価等を行う上で、重要性がますます高まっております。調査事項を一層的なものとするための改善や提供情報の充実等に、関係府省が一体となって取り組むことが重要である。

このため、世帯を対象とする主要な月次の動態統計を作成するための調査である労働力調査（基幹統計調査）については、「従業上の地位」に係る選択肢の変更に伴う時系列比較に当たり留意すべき点や、未活用

労働に関する各指標等の情報提供の充実に向けた取組を推進するとともに、統計利用者の更なる利便性の向上に資する観点から、事業所を対象とする主要な月次の動態統計を作成するための調査である毎月勤労統計調査（基幹統計調査）と連携し、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を明確にするなど、情報提供に関する方法の工夫や充実を図る。

また、構造統計を作成するための調査においても、世帯を対象とする就業構造基本調査（基幹統計調査）については、育児・介護が就業に与える影響をよりの確に把握するための調査事項の検討等を促進する。さらに、事業所を対象とする賃金構造基本統計調査（基幹統計調査）については、①毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討結果を基にした情報提供の充実、②個人票を中心とした匿名データの提供の検討、③回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更、④調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化等の諸課題の解決に向けた検討を推進する。

さらに、船員労働統計調査（基幹統計調査）については、平成29年度中に見直した第一号調査の標本設計における層別区分（用途別、総トン数別）を、平成30年度（2018年度）調査から適用する。また、船舶を単位とする現行の標本設計について、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた根本的な見直しを検討し、早期に結論を得るとともに、産業構造や船員の雇用環境等の変化を踏まえ、基幹統計調査としての在り方も含めた抜本的な見直しを検討する。

### (4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備

農林水産統計については、農林水産行政の変化に対応し、基幹統計調査を始めとして、報告者負担の軽減や調査の効率的な実施にも努めながら、必要な統計の整備を進めている。

一方、骨太2017においては、攻めの農林水産業を展開し、成長産業にするとともに、農山漁村を次世代に継承し、農業者の所得向上等を図るため、構造的な問題を解決していくことが掲げられている。具体的には、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産省・地域の活力創造本部決定、平成29年12月8日改訂）や同プランを踏まえた各種基本計画に基づく農林水産施策の着実な推進を図るため、統計データを的的確に整備し、適時適切に提供していくことが求められている。

このため、農林水産統計の整備に当たっては、引き続き報告者負担の軽減や調査の効率的な実施等に留意しつつ、関連施策の展開に必要な農

林水産業の構造や担い手層の経営収支の変化、流通構造の実態等をより的確に把握する観点から、調査事項や提供情報の充実等を推進する。また、農林業センサス（基幹統計調査）と経済センサス・活動調査により他産業から農林業への参入・連携状況等の把握・分析をするための新たな統計作成や、様々な形態の経営体の実態を把握するため、農業経営統計調査（基幹統計調査）の調査対象区分の見直しなどに向けた検討・検証を実施する。

#### (5) 環境・エネルギー関連施策の展開を図るための統計整備

環境に関する統計について、関係府省は、廃棄物等に関するデータの精度向上などの取組や、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の開始など、第II期基本計画に基づく統計整備に努めている。

さらに、環境省を中心とした関係府省庁等が協力して、気候変動に関する国際連合枠組条約（平成6年条約第6号）及び京都議定書に基づいた温室効果ガス排出・吸収量の算定や、排出・吸収目録（イベントリ）の作成・提出を実施しており、その排出・吸収量に関する統計の集計・算定・公表を行う国内体制の整備やデータの品質保証・管理を通じて精緻な算定を行うためには、家庭部門のCO<sub>2</sub>排出実態統計調査の実施等を含め、温室効果ガス排出・吸収量データの更なる充実が必要となっている。

一方、骨太2017及び未来投資戦略2017（平成29年6月9日閣議決定）においては、地球温暖化対策計画（平成28年5月13日閣議決定）の推進が求められていることから、環境・エネルギー分野の統計整備に引き続き取り組みが必要がある。また、国際的な取組である環境・経済統合勘定（S.E.E.A.<sup>(注11)</sup>）やSDGsへの対応も重要となっている。

このため、廃棄物等循環利用量実態調査の更なる精度向上に向けた検討を行うほか、エネルギー消費統計について、見直し効果の持続性等の検証を行うとともに、産業・業務部門のエネルギー消費に関する統計の体系的な整備の促進を図る。

#### (6) 交通関連施策に必要な統計の改善

交通に関する統計については、統計の安定性・連続性に加え、社会経済情勢の変化等に対応した統計の整備・連携の推進等に向け、第II期基本計画に基づく輸送貨物品目分類の統一や燃料消費量を把握する統計の精度向上などに努めている。

一方、「総合物流施策大綱（2017年度～2020年度）」（平成29年7月28日閣議決定）では、将来のニーズに応え得る「強い物流」を実現していくため、輸送モード間の連携・協働（モーダルシフト）による効率化などの各種施策を推進することが掲げられている。さらに、我が国全体のCO<sub>2</sub>排出量（電算配分後）の2割弱を占めている運輸分野における省エネ性能の向上、運行・運航の効率化を進めるとともに、トラックに比べ単位輸送当たりのCO<sub>2</sub>排出量が少ない鉄道や船舶へのモーダルシフトを図るなど、地球環境問題にも取り組むことも掲げられている。

これらの施策の推進状況もモニタリングするためには、行政記録情報の活用等による報告者負担の軽減にも留意しつつ、交通統計の更なる整備を行うことが重要となる。

このため、自動車輸送統計調査（基幹統計調査）について、新たな調査手法による調査を開始し、公表事項の充実や数値の安定化方策等の検討に取り組むとともに、港湾調査（基幹統計調査）について、公表時期の更なる早期化、集計事項の充実等の検討を行う。

#### (7) 不動産関連統計の改善・体系的整備

不動産に関する統計については、第I期基本計画以降、企業の不動産（土地及び建物）の所有（ストック）等をよりの確に把握するため、関連する統計を統合・整理し、5年周期で法人土地・建物基本調査（基幹統計調査）を実施するとともに、その中間年における土地取得の動向（フロー）を把握する土地動態調査の実施状況も踏まえ、中期的な観点から整備・検討に取り組んでいる。

このような状況の中、不動産に関する統計の更なる体系的整備を図るためには、報告者の負担軽減にも留意しつつ、法人における土地の所有・利用状況の地域別等の構造的な把握の在り方や、効率的な調査の実施に向けた検討を行うとともに、世帯や公的部門も含めた我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握する統計の整備に向けた課題の整理等に引き続き取り組み必要がある。

このため、5年ごとに実施する法人土地・建物基本調査とその中間年に実施する土地動態調査について、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）に基づく「不動産登記情報の公開の在り方」等についての検討動向を注視しつつ、不動産登記情報の活用の可能性や、土地の所有・利用状況の構造的な把握の在り方を含め、調査の効率的な実施に向けて検討を推進する。また、我が国の土地所有及び利用状況の全体像を

(注11) Satellite System for Integrated Environmental and Economic Accounting

把握するため、土地基本調査<sup>(注12)</sup>の作成方法の充実に向けた検証・検討を推進し、具体的な課題の整理を行う。

#### (8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実

観光統計については、第Ⅱ期基本計画に基づき、旅行・観光サテライト勘定(TSA<sup>(注13)</sup>)の公表の充実、都道府県の実施する観光入込客統計の精度向上等を通じた整備を推進している。

一方、「明日の日本を支える観光ビジョン」(平成28年3月30日明日の日本を支える観光ビジョン構想会議決定)においては、観光による地方創生や観光産業の基幹産業化等が掲げられている。

また、同ビジョンを踏まえた「観光立国推進基本計画」(平成29年3月28日閣議決定)においては、平成30年(2018年)から地域分析に有用な都道府県別の入込客数・消費額に関する統計調査を実施することや、多様化する宿泊形態について、その実態を把握するための方策について検討することに加え、各種観光統計について、地方公共団体や観光関連産業等へ具体的・実践的な分析・活用方法を示す等、施策立案への統計の利活用を推進することが掲げられている。

これらの推進に当たっては、地域を含めた顧客状況及び消費動向をより正確に把握することなど、観光統計の整備・改善に引き続き取り組むとともに、国の地方公共団体等に対する支援・連携も引き続き重要となっている。

このため、既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、推計手法の改善とともに、民間データ等の活用可能性を含めた関連統計の改善や、クルーズ船利用の拡大等旅行形態の変化に対応した統計の改善に向けた検討などを通じ、観光統計の体系的整備を推進する。また、訪日外国人消費動向調査について、精度検証を実施した上で、都道府県別表章に必要な改善の結論を得る。

### 3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進

グローバル化の進展は、資本や労働力など経済分野にとどまらず、情報や文化などの分野に及んでおり、社会に様々な影響を及ぼしている。

そのようなか、我が国ではこれまで、①IMFが設定するSDDSプラ

スにおけるデータ整備、②国際連合統計委員会や経済協力開発機構(OE

CD)等の国際会議への参加、③独立行政法人国際協力機構(JICA)を通じた統計専門家の派遣、④発展途上国等諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、⑤国際連合アジア太平洋統計研修所(SIAP)の運営に対する協力等、国際協力の推進に取り組んでいる。

一方、骨太2017及び未来投資戦略2017においては、日本企業の活力を海外展開し、その恩恵を我が国の各地域に取り込み好循環の拡大を図るため、我が国企業の高技術力をいかした海外展開の促進や、技術を有しながらも海外展開に踏み切れなかった中堅・中小企業等の海外展開の支援等が掲げられている。

これらの社会経済情勢の変化や施策上のニーズに適切に対応するために、公的統計の分野においても、国際基準への寄与などを通じた統計に関する国際比較可能性を向上させるほか、国際連合が掲げるSDGsについては、全244グローバル指標のうち、平成29年6月現在で我が国が対応可能な指標は約40%であり、SDGs実施指針に基づき、その対応拡大などに取り組む必要がある。

また、国際経済取引・企業の国際化や海外事業活動を把握する統計調査の精度向上・情報提供の充実に加え、更なる国際協力・連携に向け、統計委員会を中心に、府省一体となり、国際機関への情報発信などの取組の強化を図る必要がある。

このため、SDDSプラスで未対応となっているデータ公表の実現やSDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組むとともに、社会保険費用統計(基幹統計)の新たな統計表の作成・提供、有用性向上等の取組を推進する。さらに、関連統計の整備については、企業の貿易取引に係る情報の高度利用、情報提供の充実や海外事業活動のよりの確な把握に取り組む。

また、国際協力等の推進に関して、国際会議等への積極的な参加等の国際貢献の強化、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の情報共有の強化を図る。

(注12) 国土交通省「法人土地・建物基本調査」及び総務省「住宅・土地統計調査」の帳簿・集計により作成した「世帯土地統計」の総称。また、同調査のデータを基に算出額も推計。

(注13) Tourism Satellite Account

### 第3 公的統計の整備に必要な事項

#### 1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減

(1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用  
行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等を統計の作成に活用することは、統計調査における報告者の負担軽減のみならず、正確で効率的な統計の作成にも寄与することから、各府省における積極的な活用が必要となっている。

一方、これらの行政記録情報等や民間企業等が保有するビッグデータ等は、①法令上の制約や電子化の状況が多様であること、②偏りやノイズなど個々のデータの性質の違いが大きいため、③データ形式の標準化・統一化がなされていないことなどから、利用可能性の高いもの又は優先度の高いものから個別的・集中的に対応を進めていくことが重要である。

このため、総務省は、最終取りまとめにおいて、専門技術を有する委員等及び関係者による協議会を設け、集中的に課題に対応するパイロット的な枠組みを設けることとされていることも踏まえ、産官等連携による会議を開催し、民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等（行政記録情報等を含む。）を選定し、関係者の協力を得て集中的に協議することにより利用上の各種課題の解決や優良事例等を積み上げるとともに、ビッグデータ等の効果的な利用状況の把握に努めその情報の共有・横展開を促すことにより、各府省、地方公共団体、民間企業等におけるデータ等の相互活用を推進する。

また、各府省は、以下の取組を通じて、行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用の推進に取り組みるとともに、それらのデータを適正に管理する。

#### ア 行政記録情報等の活用

各府省においては、第Ⅱ期基本計画に基づき、①統計調査の企画に当たった行政記録情報等の活用可能性の検討、②総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会による基幹統計調査の審議における検討状況の確認、③行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の実施・公表などを通じて、行政記録情報等の利活用の促進を図っている。

一方、基本方針及び最終取りまとめにおいては、①より正確な景気動向の把握や長期的な経済動向の分析、特に、資金動向等の把握のための補完的な情報として、所得に関する税情報を活用する研究、②報

告者の同意を得て、当該報告者が別に各府省に報告した行政記録情報を統計の作成に転用することを可能とする仕組み等の構築に向けた具体的な検討及び③公開情報や行政記録情報の活用による調査事項の縮減や代替が求められており、関係府省における更なる取組の強化が必要となっている。

このため、総務省は、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を充実するとともに、諸外国の取組状況も踏まえつつ基礎・実用の両面から行政記録情報等の活用に関する研究を推進する。また、内閣府は、財務省の協力を得つつ、所得に関する税情報を資金動向等の把握のための補完的な情報として活用することを端緒として、研究を進める。さらに、総務省は、関係府省と連携し、報告者の同意を得て行政記録情報を調査票への記入に代えるなど統計の作成に活用することや調査票の記入に代えて企業内の既存データの提供を求めめることに関する個別具体的な方策を検討するとともに、行政記録情報から作成する業務統計について、ユーザーのニーズを踏まえた提供情報の充実等に取組むことにより、行政記録情報等の利活用の推進を図り、その利活用状況や課題等に関して、統計委員会や各府省との間で情報共有・横展開を進める。

これら取組に加え、各府省は、引き続き、統計調査の企画に当たって、行政記録情報等の活用可能性を事前に精査・検討し、調査事項の精減や代替を図るとともに、総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における基幹統計調査の審議等において確認することを原則とする。なお、この行政記録情報等の活用可能性の事前の精査・検討等に当たっては、各府省の政策立案過程総括審議官（仮称。以下同じ。）等と連携しつつ、取組を推進する。

#### イ 民間企業等が保有するビッグデータの活用

官民データ活用推進基本計画において、官民データの利活用に取り組みこととされている中、公的統計の分野でも、一部の府省において、POSデータ等の民間企業等が保有するビッグデータを新たな統計指標や分析に活用するための検討が進められている。

一方、基本方針においては、ビッグデータの活用について、①景気動向の把握向上に資するよう考慮し、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努めること、②新たな景気動向把握のための指標として、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発を検討すること、③物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研



究を推進すること及び④各府省における活用状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質の確保、専門人材の育成等について、統計委員会において定期的な情報交換を行うことにより、各府省における効率的な活用が図られている。

このような状況の中、民間企業等が保有するビッグデータの活用に当たっては、偏りなどのデータ特性やデータ形式、企業等からの提供方法などに応じた個別具体的な研究を実施する必要があることから、各府省における取組状況や企業等からのデータ提供の在り方などについて、統計委員会を中心に情報共有を図りつつ、基本方針に掲げられた個別の課題解決に取り組む。

## (2) オンライン調査の推進

各府省では、オンライン調査について、第Ⅱ期基本計画に基づき、①調査企画時における導入の検討、②総務大臣による統計調査の承認審査や統計委員会における基幹統計調査の審議に際しての承認、③取組の基盤となる「オンライン調査の推進に関する行動指針」（平成27年4月17日オンライン調査推進会議申合せ）の策定、④モバイル機器携帯型端末も利用可能な「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充、⑤各府省との情報共有・取組への支援等に取り組んだ結果、その導入率は、平成28年度に8割近くに達している。

一方、最終取りまとめでは、オンライン調査の導入早期化及び利用率の向上、これらを促進するための調査システムの利便性向上や、スマートフォン・タブレット端末への対応などが求められている。

オンライン調査の導入及びオンライン回答率の向上は、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減・利便性の向上を図るとともに、調査票の回収率・記入率の向上を通じて正確性の確保の番与及び統計調査業務の効率化を表現するために、有効な手段となっている。

このため、各府省は、統計調査の企画に当たり、オンライン調査の導入やオンライン回答率の向上方策を引き続き検討することを原則とするとともに、ICTの普及状況を踏まえた「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等に一体となって取り組む。

## (3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握

公的統計の作成及び提供に当たっては、社会経済情勢の変化に伴い生ずる統計ニーズを把握し、そのニーズに的確に対応することが有用性の

向上という観点からも重要である。一方で、統計ニーズに対応するために、報告者に過度な記入負担を強いることは、統計調査への協力的意識の低下、ひいては統計調査の結果精度にも影響を及ぼすこととなるため留意が必要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、統計ニーズに係るアンケート調査の見直しや、所管統計の改善等に係る統計ニーズの情報共有、統計委員会における統計利用者等との意見交換会の実施等を通じて、ニーズを踏まえた統計の整備・改善等に取り組んでいる。

一方、基本方針や最終取りまとめにおいては、①政策立案者を含めた定期的な意見交換の場の設置や、改善提案等を組織的に収集・反映する仕組みの構築、②統計委員会における報告者の声の募集と対応案の公表、③E B P M推進委員会・E B P M推進統括官との連携等、④統計調査に対する報告者が地方自治体、独立行政法人等や民間による各種調査との間の重複等も負担と感じていることに留意した上での重複等の取扱いに関する議論や調整の促進、⑤統計調査の企画時におけるニーズ把握・反映の原則化が求められている。

このため、総務省は、報告者の負担軽減・抑制にも留意しつつ、社会経済情勢の変化等に適切に対応した公的統計の作成及び提供を推進するため、各府省やE B P M推進委員会とも連携しつつ、経常的に報告者の声や統計ニーズを把握し、それらへの対応方策の作成・公表を行うとともに、統計委員会を中心に、その対応状況のフォローアップを定期的に行う。また、総務省は、報告者が地方公共団体、独立行政法人等や民間による各種調査やアンケート調査等との間の重複等も負担と感じていることに留意し、これらの機関等との議論や調整を促進するため、必要に応じて当該機関等に対する情報提供や連絡等を行う。

また、各府省における統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズや報告者の声を把握し、その反映を検討することを原則とするとともに、自府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を事前確認することにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応、調査事務の効率化を図る。

なお、総務省は、統計調査の承認手続に係る審査等において、これらの取組のフォローアップを行うことにより、各府省の取組を促進する。また、統計棚卸しの取組や各府省が行った政策立案過程総括審議官等に、対するデータ確認等の結果も活用することにより、統計調査の承認手続に係る審査等の簡素化・迅速化を図る。

## 2. 統計の品質確保

### (1) 統計基準の整備及び統計間の比較可能性向上

#### ア 統計基準の整備

統計基準は、公的統計の作成に際し、その統一性又は総合性を確保するための技術的な基準として、重要な役割を担っており、その設定や見直しを適時・的確に行うことが必要となっている。

第Ⅱ期基本計画においては、統計法第28条の規定に基づく統計基準について、継続性の観点に留意しつつ、おおむね5年ごとに社会経済情勢の変化等を踏まえて改定の必要性を検討することとしている。

一方、最終取りまとめにおいては、国民経済計算及びその基礎となる産業連関表のSUT体系への移行に向け、日本標準産業分類の見直しや、生産物分類の段階的な構築が求められている。

さらに、シェアリングエコノミーなど企業等における経済活動の多様化に対応するためには、専従の役員・労働者等が存在しない法人等を把握するなど、経済統計のカバレッジ拡大に取り組むことが必要となっている。

このような状況も踏まえ、統計法の規定に基づき統計基準については、継続性の観点に留意しつつ、社会経済情勢の変化等を踏まえ、引き続きおおむね5年ごとに改定の必要性を検討する。特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組むとともに、専従の役員・労働者等が存在しない法人等に関する取扱いを整理する。

#### イ 統計間の比較可能性向上

各統計の集計結果における地域区分、年齢階級、事業所規模等の表章区分について、その標準化を図ることは、統計相互の整合性や比較可能性の向上を図る上で有用である。

第Ⅱ期基本計画においては、年齢や事業所規模等に関する標準的な表章区分の在り方を検討することとされ、基幹統計を中心に現状の精査を実施しているところである。

さらに、基本方針や最終取りまとめでは、e-Statの統計情報データベースに登録されている統計調査の都道府県別データについて、主要な地方ブロック別にデータを取得する機能を追加することや、統計間で異なっている地域区分の在り方について、ユーザーのニーズを踏まえて検討することが求められている。なお、e-Statにおける主要な地方ブロック別のデータ取得機能については、追加されるこ

ととなっている。

このため、総務省は、各府省と連携し、更なる現状把握の結果や諸外国の動向等を踏まえつつ、年齢、事業所規模、地域区分等の表章区分の標準化の在り方を検討し、順次、結論を得た上で、その適用を推進することにより、統計間の比較可能性の向上を図る。ただし、表章区分については、各統計の作成目的や、精度確保等とも関連することから、一律に標準化を図った場合には影響が生じることに留意する。

### (2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上

公的統計を効率的に作成し、有用性の高い統計を適時に提供するためには、限られた統計リソースを調査の企画・分析等の中核的な業務や、国政の運営に大きな影響を及ぼす統計の業務に集中的に投入することも、優れたノウハウやリソースを有する民間事業者を効果的かつ適正に活用することが引き続き重要な要素となっている。

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」（平成17年3月31日各府省統計主管課長等会議申合せ。平成29年3月3日最終改正）にプロセスマネジメントの観点を追加する改定を行うとともに、総務省では、同ガイドラインに沿った仕様書等の改善などを各府省に促すなどとして、民間事業者の適正な活用を図っている。

今後、民間事業者を一層効果的に活用する観点から、統計調査に精通した民間事業者の育成や裾野の拡大等を通じ、官民を起して統計を支える基盤を構築するとともに、郵送・オンライン調査の手法による実査業務や照会対応業務などの民間事業者が優れたノウハウ等を有する業務については、積極的に民間事業者を活用する。

また、各府省は、統計調査の品質の確保・向上に有効とされる総合評価簿札方式及び複数年契約の推進や、民間委託において参考となる事例等を共有するとともに、同ガイドラインに基づく仕様書の見直しやプロセス管理の実現、民間委託業務の事後の検証を含めた情報共有に取り組み。

### (3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、政府共通インフォメーションボードを活用し、統計に関する研究成果を共有する仕組みを構築しているものの、研究開発の支援は試行的な段階にとどまっている。

一方、基本方針では、ビッグデータの活用に向けた研究が求められて

いる。また、最終取りまとめでは、情報収集方法の高度化など時々の技術動向を踏まえた研究が求められている。

このため、各府省では、共通の研究開発の計画・成果について、引き続き情報共有の充実を図るとともに、総務省統計研究開発所においては、その知見を活用し、高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組むことに加え、各府省等への支援を強化する。なお、統計委員会は、各府省における研究開発について、必要に応じて技術的な支援や助言を行う仕組みを構築し、早期に取組を開始する。

また、総務省は、ICTの発展などに伴い、統計調査の調査方法の高度化を図るため、情報収集方法の高度化に関する研究を継続するとともに、無作為抽出により行われた調査員調査の結果と、モニター調査など別の手法により行われた調査の結果との統合推計などの研究を推進し、統計調査員の業務の重点化に反映する。

なお、より高度な統計技術の研究開発に当たっては、大学等の外部研究機関等との共同研究を積極的に活用することにより、研究の推進及び共通する課題の解決に取り組む。

#### (4) 統計棚卸し・品質管理の推進等

##### ア 統計棚卸し等

各府省では、第二期基本計画に基づき、調査事項の精査、行政記録情報等の活用やオンライン調査の推進などを通じて、統計の精度を確保しつつ、効率的な統計の作成・提供に努めているものの、統計を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、報告者の負担軽減や、統計の作成・提供の効率化を図ることにより、限られた統計リソースを集中的に投入することがますます重要となっている。

また、基本方針においても、統計調査の公表に係る作業・処理工程を見直し、その優良事例の共有を図るとともに、重複感の多い統計や利用度の低い統計の整理・合理化、効率化を推進するよう求められている。さらに、最終取りまとめでは、①統計委員会に設置する統計棚卸チームによる定期的な棚卸しを通じたモニタリングと継続的な改善の実施、②報告者・調査実施者・統計作成者・ユーザーにわたる統計に関する官民のコストを3年間で2割削減することなどが求められている。

このため、統計委員会は、総務省及び各府省と連携し、統計の精度向上や業務効率化、統計の利活用促進、報告者の負担軽減等の取組を総合的に推進する観点から、既存の政府統計全般を対象に、民間部門

の業務改革で活用されているBPR手法を活用した統計棚卸しを3～5年の周期で企画、実査、審査・集計・提供・利活用各段階における共通的な視点を設定して実施する。

また、平成29年度に総務省が実施した統計精度検査(標準検査<sup>(注14)</sup>)及びオプティミゼーション検査<sup>(注15)</sup>については、取組を通じて各種の課題が明らかになるなど、その有効性が確認できたことから、この取組を継続的かつ効果的に実施するため、標準検査については統計棚卸しと一体的に行うこととし、オプティミゼーション検査については対象となる統計を選定するなど計画的に行うこととする。さらに、各府省は、平成29年度の統計精度検査を通じ明らかとなった課題について、第三期基本計画期間中における着実な課題解決に取り組むとともに、総務省はその対応状況のフォローアップを行う。なお、総務省による統計調査の承認審査については、統計棚卸しの取組や政策立案過程総括審議官等と連携を図りつつ、簡素化・迅速化する。

さらに、各府省は、統計改革の確実な実施に必要となる統計リソースを計画的に確保する一方で、最終取りまとめにおいて掲げられている統計に関する官民コスト(統計の調査実施者及び作成者、報告者、ユーザーの作業等に要する時間コストの合計)を3年間で2割削減する目標について、削減計画の策定・実施を通じ、その実現を図るとともに、総務省は、進捗状況のフォローアップ・情報共有を実施することにより、その実現を後押しする。ただし、最終取りまとめに基づき統計改革の取組のために追加的に発生するコストについては、コスト削減目標の対象外とする。なお、統計に関する官民コストの削減に際しては、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や調査項目の削減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように統計委員会が注視することとする。

##### イ 品質管理の推進等

E B P Mの推進に当たっては、政策部局と統計部局等との間に、政策課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善と、統計等データの整備・改善が有機的に連動するサイクルの構築が必要で

(注14) 標準検査とは、各統計の精度に関する情報の公表状況(いわゆる「見える化」の状況)を共通の基準により検査(チェック)するものをいう。

(注15) オプティミゼーション検査とは、①民間団への適合状況検査、②他統計とのかい離分析、③大規模検査、④各種シミュレーション検査、⑤総合検査、⑥特別検査により検査(チェック)するものをいう。

ある。  
各府省では、第Ⅰ期基本計画に基づき、統計ニーズを基盤とする統計改善の指針となる「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を制定するとともに、第Ⅱ期基本計画に基づき、同ガイドラインにプロセス保証の考え方を導入するための改正や、同ガイドラインに基づいた取組を進めている。

一方で、各府省がニーズに応じた有用性の高い統計を効率的に作成・提供するためには、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管の統計・統計調査の改善を図るとともに、統計作成過程の更なる透明化を促進し、公的統計への理解と活用を一層推進する必要がある。

また、最終取りまとめにおいて、統計棚卸しや評価チームによる評価など、第三者による評価の取組が求められていることから、その動向や各府省における品質保証活動の取組状況に加え、関連学会における研究成果、国際的な動向等を踏まえ、各府省における取組の指針となる同ガイドラインについて、不断の見直しを進める。

### 3 統計の利活用促進・環境改善

#### (1) 調査票情報等の提供及び活用の推進

調査票情報等の提供及び活用は、調査実施者やデータ保有者等が想定していないかったニーズへの対応を可能とするなど、既存データの有効活用を図る取組である。

関係府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①オーダーメイド集計の対象とする統計調査・年次の拡大や利用条件の緩和等に向けた検討、②匿名データを提供する統計調査・年次の拡大、年次追加に伴う手続の簡素化、③オンライン利用の実用化に向けた検討、④個票データレイアウト等を調査票情報の提供前に申請者が活用できる仕組み・方策の構築、⑤調査票情報等の適切な管理等に取り組んでいる。

一方、調査票情報等の提供及び活用については、基本方針及び最終取りまとめにおいて、①オーダーメイド集計における簡易化や対象統計の拡大を検討すること、②調査票情報の利活用のためのオンライン施設において、行政記録情報の利活用も可能とすることに加え、当該施設における利用を法的に位置付けることを検討し、その整備を推進すること、③一般の人でも利用できる匿名データの提供について、法制面、技術面から検討し、提供を開始することなどが求められており、更なる取組を推進する必要がある。

また、国民・企業の情報管理意識が高まっている中、調査客体の信頼

性を確保しつつ、調査票情報等の提供及び活用の要望に柔軟に対応していくに当たっては、よりセキュアな環境において、調査票情報等の有効活用に取り組む必要がある。

このため、総務省は、セキュリティレベルの高いオンライン利用の拡充について、利用拠点数及び利用可能な統計調査の拡充並びに行政記録情報の統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤の整備に取り組むとともに、調査票情報等の提供及び活用に関するワンストップサポートを担うための中央データ管理施設等の体制・運用等の具体化を図る。さらに、総務省を始め、各府省は、オンライン利用を中心に、利用環境等のセキュリティレベルに応じた調査票情報等の提供の在り方について検討を行う。

また、関係府省は、オーダーメイド集計及び匿名データの提供について、ユーザーのニーズを考慮し、提供対象とする統計調査・年次の追加等に引き続き取り組みとともに、利用要件の更なる緩和や、利用促進策等を検討する。さらに、オーダーメイド集計については、より利便性の高いオンライン集計の実用化に向けた研究を行うとともに、利用要件や費用等に関し具体例を示すなど利用者向け更なる情報提供の充実に取り組む。加えて、匿名データについては、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえた早期の提供に向けた取組を行う。

なお、各府省は、調査票情報等について、引き続き適正な管理を行うとともに、調査票情報を利用した研究成果等について、一覽表示機能や検索機能などにも留意した上で、広く閲覧可能な環境を整備する。

#### (2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進

社会全体における統計データの利活用の促進を図るためには、統計データの利活用に係る基盤の整備・強化を図るとともに、統計データを利活用可能な形で提供することが重要である。

総務省は、第Ⅱ期基本計画に基づき、e-Statについて、API機能<sup>(注16)</sup>、地図による小地域分析(jSTATMAP)、統計L O D (Linked Open Data) など統計データの高度利用のための機能強化に取り組んでいる。また、e-Statにおける統計情報データベース及びAPI機能を付加した統計データの登録の促進を図るため、①未登録と なっている一般統計調査の結果の登録に対する支援、②操作手順の簡素

(注16) 統計データを、プログラムが自動で取得できるようにするために、機械が半読可能な形式(API (Application Programming Interface)) で提供する機能

化、③登録用A P I機能の導入によるデータ登録の自動化等を推進している。

一方、最終取りまとめでは、e - S t a t については、①統計的な利用を行うために用いられる行政記録情報の検索機能の追加や業務統計の掲載の促進、掲載事務の軽減、②データ検索の利便性向上、③機械判読が可能な形式でのデータ提供、④データ提供の迅速化、A P I機能によりユーザーがデータを自動で取得できる環境の構築等が求められている。また、官民データ活用推進基本計画において、統計データのオープン化の推進・高度化の一環として統計データに関し機械判読に適した形式での提供が求められている。

このため、総務省は、e - S t a t について、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能を追加するとともに、ユーザーのニーズや、海外の政府及び国際機関の統計サイトの有用な機能を取り入れ、更なる改善を推進する。また、政府の統計データについて、各府省は、e - S t a t への登録を原則とするとともに、登録に当たっては機械判読可能な形式などでの掲載、特により利便性の高い統計情報データベースによるデータ提供を計画的に実施するほか、調査の概要など統計を利用する際に必要な情報も登録することなどにより、統計利用者の利便性の向上を図る。なお、総務省は、各府省におけるデータ登録を促進するための周知徹底や支援を引き続き行うとともに、各府省と連携を図りつつ、調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録に係る業務の効率化を図る。

### (3) 統計リテラシーの向上

国民や事業者が統計データをより適切に利用するためには、統計リテラシー<sup>(注17)</sup>の向上が必要であり、特に初等教育から高等教育までの各段階における統計リテラシーの向上が重要と考えられる。また、統計リテラシーの向上は、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成にも効果的である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①教員を対象とした「統計指導者講習会」の研修内容の充実、②「ブロック別統計指導者講習会」の開催による研修機会の拡大、③学習ワークブックの刊行、④「データサイエンス・オンライン講座」などの無料学習サイトの開設・充実など、統計教育の充実に取り組んでいる。

一方、最終取りまとめでは、統計リテラシーの向上方策として、大学

(注17) 統計の有用性を理解し、統計データを活用していく能力。

における統計教育との連携・協力や、教育の場を活用した統計調査の必要性・位置付け等の周知強化が求められている。

このため、総務省は、これまでの無料学習サイト・教材等の開発、小・中・高校等の段階別の教員向けコンテンツ等の提供といった取組の充実、教員向けセミナーや児童・生徒向け講座の積極的な開催、統計調査の必要性等を説明した教材の作成・提供に取り組むとともに、関係府省と連携しつつ、高等教育機関との連携・協力を推進し、大学生や社会人向けの講座等の充実、専門職大学院等への講師派遣を進める。

また、総務省は、地方公共団体による統計教育等を更に推進するため、国及び地方公共団体の統計教育等に関する取組の情報共有・横展開を図る。さらに、既に一部の都道府県において取り組んでいる学生調査員の任用は、統計調査員の確保のみならず、統計調査員業務を経験することによる統計リテラシー向上に資する取組であることから、これらの取組を一層推進するため、地域の大学と都道府県との連携を促進する。

### (4) 報告者の理解の増進・公平感の確保

統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計調査の円滑・効果的な実施や統計精度の向上のためには、報告者における統計調査への理解の増進を図る取組を更に強化するとともに、報告義務が課される基幹統計調査における報告者間の公平感を確保することが重要である。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」(平成22年3月30日各府省統計主管部局長等会議申合せ。平成25年1月31日最終改正)や「統計調査の円滑な実施を阻害する行為への対処に係る考え方」(平成25年総務省政策統括官(統計基準担当)室)等を踏まえつつ、府省間及び地方公共団体との情報共有や、報告者の理解の増進に取り組んでいる。

一方、最終取りまとめでは、①統計法第15条に基づく立入検査等<sup>(注18)</sup>を積極的に行っていくこと、②マニション管理団体等との定期的な協議等を通じた連携の強化、③報告義務や罰則規定の周知を含めた広報の強化等が求められている。

また、共働き世帯が平成27年には平成22年と比べ約1割増加<sup>(注19)</sup>していることや、オートロックマンションが平成25年には平成20年と比べ3割強増加<sup>(注20)</sup>していることなどを踏まえ、特にオートロックマン

(注18) 資料の提出の求め、必要な動所に立ち入っての帳簿・書類その他の物件の検査又は関係者への質問。

(注19) 総務省「労働力調査」による。

(注20) 総務省「住宅・土地統計調査」による。

ション等の共同住宅における調査環境の改善が重要となっている。

このため、総務省を中心とする関係府省は、統計調査に協力する報告者の公平感や統計調査の結果精度を確保するため、基幹統計調査の実施に際し、企業等から報告がなかなかな得られない場合の対応として、立入検査等を積極的に実施する必要がある。その対象となる統計調査の選定に当たっては、①事業所・企業等を対象として、②調査票の未提出による結果の補正等が困難であること及び③母集団情報として利用されるなど他統計調査に多大な影響を与えることを基本とする。対象となる客体の選定については、①継続的に督促を行っているにも関わらず未報告、②数次の調査にわたり継続的に未報告、③組織的な対応として未報告のいずれか又は複数に該当することを基本的な考え方として、当該統計調査の結果への影響度なども勘案し、各調査において具体的に決定するものとする。また、立入検査等の実効性を確保するため、立入検査等の実施に際しては、事前に対象企業等に通知の上、会計担当者など必要な対応ができる者の立会いを求め、事後に立入検査等の実施状況を公表することを原則とする。当面の対応として、総務省及び経済産業省は、これらの実施事項等の更なる具体化を図るため、その重要性も鑑み、経済センサス・活動調査を念頭に検討を進める。

また、総務省及び関係府省は、共同住宅における調査環境の改善を図るため、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換などの取組を行う。

さらに、各府省は、「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組の推進・強化を図りつつ、実査を担う地方公共団体も含め、非協力者への対応や広報に係る成功事例等について情報共有・横展開を図る。

#### (5) 大規模災害発生時等の備え

公的統計は、大規模災害等の発生時においても、被害状況の把握・影響の推計にとどまらず、その後の復興計画の策定や復興状況を評価する際のデータとしても活用されるなど、重要な役割を担っている。

このような状況の中、第二期基本計画に基づき、総務省において「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」（平成28年3月30日総務省政策統括官（統計基盤担当）決定）を策定したものの、各府省における個別の行動計画策定には至っていない。

このため、各府省は、同対応指針に基づいた行動計画の策定に取り組むとともに、総務省を中心に当該行動計画の策定過程での問題点を踏

まえつつ、必要に応じて同対応指針を改定する。

### 4 統計リソースの確保・統計人材の育成

#### (1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等

第三期基本計画の着実な推進を通じて、統計改革の実現や統計行政の諸課題を解決するためには、国・地方公共団体を通じて統計リソースの確保や統計人材の育成等を図ることが不可欠となっていることから、各府省は、統計委員会を中心に、一体となって以下の取組を推進する。

#### ア 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置

各府省は、第二期基本計画に基づき、統計リソースの確保に努めているものの、統計職員数は、平成25年4月1日現在1,990人から平成29年4月1日現在1,895人と、依然として減少傾向にある。

一方、基本方針では、統計関係の予算・機構定員等の抜本見直し・充実に努めることや、予算の充実にメリハリ・国・地方公共団体の効率的な統計作成の実施体制に向けた見直しを推進することが求められている。また、最終取りまとめでは、①既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、統計改革の確実な実施に必要となる統計リソースを計画的に確保することや、②統計リソースの再配分と最適配置を促進し、新たな課題への対応のインセンティブを強化するメリハリのある体制整備を行うことが求められている。

このため、各府省は、統計リソースについて、その再配分と最適配置を促進することなどにより、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、GDP統計を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システム再構築と利活用促進など、統計改革の実現に必要な統計リソースを計画的に確保する。また、総務省は、この統計リソースの確保を支援するため、統計委員会を中心に、統計リソースを重点化するべき分野等を定める。なお、人的リソースの確保に関しては、専門知識等を有する者を確保するため、産官学の連携を図る。

また、統計リソースの確保に関し、他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組について、統計委員会等を通じ、引き続き府省間での情報共有を進めることにより、各府省における統計リソース確保の取組を支援・促進する。

なお、独立行政法人統計センターは、調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担っている。また、調査票情報等の提供及び活用に関しては、

新たな提供形態であるオンライン利用の推進が3節「(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進」で求められていることや、機械判読可能な形式での統計情報の提供が求められていることなど、政府全体の情報提供機能の強化が3節「(2) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進」で求められていることから、総務省は、これらの取組を着実に推進するため、引き続きそのリソースの確保に努める。

#### イ 地方公共団体との連携・支援

地方公共団体は、各府省が実施する統計調査の実査を担うという側面のみならず、地方における統計の利用や普及啓発等に当たっても重要な役割を担っている。このため、各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、①調査計画の見直しによる地方公共団体の業務量の軽減及び標準化、②地域別表章の充実・支援、③統計調査事務地方公共団体委託費の交付対象範囲の見直し等に努めている。

一方、最終取りまとめでは、①総務省が策定する地方統計機構（都道府県統計主管職等）における事務の見直しや高度化等を促進するための将来ビジョンを活用して見直し・高度化プランを提案する地方統計機構に必要な支援を行うこと、②都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の支援・推計・提供方法の在り方を検討し、順次実施すること、③地方統計機構と国の統計機構の人事交流の枠組みを整備すること、④統計研究所を活用したオンライン研修の充実、分析事例等を定期的に提供すること、⑤地方統計機構と大学等との連携を強化することなどが求められている。

また、国・地方公共団体を通じた厳しい財政事情の中、都道府県統計専門職員の減少傾向に歯止めがかからない状況となっている。

このため、各府省は、民間事業者の優れたノウハウを有する業務も中心に民間事業者を積極的に活用することを含め、報告者の特性も勘案した適切かつ効率的な調査手法の採用を検討するなどして、地方公共団体を経由する統計調査の精査や、統計調査員への支援などを通じて地方公共団体の業務量の軽減等に引き続き取り組む。

また、総務省を中心とする関係府省は、国が都道府県の統計主管職などに委託する事務等について、地域の実情に応じた調査手法・審査手法の見直しや高度化等を促進するため、協力を得られた地方公共団体との試行運用結果を踏まえつつ、当該見直しや高度化等に対する必要な支援を行う。あわせて、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等も

踏まえつつ、地方公共団体におけるE B P Mの推進を支援するため、都道府県別表章の充実に向けた上乘せ調査の技術面での支援や推計・提供方法の研究などに取り組む。

さらに、関係府省は、地方公共団体に対する支援等の一環として、地方公共団体の職員と各府省の職員との人事交流を促進し、総務省は、統計研究研修所と連携したオンライン研修の充実や、優れた分析の事例・技術等に関する情報の定期的な提供、地域の大学等との連携に有用な専門家を活用した先進事例の提供や専門家リストの作成・提供等に取り組む。

#### ウ 統計調査員の確保・育成・支援

統計調査員は、統計調査の結果精度の確保に重要な役割を担っているところ、その高齢化が進展する中、業務負担の軽減やその確保・育成が大きな課題となっている。

各府省では、第Ⅱ期基本計画に基づき、地方公共団体と連携し、統計調査員の役割や重要性の周知に努めるとともに、統計調査員の確保・育成や処遇改善、負担軽減等に関する取組を継続的に実施しているが、顕著な効果が現れているとは言えない。

一方、最終取りまとめでは、①統計調査員の能力向上を図るための具体的な方策の検討・実施、②ICTやコールセンター等による調査員の支援、③接触困難な報告者への対応や調査環境改善等を行う体制の整備、④統計欄即しを通じて、統計調査員でなければできない調査業務へのリソースの集中、⑤オンライン講座などの研修機会の増加・充実などが求められている。

このため、関係府省は、限られた統計調査員のリソースを有効に活用する観点から、事業所・企業等を対象とする統計調査について、調査ごとの特性や事業所母集団データベースの整備状況、結果精度の確保に留意しつつ、統計欄即し等も踏まえ、可能な限り郵送・オンライン調査への段階的な移行を検討する。ただし、国が行う多数の統計調査の母集団情報を提供することを目的とした調査や調査結果が政府の経済財政運営の重要な基礎資料として利用されている調査等については、その結果精度の低下が統計全体の精度や国政の運営に大きな障害が生ずるおそれがあることから、慎重かつ十分に検討する。

また、関係府省は、統計調査を的確に実施し、必要な結果精度を確保する上で、統計調査員が必要不可欠な人材であるという認識の下、地方公共団体と連携しつつ、統計調査員の役割や重要性等に関する周

知の充実を図るなど、引き続き統計調査員の確保・育成とともに、これに資する処遇改善等に取り組む。

さらに、関係府省は、①学生や生涯学習受講者等の任用に向けた取組の推進、②統計調査員の活動状況の研究・分析等を通じた研修の充実などによる優れた統計調査員のノウハウ等の共有、③オンライン調査に関する研修の充実やICT、コールセンター等を活用した支援などを通じ、統計調査員の業務能力の向上を図り、統計調査員の質や国民の信頼の確保に努める。

## (2) 統計人材の確保・育成

統計リソースに限りのある中、統計作成の効率化及び報告者の負担軽減を図りつつ、統計の品質を確保し、統計の活用促進・環境改善などを推進するためには、個々の職員の能力向上が不可欠である。

各府省では、第II期基本計画に基づき、人事交流や研修の充実を図るなど、多面的な取組の定着の促進を図っている。さらに、総務省統計研究所では、国・地方公共団体や研修参加者等のニーズを踏まえ、研修内容の充実や、多様な業務の中でも研修に参加できるMOOC型のオンライン講座の開設などに努めている。

一方、最終取りまとめでは、①国・地方の職員一般を対象とした統計研修の充実・強化を図ること、②人材育成上効果的な実務経験を付与し得る府省に職員を派遣し、OJTや研修等を通じた人材育成の枠組みを整備すること、③SUT体系への移行業務を中心とした統計改革の実現に必要な若手研究者等の専門人材を中長期にわたって確保するための円滑化方策を検討することなどが求められている。

また、E B P M推進委員会及び統計委員会においては、各府省の統計部門の人材についても、第III期基本計画と連動する形で、①必要なポストの整備、②人材の採用・確保・研修、③職員のスキルの評定とその活用、④人事サイクルや業務経験の計画的付与、⑤人事交流の方策等について検討し、人材の確保・育成等に関する方針を平成29年度中に策定することとしている。

このため、各府省においては、統計改革の取組を後進させることのないよう、策定された人材の確保・育成等に関する方針にのっとりた取組を推進する。

また、統計調査を取り巻く環境が一層厳しさを増す中、統計の精度確保を図るためには、欠測値の補完や推計など、統計作成・利用に当たっての高度な統計知識が求められる。このような環境においては、産学の

民間専門人材を積極的に活用する必要がある。中長期にわたってこれらの人材を円滑に確保する必要がある。このため、各府省は、大学の若手研究者等の円滑な確保に向け、学会との交流や論文作成など研究者としてのキャリアパスに配慮しつつ、公的統計の作成に携わることができるよう、超過勤務の削減やフレックスタイム制の活用などにより、研究者としての活動もできるような勤務環境の整備に努める。また、学会等を通じた周知活動や情報収集、各大学の情報交換や、国における勤務経験を評価する大学に関する情報の提供など、国の統計部門が勤務先の選択肢として認知されるような若手研究者への情報提供に取り組む。

さらに、総務省においては、①ビッグデータ等の活用や、大学等と連携した標本抽出・推定方法等、高度な統計技術の研究・開発の成果などの活用も含めた研修内容の充実・強化、②オンライン講座をより有効に実施できるよう受講者からの質問を受け付けるなど双方向性の確保や、増加する受講希望者に対応するため大量のアクセスに耐えうるシステム の増強、③各府省や地方公共団体に対する講師派遣等を行う。また、総務省は、統計部門の人材育成という観点に加え、E B P Mの推進という観点から、統計部門以外の職員に対する統計知識の習得を促すため、統計の作成・利用に必要な理論や分析手法などに関する知識、技能及び統計的思考力の習得を目的とした研修の充実等に加え、国・地方公共団体の職員が広く学習するべき項目の選定や研修カリキュラムの開発、研修機会の拡大などに取り組む。



## 第4 基本計画の推進

### 1 施策の効果的かつ効率的な実施

第三期基本計画を実効性のあるものとし、盛り込まれた課題の実現を図るためには、その推進基盤の整備に加え、取組の進捗状況を通時・適切に情報共有し、必要に応じて調整や連携の強化・促進を図ることが重要である。さらに、今後、統計・統計法制度の抜本改革の進展に伴い、派生して又は新たに、顕在化する様々な課題に対しても、柔軟かつ機動的に対処することも必要である。

このため、既存の公的統計基本計画推進会議に代えて、各府省の統計幹事を中心に、府省一体となった推進体制を整備するとともに、その下にワーキンググループを設けるなどして、機動的に課題解決に取り組み体制を再構築して、各種の取組方針等を決定し、今後顕在化する課題を含め、関係府省一体となって統計改革の実現を推進する。

また、統計委員会においては、統計法第55条第3項の規定に基づく施行状況報告の審議等を通じて、積極的に意見を提示し、各府省における取組を推進するとともに、以下のような取組を通じて、第三期基本計画に掲げられた各種施策の更なる推進や支援等に努める。

- ① 各府省の統計調査計画の企画・設計における統計ニーズの反映状況や、報告者の負担軽減の状況について、毎年定期的にフォローアップする。また、報告者の声（提案）の募集と、それに対する対応策の公表・対応策の検討状況をフォローアップする。
- ② 各府省の政策立案過程総括審議官等やE B P M推進委員会からの検討要請に基づく調査審議の結果を、各府省やE B P M推進委員会にフィードバックする。
- ③ 統計専門家、ユーザー、報告者、業務コンサルタント等から構成される統計棚卸チームを設置し、年度ごとに決定する棚卸計画（棚卸対象となる統計等）に沿って、統計棚卸しを実施する。
- ④ 通常の諮問に係る審議や統計棚卸しの取組とは別に、統計の品質面や統計作成の技術面等を改革する評価チームを設置し、統計棚卸しでは対応困難な先端的・技術的課題の解決に向け、統計に関連する他分野の有識者の知見も積極的に取り入れながら検討を行う。
- ⑤ 統計に関する官民コストの削減計画の策定・実施に際して、利活用推進の観点に留意するとともに、統計ニーズに反した調査の廃止や、調査項目の精減、調査結果の精度低下、異なる統計間の比較可能性の喪失等が生じないように注視する。
- ⑥ シェアリングエコノミー等多様化するサービス産業の計測や、資産の

活用実態のより適切な把握などのパイロット的な課題について、その研究究成果を踏まえ、実用化に向けた方法を検討する。また、国際動向等に  
関する情報について関係府省から定期的に報告を受けるとともに、必要に応じてそれらに関する研究を行う。

⑦ 行政記録情報や地方公共団体・民間が保有する各種データの統計的利活用について、技術的・中立的観点から支援する。

⑧ 平成29年度内にE B P M推進委員会が定める予定の統計等データの提供等の判断のためのガイドラインに関し、E B P M推進委員会の求めに応じて意見を述べることを通じて、統計等データの利活用の一層の推進を図る。

なお、統計委員会の委員等の構成について、バランスのとれた審議を確保するため、専門知識を有する者や作成者・報告者・ユーザーの声を代表する者が確保されるよう措置する。

### 2 各種法定計画等との整合性の確保及び的確な情報提供の推進

公的統計は、国民にとつて合理的な意思決定を行うための基盤となる重要な情報であり、社会の情報基盤としてあらゆる分野に関係するため、政府における各種法定計画等においても、E B P Mの推進や国際比較可能性の向上の観点から、それぞれの分野における統計の整備に関する事項が必要に応じて掲げられており、統計に関する課題の解決に向けて各府省が連携した取組を行う必要がある。

また、統計委員会の機能強化や調査票情報等の提供及び活用の拡大等、統計関連法制の見直しも検討されている状況にある。

このため、第三期基本計画の推進に当たっては、統計関連法制の見直し  
の動向も踏まえ、各種法定計画等における統計の整備及び当該分野における各種施策との整合性に留意しつつ、政策の信頼性及び客観性の確保に資  
するよう取組を推進する。

さらに、公的統計の整備に当たっては、幅広く国民の理解と協力を得る  
ことが不可欠であることから、引き続き、国民に対する的確な情報提供を行  
うとともに、公的統計に対する国民の意見やニーズの把握及びその反映を  
推進する。

別表 今後5年間に講ずる具体的施策

「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進(1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実	<p>◎ 家計調査について、報告者や都道府県職員・統計調査員の負担軽減にも配慮しつつ、オンライン家計簿の全面導入や機能拡充等に向け、段階的かつ円滑に取組を推進する。</p> <p>◎ 家計統計について、調査結果の補正方法について研究を進めるとともに、調査手法の変更による影響の検証や情報提供等を充実する。</p> <p>○ 消費動向指数(C T I)について、産官学連携の研究協議会を活用するなどして、景気指標として有用なものとなるよう、引き続き、開発・精度向上に取り組む。</p> <p>◎ 法人企業統計調査における調査票の督促、欠測値の補充方法の改善方法について結論を得る。</p>	<p>総務省</p> <p>総務省</p> <p>総務省</p> <p>財務省</p> <p>財務省</p>	<p>平成31年(2019年)から実施する。</p> <p>平成30年度(2018年度)から実施する。</p> <p>平成30年度(2018年度)から実施する。</p> <p>平成30年度(2018年度)中に結論を得る。</p> <p>平成31年度(2019年度)から実施する。</p> <p>平成31年度(2019年度)から実施する。</p>
2 国民経済計算の加工・推計手法の改善等	<p>◎ 四半期別法人企業統計調査について、調査対象や項目を限定した調査を導入することにより、Q Eの1次速報に合うよう早期化を図ること、早期化を前提に研究開発投資を調査項目に追加することについて、経済界の協力を得つつ、試験的な調査を実施し、検証する。また、内閣府と協力し、この試験的な調査の結果を反映した場合におけるQ E推計の試算を行い、年次推計との整合性を保ちつつ、報告者負担</p>	<p>財務省、内閣府</p>	<p>平成31年度(2019年度)から試験的な調査を実施し、検証を開始する。平成34年度(2022年度)末までの</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>を含めた検証を行った上で、改善に向けた方針を検討し、結論を得る。</p> <p>◎ 四半期別法人企業統計調査の資本金1,000万円から2,000万円までの階層における標本の抽出方法について、速やかに母集団名簿を精査するとともに、売上高や雇用量等による層化抽出を検討し、結論を得る。</p> <p>○ 建設総合統計について、公共工事出来高と国・地方・公的企業等の決算書との整合性を確認した上で、不整合が確認されれば必要な改善策を早期に検討する。</p>	<p>財務省</p> <p>国土交通省</p>	<p>平成34年度(2022年度)までに結論を得る。</p> <p>必要な改善策の検討を行い、平成31年度(2019年度)中に結論を得る。</p>
	<p>◎ 公的固定資本形成について、Q EとG D P年次推計とのかい離の原因について検証した上で、建設総合統計の出来高と決算書の整合性に係る確認及び検討状況を踏まえ、必要な改善策を早期に検討する。</p> <p>○ 再投資収益について、内閣府との協力の下、国民経済計算との調和も考慮し、計上手法について検討する。また、「居住者間取引を扶む転売の対象となった財貨等」等の公表など財貨の輸出入部分についての通関統計との差の透明化について、検討する。</p>	<p>内閣府</p> <p>財務省、内閣府</p>	<p>早期に結論を得る。</p> <p>平成31年度(2019年度)を目途に結論を得る。</p>
	<p>○ Q E及び年次推計の精度向上には、一次統計から国民経済計算の推計におけるそれぞれの段階(Q E、年次推計)において提供するデータの差異を抑制することが重要である。このため、平成27年度以降の第一次年次推計から第二次年次推計への改定状況等を踏まえた検証を行う。当該検証結果を踏まえた上で、国民経済計算に活用される一次統計(「経済産業省生産動態統計」、「サービス産業動向調査」等)及び</p>	<p>内閣府、総務省、経済産業省、関係府省</p>	<p>財について平成31年(2019年)年中央までに検証し、平成33年(2021年)末までに結論を得る。サービスについて</p>

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	その活用方法の改善余地について、一次統計を所管する関係府省と内閣府とが一体となり検討を進め、基本的な方策を取りまとめる。		平成32年(2020年)年央までに検証し、平成34年(2022年)末までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数の次期基準改定に向け、冠婚葬祭サービスなどの把握の可否、インターネット販売価格の採用の可否を検討し、結論を得る。	総務省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	○ 消費者物価指数における家賃の品質調整について、次期基準改定で参考指数を公表することを目標に平成30年度(2018年度)以降も検討する。	総務省	次期基準改定までに結論を得る。
	○ 医療・介護及び教育の質の変化を反映した価格の把握手法とその応用について、厚生労働省、文部科学省等と連携し、平成29年度に開始した包括的な研究を推進するとともに、建設(市場価格取引ベース)及び小売サービス(マージン)の価格の把握手法について、日本銀行が国土交通省の参画を得て行う共同研究の成果及び日本銀行が総務省・経済産業省等からデータ・開行情報の提供等の協力を得て行う研究成果も踏まえ、関係府省等と連携し、一連の研究成果の活用方法についても検討し、その結果を統計委員会に報告する。	内閣府、関係府省	平成34年度(2022年度)までに実施する。
	◎ 毎月勤労統計について、平成34年(2022年)1月のローテーション・サンプリングへの全面移行に向け、実査機関とも十分に連携し、着実かつ円滑に取組を推進する。また、その間の結果公表について、移行期間である旨の説明を入れる等、利用者の混乱を招かないよう配慮するとともに、継続標本による参考指標を平成30年度(2018年	厚生労働省	平成34年(2022年)1月までに実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	(度)以降も継続して公表する。		
	◎ 毎月勤労統計について、本調査の母集団を事業所母集団データベースの年次フレームに変更するに当たって、標本抽出方法や復元方法を検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計統計、法人企業統計、個人企業経済統計、建設関連統計などの基礎統計の改善も踏まえつつ、Q Eの推計における需要側統計と供給側統計の統合比率を見直すなど、推計精度の確保・向上に不断に取り組む。	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 家計の可処分所得、貯蓄の速報値について、参考系列としての公表を目指して検討する。	内閣府	平成30年度(2018年度)中に実施する。
	◎ 生産面、分配面の四半期別GDP速報の参考系列としての公表の取扱いについて、結論を得る。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	◎ 国民経済計算の精度向上に必要となる事項について、内閣府から平成30年度(2018年度)の可能な限り早期に具体的な要望の提示を受ける。その上で、平成33年(2021年)経済センサスの試験調査(平成31年度(2019年度)実施予定)やその後着手する投入調査の調査設計を念頭に、基礎統計の整備状況も踏まえつつ、基準年SUT・産業連関表の基本構成の大枠を決定する。	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUTと中間年SUTを可能な限り同様な概念に基づくシームレスな設計となるよう、中間年SUTの基本構成を、基準年SUTと並行して検討し、大枠を固める。	内閣府	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	◎ 基準年SUT・産業連関表の部門について、部門分類概念の整合性を前提としつつ、国内生産・需要額の大きさ、産業にお	産業連関表作成府省庁	平成30年度(2018年度)末までにル

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	ける生産技術の類似性、生産物の用途の類似性、産業・生産物の成長性、国際比較可能性について、一定の客観的ルールを設定して検討を行う。その際、調査技術の工夫、報告者負担の抑制、限られた統計リソースの適切な配分にも十分配慮する。		ールを設定し、検討を継続する。
	○ 生産物分類の構築について、財及びサービスの特徴を踏まえて検討を推進し、平成30年度(2018年度)までにサービス分野について、平成35年度(2023年度)までに財分野を含めた全体について生産物分類を整備する。	総務省	平成30年度(2018年度)までにサービス分野について、平成35年度(2023年度)までに全体について生産物分類を整備する。
	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得るとともに、利用者の理解促進に向けた情報提供の充実を推進する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)までに結論を得る。
	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。工事の進捗率パターンについては、早期に建設工事進捗率調査を実施し、見直しを図る方向で検討する。これらの見直し結果を、できるだけ早期に出来高ベースの統計(建設総合統計)に反映させること、また、進捗パターンを機動的に見直すために補正調査を活用することを検討する。	国土交通省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。
	○ 建築物リフォーム・リニューアル調査に ついて、平成31年度(2019年度)作成予定の平成27年産業連関表に取り込んだ上、平成32年度(2020年度)を目的に予定されている次の国民経済計算の基準改定に反	国土交通省、産業連関作成府省、内閣府	次回産業連関表(平成31年度(2019年度))に取り

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	映できるよう、遡及期間及び遡及推計方法等の具体的事項について関係府省間で調整する。同調査の公表時期については、少なくともQ E (2次速報)に活用できるように、公表を早期化する。	府	込んだ上、次回基準改定に反映する。
	○ 建設工事施工統計について、精度向上に向けた見直しを検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 非住宅の売買取引の仲介手数料について、登記情報等から得られる不動産取引件数や価格情報に関するデータなどを活用した推計を検討し、可能な部分については平成27年産業連関表における反映を目指す。	国土交通省	次回産業連関表作成時(平成31年度(2019年度))までに結論を得る。
	○ 分譲住宅の販売マージンについて、「産業連関構造調査(不動産投入調査)」や企業決算データの活用、非住宅不動産の賃料収入については、よりカバレッジが広い「法人土地・建物基本調査」(賃貸面積比率、空室率等)などの活用によって、精度向上を図ることを検討する。	国土交通省	次回産業連関表作成時(平成31年度(2019年度))までに結論を得る。
	○ 医療の中間投入構造の把握のため、検討を行う。具体的には、医療経済実態調査(医療機関等調査)の、基準年のみならず中間年推計における利活用に向けて、利用できない年次の補充について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。併せて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。また、医療経済実態調査(医療機関等調査)の利活用に向けた検証及び内閣府から示された年次推計における医療分野の課題を踏まえ、当該調査の目的との整合性や調査項目が増えることによる回答率への影響を踏まえつつ、医療経済実態調査(医療機関等調査)、産業連関構造調査(投入調	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>査)、ビジネスサーベイにおける調査項目見直しや拡充について検討する。病院・診療所は入院と入院外に区分したデータを保有しておらず、現在の部門分類に対応する投入調査は困難であるため、当面の対応としてレセプトデータ(社会医療診療行為別統計)などを活用した費用項目の推計見直しについて検討を進めるとともに、SUT体系への移行後における実測可能性のある部門分類の設定や、それに対応した費用項目の調査の在り方についても検討を行う。</p> <p>○ 社会福祉(国公立)についても社会福祉(非営利)と同程度の細かさで費用構造を把握できるよう、行政記録情報のさらなる活用の可能性を検証するとともに、報告者自身の計数把握状況や負担等に留意しつつ、社会福祉(国公立)への投入調査の新規実施を検討する。また介護事業経営概況調査を用いて平成27年産業連関表の推計を行い、その精度を検証する。さらに、同調査については、中間年推計における利用に向けて、利用できない年次の補充について検討する。これを踏まえて、回収率の状況等も含めて、多角的に検証を進める。併せて、必要に応じて年次統計の整備等について検討を行う。</p> <p>○ 教育の中間投入構造の把握のため、地方教育費調査の項目拡充や調査対象サンプルを限定した特別調査(産業連関構造調査(投入調査)等)の実施等も含め、検討を行う。</p>	厚生労働省、内閣府、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
ウ 国際比較可能性の向上	<p>○ 自社開発ソフトウェアや研究開発を固定資本として計上するなど、産業連関表と国民経済計算の整合性を図ることについて、検討する。</p>	産業連関表作成府省庁	次回産業連関表作成時(平成31年度(2019年度))までに検討する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 間接税及び補助金に関する基礎データ並びに各種一次統計における間接税の取扱いを踏まえた基本価格表示による産業連関表の作成について、産業大分類より詳細な分類での次回表での実現を目指して検討する。国民経済計算作成の観点においても、産業連関表の作成作業における検討に積極的に関与しつつ、産業連関表の作成状況を踏まえ、次回基準改定での実現に向けた所要の検討を併せて実施する。</p> <p>◎ 国民経済計算における娯楽・文学・芸術作品の原本(映画等)について、次回基準改定において、総固定資本形成へ計上することを目指して検討を推進する。</p> <p>◎ 国民経済計算に係る国際基準策定プロセスに関与を強化するため、国際議論への積極的参画を図りつつ、理論的・実務的な研究を実施する。また、それらの研究を踏まえ、OECD等の国際会議において積極的な意見表明を実施する。このためにも、国際的な動向も踏まえ新分野の取り込み、生産・支出・分配の三面の整合性等に関する研究開発プロジェクトを推進する。</p> <p>◎ 国民経済計算におけるリースの区分については、国際的な基準と整合的になるよう、基礎統計の整備状況を踏まえ、引き続き、推計方法の検討を行う。</p>	産業連関表作成府省庁、内閣府	次回産業連関表作成時(平成31年度(2019年度))までに結論を得る。 国民経済計算の次回基準改定までに結論を得る。
(2) 経済構造中心とした経済統計の体系的整備	<p>○ 経済センサス・活動調査を始めとする事業所・企業を対象とした統計調査におけるK A U概念の導入の適否を含めた調査単位の在り方や、アクティビティベースの事業活動の把握可能性等について、プロジェクトリング活動等により得られた情報</p>	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施し、次回基準改定までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
推進等	も活用し、関係府省が一体となって検討する。		
	◎ 関連基幹統計の指定の解除・見直しと合わせ、商業統計調査、サービス産業動向調査(拡大調査部分)及び特定サービス産業実態調査を統合し、中間年経済構造統計を作成するための基幹統計調査として、経済構造実態調査を創設する。	総務省、経済産業省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	◎ 経済センサス・基礎調査について、一時点で把握する統計調査から経常的なプロフィールリング活動及びローリング調査に移行する。	総務省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	◎ 工業統計調査について、経済構造実態調査と同時・一体的に実施し、可能な限り早期に経済構造実態調査に包摂することにに向けて結論を得る。	総務省、経済産業省	平成31年度(2019年度)から同時実施し、平成34年(2022年度)調査の企画時まで結論を得る。
	◎ 経済構造実態調査を中心に工業統計調査・見直し後の経済センサス・基礎調査等の結果から、中間年経済構造統計の作成・提供を開始する。	総務省、経済産業省	平成32年度(2020年度)から実施する。
	◎ 建設工事施工統計調査など事業所母集団データベースに格納する業種別統計調査について、共通的な調査事項等を整理・検討した上で、中間年経済構造統計の作成に活用する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	◎ 中間年経済構造統計において、統計調査での把握が困難な業種については、可能な限り早期に行政記録情報の活用を検討する。	総務省、関係府省	平成31年度(2019年度)から実施する。
	◎ 企業を対象とした統計調査の結果を活用した地域別(事業所別)の付加価値等の推計手法を検討する。	総務省	平成32年度(2020年度)までに結論

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 平成33年(2021年)経済センサス・活動調査や中間年SUTの検討動向を踏まえつつ、経済構造実態調査の調査事項等の見直しを検討する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成34年(2022年)調査の企画時まで一定の結論を得る。
	◎ サービス産業動向調査(月次調査部分)及び特定サービス産業動向統計調査の整理・統合に向け、経済構造実態調査の実施状況も踏まえつつ、可能な限り速やかに検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに結論を得る。
	◎ 経済構造実態調査と、経済産業省企業活動基本調査、法人企業統計調査、建設工事施工統計調査、情報通信業基本調査及び中小企業実態基本調査等との役割分担、重複是正等を検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	◎ 事業所母集団データベースに格納される企業対象の統計調査結果における収録事項の定義の統一・共通的に把握すべき調査事項を設定した上で、同データベースを活用した企業統計の提供を推進するとともに、大規模企業の活動実態を横断的に把握する統計整備を検討する。	総務省、関係府省	平成34年度(2022年度)までに一定の結論を得る。
	◎ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計の整備、改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用も図り、更なる有用性の向上に努める。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 国民経済計算及び経済統計の改善に向けた基盤整備・連携強化	<p>◎ 経済センサス・基礎調査をローリング調査や、独立行政法人統計センターにおけるプロファイリング活動に移行し、事業所・企業や各種法人等に係る母集団情報の更なる整備促進を図る。また、平成33年(2021年)経済センサス・活動調査の円滑・効率的な実施に向け、行政記録情報等により新たに捕捉した事業所等も含めた確認作業を早期に完了するとともに、プロファイリング活動において把握する情報や把握方法等に関する具体的な検討を推進し、その内容を事前周知する。</p> <p>○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施するに当たり、引き続き法人番号の把握に努め、把握した法人番号を事業所母集団データベースに登録するとともに、法人番号を活用した欠測値の補完や集計の充実等を検討する。</p> <p>○ 農林業センサスにおける一戸一法人・非法人の組織経営体や、建設業許可事業者名簿に掲載された企業情報を、事業所母集団データベースに登録する方向で検討する。</p> <p>○ 事業所母集団データベースに格納する統計調査の範囲拡充、法人番号公表サイトの変更情報や決算等に関する企業の公表情報等の活用、行政記録情報や民間データの活用、レジスタ統計<sup>(注1)</sup>の作成内容について検討を行い、結論が得られた取組から順次実施する。</p> <p>○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。</p>	総務省	平成31年度(2019年度)から実施(初回のローリング調査は平成32年(2020年)年央までに実施)する。
	<p>○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。</p> <p>○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。</p>	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、平成38年(2026年)経済センサス・活動調査を見据えつつ検討する。</p> <p>○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。</p> <p>○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年(2021年)経済センサス・活動調</p>	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から順次実施する。
	<p>○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。</p>	総務省、財務省	平成33年度(2021年度)末までに結論を得る。

(注21) 事業所母集団データベースに格納されたデータを基に、ある時点で集計したもの。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 専従の役員・労働者等が存在しない法人等を含めた事業所母集団データベースに登録する法人・事業所等の情報について、事業所母集団データベースへの格納方法や、具体的な母集団情報としての提供を検討する。</p> <p>○ 月次・年次調査の標本抽出に資するため、事業所の活動状態を随時更新した母集団情報の提供を検討する。</p> <p>○ 事業所・企業や各種法人等に係る統計調査を実施する府省と連携して、年次フレームの更なる活用に向けた課題等を整理した上で、統一共通名簿として一層の有用性を高めるために必要な情報の充実等を検討する。</p> <p>○ 改定した「統計調査における売上高等の集計に係る消費税の取扱いに関するガイドライン」について、平成31年(2019年)10月の消費税率変更及び軽減税率実施後に集計時期を迎える調査から順次導入・適用に向けた検討に着手し、引き続き取組の推進・拡大を図る。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)末までに結論を得る。
	<p>○ 一次統計調査における税抜額記入の導入について、その導入可否や統一的な取扱い方針を、平成38年(2026年)経済センサス・活動調査を見据えつつ検討する。</p> <p>○ 事業所系調査で把握していない事項について、企業系調査等を用いて推計する手法を、関係府省が一体となって検討し、一定の対応方針を策定することにより、地域別集計の充実や報告者の負担軽減を図る。</p> <p>○ 「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」について、労働者数を把握している事業所・企業を対象とする統計調査全般に適用を拡大するとともに、平成33年(2021年)経済センサス・活動調</p>	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 法人企業統計の母集団名簿と事業所母集団データベースの企業数等のかい離について、産業や資本金階級別などの企業属性ごとにかい離の状況を明らかにするとともに、その要因を把握した上で、かい離を改善するための方策を検討する。</p>	総務省、財務省	平成33年度(2021年度)末までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
2 社会・経済情勢の変化を的確に捉える統計の整備 (1) 人口減少社会の実態をより的確に捉える統計の整備	査の試験調査や企業ヒアリング等を通じて、雇用契約期間（無期・有期）の更なる実査可能性に係る検証・検討を実施した上で、ガイドライン改正イメージに沿った改定を図る。		までに実施する。
	◎ 国勢調査の調査方法について、平成27年調査における実施状況の検証結果を踏まえ、若年層を中心とする不在世帯等の対応や、オンライン調査の更なる利用促進の方策を、円滑な調査の実施にも留意しつつ検討し、平成32年（2020年）調査の調査計画に反映する。また、調査票回収方法の多様化に伴い、事務量が増加した地方事務の負担軽減方策について、試験調査における検証結果も踏まえて検討する。	総務省	平成32年（2020年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国勢調査の広報について、開始から100年を経過する平成32年（2020年）調査を契機に一層の充実を図り、オンライン回答率の向上等の理解促進に努める。	総務省	平成31年度（2019年度）から実施する。
	◎ 国民生活基礎調査の非標本誤差の縮小に向けた更なる取組として、本調査及び国勢調査の調査対象世帯に係る属性等の比較・検証に加え、本調査結果及び国勢調査結果のかけ離れ縮小に向けた検討や、回収率向上の方策の検討を促進する。	厚生労働省	平成31年度（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 国民生活基礎調査における調査単位区の設定に係る準備調査等の在り方等について、調査業務全般の効率化や調査方法の改善を図る観点から検討する。	厚生労働省	平成31年度（2019年）調査の企画時期までに結論を得る。
◎ 国民生活基礎調査のオンライン調査について、非標本誤差の縮小に向けた取組結果等も踏まえつつ、その導入可能性を引き続き検討する。	厚生労働省	平成31年度（2019年）調査の企画終了後に実施する。	
◎ 国民生活基礎調査における推計方法の検討状況や結果精度等について、情報提供		厚生労働省	平成30年度（2018年度）

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 教育や就業の実態をより的確に捉える統計の整備	の一層の充実を図る。		から実施する。
	◎ 人口動態調査の外国人が一定規模以上居住する市区町村における市区町村別の外国人集計について、集計可能性を検討する。	厚生労働省	可能な限り早期に結論を得る。
	◎ 人口動態統計における調査票情報の提供について、テキスト形式による提供を開始する。	厚生労働省	平成30年（2018年）調査から実施する。
	◎ 人口動態調査について、作成事務の更なる効率化に向けたオンライン報告システムの機能追加・改修に引き続き取り組む。	厚生労働省	平成31年度（2019年度）中に実施する。
	◎ 学校基本調査の幼保連携型認定こども園における非常勤職員の把握について、厚生労働省の協力を得て、社会福祉施設等調査の調査結果を活用した統計を作成・提供するとともに、それに伴う把握時期等の留意事項も併せて提供する。	文部科学省	平成30年度（2018年度）調査から実施する。
	◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分の結核を削除する。	文部科学省	平成30年度（2018年度）調査から実施する。
◎ 学校基本調査の休職等教員数における休職等理由区分に介護休業の追加等の見直しを実施する。	文部科学省	平成31年度（2019年度）調査から実施する。	
◎ 学校基本調査における中学校卒業者の就業状況について、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性にも留意した上で、雇用契約期間（無期・有期）別に把握する。	文部科学省	平成30年度（2018年度）調査から実施する。	
◎ 学校基本調査における中学校以外の学種の就業状況について、順次調査項目を見直し、「統計調査における労働者の区分等に関するガイドライン」との整合性・学種間の一貫性を確保する。	文部科学省	平成31年度（2019年度）調査から順次実施し、遅くとも平	



項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
			平成32年度(2020年度)調査までに実施する。
	◎ 学校基本調査における幼保連携型認定こども園に係る調査事項について、厚生労働省が実施している社会福祉施設等調査との重複は正を検討する。	文部科学省	平成32年度(2020年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 学校基本調査の調査統計システムについては、次期システム更新に向けて、調査項目の追加等があった場合に柔軟に改修可能なシステムへの変更を検討する。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 21世紀出生児統断調査(平成13年出生児)について、学校教育や奨学金等の施策ニーズを踏まえた調査事項を検討するとともに、報告者規模の維持、代表性の検証、回答精度の向上等に努める。	文部科学省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 学校保健統計調査について、報告者の負担抑制や政策とユーザーニーズにも配慮しつつ、調査方法、標本設計や統計作成の対象とする調査項目を改善するとともに、基礎データの収集・保管等を含めた調査計画の積極的な改善を図るため、教育・医学関係の有識者や調査関係者等から構成される研究会を立ち上げ、現場の意見を反映した検討を実施し、本調査の改善を実現する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。
	◎ 社会教育調査における関係主体ごとの収入・費用構造の把握について、地方公共団体における財務書類等の整備状況の進展を踏まえ、実施可能性を検討する。	文部科学省	平成33年度(2021年度)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 社会教育調査における社会教育施設の利用者側の状況を把握する調査項目の追	文部科学省	平成33年度(2021年度)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	加について、調査負担に対する社会教育関係者の理解を得るよう努めるとともに、検討を促進する。		調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について、更なる客観性及び比較可能性の向上を目指し、引き続き調査の改善に取り組む。	文部科学省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 働き方の変化等をより的確に捉える統計の整備	◎ 労働力調査の「従業上の地位」に係る選別の変更に伴って、ウエブサイト等において提供の充実を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査の未活用労働に関する各指標に関する情報について、国際比較の観点にも留意し、諸外国の状況と比較・分析した情報と合わせて、ウエブサイト等において提供する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 労働力調査及び毎月勤労統計調査について、両調査の調査方法や調査事項の相違点を整理した上で、集計表における労働者区分や用語の対応関係等を両調査のウエブサイト等において明確にするとともに、利用者の利便性向上に向け、両統計の活用に関して具体的な方策を検討し、情報提供の充実に努める。	総務省、厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年調査の検証結果も踏まえ、就業に与える育児・介護の影響をより的確に把握するための調査事項の在り方を検討する。	総務省	平成34年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 就業構造基本調査について、平成29年調査におけるオンライン調査拡大による効果等を検証した上で、更なるオンライン調査の促進に向けて検討する。	総務省	平成34年(2022年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 賃金構造基本統計について、毎月勤労統計との比較に関する技術的な検討や、その	厚生労働省	平成30年度(2018年度)

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	検討結果を踏まえた試算及び非回答の事業所の偏りによる非標本誤差の分析等を実施し、統計利用者に本調査の特徴を含めた情報を提供する。		から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査における匿名データの提供について、政府全体での検討状況も踏まえ、匿名データの手法が確立している世帯調査の手法を準用できる可能性のある個人票の提供を優先的に検討する。	厚生労働省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	◎ 賃金構造基本統計調査について、調査の効率化に向けた調査方法の見直し及び公表の更なる早期化、回収率の向上策、調査対象職種の見直しや学歴区分「大学・大学院卒」、「高専・短大卒」の細分化について、試験調査の実施等により見直しの影響を検証しつつ検討する。また、回収率を考慮した労働者数の推計方法の変更や、オンライン調査導入に合わせ、抽出された事業所内の全労働者を調査することについての検討を進める。	厚生労働省	平成32年(2020年)調査の企画時期までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査(第一号調査)について、平成30年度(2018年度)調査から適用する標本設計の改善効果も踏まえ、事業所を単位とした標本設計の採用を含めた抜本的な見直しを検討する。	国土交通省	平成32年度(2020年度)までに結論を得る。
	◎ 船員労働統計調査について、陸上労働者との比較可能性、労働市場の構造的変化や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、他統計との統合や一般統計調査化を含め、基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討を早期に開始する。また、この結論を得るまでの間も、①調査対象者及び調査項目追加の実現可能性、②集計事項の充実、③既存調査項目の在り方、④調査体系の見直しなど、現行調査の改善を実施する。	国土交通省	基幹統計・基幹統計調査の在り方に関する抜本的な検討は、平成32年度(2020年度)までに結論を得る。この結論を得るまでの間も、

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(4) 農林水産関連施策の推進を図るための統計整備	◎ 農業センサスについて、組織経営体の労働力を家族経営体と統一的に把握することに加え、農業生産関連事業に関する労働力や青色申告の実施状況の把握などを検討する。	農林水産省	2020年農林業センサスの企画時期までに結論を得る。
	◎ 農業経営統計調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、家族経営体の小規模層の標本数を削減し、家族経営体の大規模層及び組織経営体へ重点化することや、家族経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	平成31年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 漁業経営調査について、担い手層の経営収支等のデータの充実を図るため、個人経営体の小規模層の標本数を削減し、個人経営体の大規模層及び会社経営体へ重点化することや、個人経営体において「営業利益」等企業会計と同様に捉えることなどを検討する。	農林水産省	平成31年(2019年)調査の企画時期までに結論を得る。
	○ 食品流通段階別価格形成調査について、青果物及び水産物の多様な価格形成の実態を明らかにするため、(産地)卸売市場を經由しない流通の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。
	○ 木材流通構造調査について、木材の流通段階別の入荷先こと及び出荷先こととの状況等のデータに関して、数量だけでなく、新たに金額の把握などを検討する。	農林水産省	次回調査(平成30年度(2018年度)予定)の企画時期までに結論を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	◎ 2015年農林業センサスのうち、法人形態の農林業経営体の調査結果について、平成28年経済センサス-活動調査の結果を利 用し、他産業からの農業への参入状況や、 農林業と農林業以外の産業との連携状況 等を把握・分析するための統計作成に向け た検討を推進する。	農林水産 省	平成31年度 (2019年度) までに結論 を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査対象区分につ いて、様々な形態の経営体における農業構 造の実態をより正確かつ的確に把握する ため、有識者へのヒアリングや他調査の結 果等を活用して多方向から見直しに向け た検討を行う。	農林水産 省	平成34年 (2022年)調 査の企画時 期までに結 論を得る。
	◎ 農業経営統計調査の調査事項である「ほ 場間の距離」及び「団地への平均距離」に ついて、平成30年度(2018年度)に取り まとめる「平成29年度」以降の調査結果 と生産コストとの関係性を分析・精査した 上で、本調査事項の見直しの必要性を検討 する。	農林水産 省	平成34年 (2022年)調 査の企画時 期までに結 論を得る。
	◎ 作物統計調査の主産県調査対象品目に ついて、主産県と非主産県の作付面積と収 穫量の増減割合の比較等の検証・検討を 実施した上で、主産県と非主産県の動向が著 しく異なる検証結果が得られた場合、他の 推計方法の採用を検討するなど推定値の 精度向上を図る。	農林水産 省	全国調査を 実施したも のから順次 実施する。
	◎ 木材統計調査については、燃料用チップ 等を含めた木材の消費・生産から流通・加 工までの一貫した情報の提供に向け、木材 流通統計調査や他の木材関連調査等から 得られる結果を含めた総合的な統計表の 作成・提供について、森林・林業施策の利 活用及びユーザーニーズを踏まえつつ、検 討に着手する。	農林水産 省	平成30年度 (2018年度) から実施す る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 環境・エ ネルギーギ ャー関連 の展開を 図るため の統計整 備	○ 廃棄物等循環利用量実態調査について は、更なる精度向上に向け、廃棄物等の把 握方法の精緻化について引き続き検討す る。 ○ エネルギー消費統計について、時系列安 定化やデータの精緻化のための各種見直 しの効果の持続性等の検証を行うことも に、基礎統計化についての結論を得ること を、エネルギー消費に関する統計の体系的な整備の 促進を図る。	環境省  資源エネ ルギー庁	平成30年度 (2018年度) から実施す る。  平成34年度 (2022年度) までに結論 を得る。
(6) 交通関 連施策に 必要な統 計の改善	◎ 自動車輸送統計調査について、精度向上 を図る観点から、平成29年度に実施する 予備的調査、他の輸送統計及び行政記録情 報の活用も含めて分析・検討を開始する。ま たな調査手法による調査を開始する。ま た、公表の早期化やニーズに応じた公表事 項の充実、品目別輸送量の数値の安定化方 策等について検討し、早期に結論を得る。	国土交通 省	平成32年度 (2020年度) から実施す る。
(7) 不動産 関連統計 の改善・体 系的整備	◎ 港湾調査について、オンライン調査や行 政記録情報の活用等を一層推進し、主要港 湾等に限定した速報値を公表することも 含め、公表時期の更なる早期化に努める。 また、NACCSデータのデータ項目の追 加等の整備状況を踏まえつつ、その更なる 利活用について検討を促進するとともに、 ニーズに即した集計事項の充実について も検討に着手する。 ◎ 5年ごとに実施する法人土地・建物基本 調査とその中間年に実施する土地動態調 査について、不動産登記情報の公開の在り 方などの検討動向を注視しつつ、不動産登 記情報の活用の可能性や、フローとストック の情報を地域別に把握することも含め、 法人における土地の所有・利用構造を、よ り的確に把握する調査を効率的に実施す る方向で検討を促進する。	国土交通 省  国土交通 省	平成30年度 (2018年度) から実施す る。  平成35年 (2023年)法 人土地・建 物基本調査 の企画時期 までに結論 を得る。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(8) 観光施策の推進に必要な統計の改善・充実	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、関係府省とも連携し、解決すべき課題を整理・検討する。	国土交通省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 既存の観光統計を用いて作成している地域観光統計について、観光統計を体系的に整備する観点から、平成30年(2018年)1-3月期分から公表する都道府県別の旅行者数・旅行消費額の推計結果を検証した上で、推計手法の改善に向け、民間データ域観光統計の精度向上に向け、民間データ等の活用の可能性も含め、関連統計の改善を図るとともに、クルーズ船利用の拡大等旅行者の旅行形態の変化に対応した統計の改善について検討する。	観光庁	平成30年度(2018年度)から実施する。
3 グローバル化に対応した統計整備・国際協力等の推進	○ 宿泊旅行統計調査及び旅行・観光消費動向調査について、上記観光統計の体系的整備の進捗状況も踏まえ、基幹統計化に係る結論を得る。	観光庁	平成34年度(2022年度)までに結論を得る。
	○ 訪日外国人消費動向調査の都道府県別表章結果について、精度検証を実施した上で、必要な改善についての結論を得る。	観光庁	平成34年度(2022年度)までに結論を得る。
	○ SDDSプラスについて、未対応となっている四半期の部門別バランスシート、一般政府収支及び一般政府債務の公表に向け、引き続き関係府省等の協力を得つつ検討し、対応可能な全項目での公表を実現する。	財務省、内閣府	平成33年(2021年)4月までに実施する。
	○ 統計委員会や各府省との連携を図り、SDGsのグローバル指標の対応拡大に取り組む。	内閣府、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
◎	社会保障費用統計について、OECD基準に加え、財源の国際比較が可能となるEU(ESSPROS)基準に準拠した統計の作成について、EU統計局及び関係府省の協力を得て検討し、提供を開始する。	厚生労働省	平成34年度(2022年度)までに実施する。
	社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、社会保障関係費用に関する調査結果の活用や、単価に基づく推計等を検討し、改善を図る。	厚生労働省	平成34年度(2022年度)までに実施する。
○	輸出入行動を当該企業の企業特性(外資比率等)と関連付けた新たな統計を作成することについて、事業所母集団データベースと貿易統計データベースにおける法人番号の登録状況を踏まえた収録情報の接続の可能性や、個別企業の情報が識別されることがないか等といった観点の検討も含め、その作成の可能性を検証・検討する。また、貿易統計について、ユーザーニーズも踏まえつつ、情報提供を充実するなど、引き続き利便向上に努める。	財務省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	海外事業活動基本調査について、政府における行政記録情報の提供環境を整えるための方策の検討状況を踏まえ、その母集団名簿の適切な作成に向け、行政記録情報である外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)の届出情報(企業名、住所等)等の活用方策について検討し、可能な限り早期に結論を得る。	経済産業省	平成30年度(2018年度)から実施する。

「第3 公的統計の整備に必要な事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 統計作成の効率化及び報告者の負担軽減 (1) 行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ POSデータ、人流データ、SNSデータなど民間データの活用に係る先行事例があるデータ又は優先度の高いデータ等(行政記録情報等を含む。)を選定して、各府省の協力により集中的に協議することにより、利活用上の各種課題の解決や優良事例等による会議を開催し、データ産官学連携による会議を開催し、データの保護や取得等の状況にも留意しつつ、各府省と地方公共団体・民間企業等の間における統計的分析や統計作成目的によるデータ等の相互利活用を推進する。</li> <li>○ ビッグデータ等の統計的分析や統計作成目的による利活用を推進するため、各府省におけるビッグデータ等の統計への活用実態を把握するとともに、可能な限り地方公共団体・民間企業等における国の統計データやビッグデータ等の効果的な利用状況を把握に努め、定期的にこれらの情報を各府省に提供することで各府省による利活用の横展開を促すとともに、上記の会議に報告する。</li> </ul>	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
ア 行政記録情報等の活用の活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査の更なる充実を図った上で、定期的に実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。</li> <li>○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。</li> </ul>	総務省、各府省  内閣府、財務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 統計委員会の知見も活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の定期的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の入札、④国際連合アジア太平洋統計研究所(SIAP)の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。</li> <li>○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間の連携を図り、国際機関への情報発信や国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有を強化する。</li> </ul>	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。

(注) 「具体的な措置、方策等」欄について、基幹統計に係る事項を「◎」とし、その他の公的統計に係る事項を「○」とした。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。行政記録情報等の統計作成への活用を推進に当たっては、報告者の同意を得た行政記録情報の転用事例、企業等内の既存データの提供を求める事例等を把握し、報告者側の実態や意見も調査しつつ、各府省への展開を図る。</p>	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
イ 民間企業が保有するビッグデータの活用	<p>○ ビッグデータを用いた新たな景気動向の把握のため、POSデータをきめ細かく分析に利用する手法の開発に向けた検討を行う。また、物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けて、調査機関と連携して研究を進める。</p>	内閣府	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ ビッグデータを活用した経済指標の開発に当たっては、景気動向把握の向上に資するよう考慮するとともに、POSデータ、人流データ、SNSデータ等を用いて、既存統計で把握できていない経済活動の把握に努める。また、各府省におけるビッグデータの効率的な活用を推進するため、関係府省の取組状況や企業等からのデータ提供の在り方、データの品質確保、専門人材の育成等について、統計委員会を中心に定期的な情報共有を図る。</p>	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(2) オンライン調査の推進	<p>○ 「オンライン調査の推進に関する行動指針」に基づき、統計調査の企画に当たっては、オンライン調査の導入を検討するとともに、導入後も、モバイル機器携帯型端末の活用を含めた改善や回答率の向上を図る。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ ICTの普及状況を踏まえつつ、「政府統計オンライン調査総合窓口」の機能改善・拡充等を推進する。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 報告者の負担軽減・統計ニーズの把握	<p>○ EBP.M推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声(提案)を経営的に募集する。また、当該募集により把握した提案や統計調査の実施等に当たり各府省が収集した報告者の声(提案)や統計ニーズについて、各府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に毎年定期的に、その対応状況のフォローアップを実施する。なお、地方公共団体、独立行政法人等や民間企業等による各種調査やアンケート調査等との重複等に係る内容については、必要に応じて総務省において、統計委員会の意見も踏まえつつ当該関係者への情報提供や連絡等を行う。</p>	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 所管統計調査の設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案過程総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
2 統計の品質確保	<p>○ 日本標準産業分類の次期改定と併せて、法人番号と事業所母集団データベースとの照合により追加される企業等の確認結果や、企業等の活動実態や実査可能性等を踏まえつつ、専従の役員・労働者等が存任しない法人等に関する日本標準産業分類上の整理に取り組む。</p>	総務省	日本標準産業分類の次期改定(平成35年度(2023年度))に向けて実施する。
イ 統計間比較可能性の向上	<p>○ 統計間の比較可能性や再集計機能の向上を図るため、各府省と連携し、地域プロジェクトの結果表章に係る標準的な区分の在</p>	総務省、各府省	地域プロジェクトについては平成30年

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	り方について検討を進め、結論を得るとともに、年齢、事業所規模などの結果表章に係る標準的な区分の在り方について、現状の更なる精査を行った上で検討を進め、結論を得る。また、各府省は、調査の特性や精度に留意しつつ、この結論に則った対応に努める。		平成31年度(2019年度)以降順次、結論を得て、それを踏まえ順次実施する。
(2) 民間委託された統計調査の品質確保・向上	○ 「統計調査における民間事業者の活用に係るガイドライン」に基づき、委託業務仕様書の見直しや、プロセス管理の徹底を図るとともに、事後的な検証を含めた情報共有を通じ、民間委託された業務の更なる品質確保・向上に着実に取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計調査の民間委託について、関係府省の協力を得て、複数年契約の推進等について検討するとともに、民間委託における優良事例等を取りまとめ、情報共有する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計に共通する課題の研究・各府省等への支援	○ 「各府省統計研究情報フォーラム」を活用した情報共有について、各府省における調査研究の実施予定も対象にするなど、統計委員会を中心に取組の充実・強化を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 各府省及び地方公共団体からのニーズを踏まえ、引き続き統計技術的な課題解決に向けた研究に取り組み、その研究成果を統計業務に活用することにより、各府省及び地方公共団体を支援する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ ビッグデータの特性把握や偏りは正等ビッグデータの利用に関する高度な統計技術の研究開発に引き続き取り組む。また、匿名化などの適切なデータの補正、データ保管・利用に関する信頼性の確保、データの品質確保などについて、各府省に	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	対する技術的な支援の充実に努めるとともに、ビッグデータの分析事例や活用事例に関する研修を実施する。		平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 時々の技術動向を踏まえつつ、情報収集方法の高度化に関する研究により行った取り組み中で、無作為抽出により行った調査員調査の結果とモニター調査など別の手法により行った調査の結果との統合・推計などの研究を推進し、統計調査業務の重点化に活用する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 統計棚卸し・品質管理の推進等	○ 統計に関する官民のコストの削減計画を策定することにより、統計に関する官民コスト(作業等に要する時間コストの合計。追加的に発生するコストは対象外)を、3年間で2割削減するとともに、その取組状況を毎年フォローアップし、その結果を公表する。	各府省、総務省	平成32年度(2020年度)末までに実施する。
	○ 各府省と連携して、個別統計に関し、必要に応じ総務省統計研究研修所も活用しつつ、統計精度検査を計画的に実施するとともに、平成29年度に実施した統計精度検査結果への対応状況も含めフォローアップする。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
イ 品質管理の推進等	○ 「公的統計の品質保証に関するガイドライン」を踏まえ、統計の品質保証活動に引き続き取り組み、所管統計・統計調査の改善を図るとともに、公的統計への理解と活用を一層推進するため、作成過程の更なる透明化に努める。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
3 統計の利活用促進・環境改善	○ 調査票情報等の管理に当たり、調査票情報等のデータ形式や調査票情報等を活用する上で必要な情報(メタデータ)の保存・管理の在り方を検討した上で、調査票情報等の管理等の委託に関するガイドラインを定める。	総務省	平成30年度(2018年度)末までに実施する。
(1) 調査票情報等の提供及び活用の推進	○ 政府共通の基盤として、調査票情報や匿名データ、メタデータ等の一元管理を行う中央データベース管理施設並びに調査票情	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>報等の提供及び活用に関するポータルサイトについて、独立行政法人統計センターと協力して整備を進める。</p> <p>○ 調査票情報の提供についてオンライン利用を中心とした利用形態への移行を視野に、独立行政法人統計センターと協力し、オンライン利用の全国的な展開に向け、利用拠点及び利用可能な統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況を踏まえて調査票情報等の利用形態の在り方について検討する。加えて、利用可能な行政記録情報について、統計的な利活用を行うために必要なシステム基盤について整備を進める。</p>	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 総務省におけるオンライン利用の運用状況を踏まえつつ、所管統計調査の調査票情報等のデータ提供等について、独立行政法人統計センターへの調査票情報等の提供事務や管理事務の委託を進めるなど、オンライン利用の推進に向けた取組を行う。</p>	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 統計法令の改正状況を踏まえつつ、オーダーメイド集計及び匿名データの提供に関する利用要件の緩和を進めるため、ガイドラインの改正など必要な環境整備を行う。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ オーダーメイド集計について、利用者の利便性等の向上のため、利用に当たつての要件、作成可能な集計表、費用等に関する情報について、具体例を示しつつ、ホームページに掲載するなど、利用に関する更なる情報提供に取り組む。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ オーダーメイド集計に関し、より利便性の高い提供方式であるオンデマンド集計の導入について検討を行い、結論を得る。</p>	総務省	平成31年度(2019年度)末までに実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 匿名データについて、総務省統計研究研修所の支援を受け、より広い範囲の者が利用できるようにする形での提供に向け、必要な法制面、技術面からの検討を踏まえ、早期の提供を検討する。</p>	総務省	平成31年度(2019年度)末までに実施する。
	<p>○ 匿名データやオーダーメイド集計について、ユーザーニーズ等を考慮しつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 調査票情報を利用した研究成果について、各府省及び研究者からの報告を受け、e-Statとの連携を図りつつ、一元的に閲覧可能な環境を整備するとともに、研究成果の一覧表示や検索機能などの閲覧者の利便性を図る取組を行う。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)末までに実施する。
(2) 政府統計共同利用システム等に よる統計データの共有・提供の推進	<p>○ 一般統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Statに登録する。また、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、統計表の集約的な公表、API機能でのデータの利用が可能となる統計情報データベースへのデータ登録を計画的に実施する。なお、総務省は、各府省への統計データ登録に対する周知の徹底や、各府省による統計データ登録業務を引き続き支援することに加え、各府省と連携を図りつつ調査票情報の保存形式の共通化等を進め、統計データ登録業務の効率化を図る。</p>	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ e-Statについて、高度利用のための機能改善や強化、統計作成において使用している行政記録情報に関する項目検索機能の追加など、ユーザーニーズを把握し、当該ニーズを踏まえた機能強化を引き続き推進する。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 海外の政府や国際機関の統計サイトの利便性や操作性などの情報を収集し、有用な機能を取り入れることにより、e-Statの利便性の向上を図る。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。



項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>○ 総務省と連携して、調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計情報を利用する際に必要な情報をe-Statに登録する。</p> <p>○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申や同答申を踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組（無科学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等）を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供、横展開を行う。</p> <p>○ 関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力を行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、関係府省と連携し、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。</p> <p>○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的な位置付け、調査票情報保護等を説明するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。</p>	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(3) 統計リテラシーの向上	<p>○ 統計教育の内容等を改善することとした中央教育審議会答申や同答申を踏まえた学習指導要領の改訂を踏まえ、これまでの取組（無科学習サイト・教材等の開発、教員向けコンテンツ等の提供等）を更に充実するとともに、教員の指導力向上や児童・生徒の統計への興味喚起を目的に、教育者向けセミナーや児童・生徒向け講座をより積極的に開催する。また、地方公共団体による小中学校向け授業等の取組と連携し、成功事例等の情報提供、横展開を行う。</p> <p>○ 関係府省と連携しつつ、データサイエンスと関連の深い高等教育機関と連携・協力し、大学生や社会人向けの講義や講座の提供を充実するとともに、連携・協力を行う高等教育機関の質・量の拡大を図る。また、関係府省と連携し、産業界が要望するデータ分析スキルを有する人材の育成のため、専門職大学院等に講師を派遣する。</p> <p>○ 統計調査員の活動環境の改善を図る観点から、小・中・高校等の段階別に統計調査の必要性や法的な位置付け、調査票情報保護等を説明するための措置、統計調査員の役割等を説明した教材の作成・提供を行う。また、統計教育や学生調査員任用に取り組んでいる大学の事例紹介を通じ、今後同様の取組実施を希望する大学と都道府県との連携を促進する。</p>	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(4) 報告者の増進・公平感の確保	<p>○ 経済産業省の協力を得て、経済センサス-活動調査を念頭にしつつ、統計法以外の法令に基づき実施されている立入検査等の事例も参考とし、統計法第15条に基づき立入検査等を積極的に行っていく</p>	総務省、経済産業省	平成33年度(2021年)経済センサス-活動調査の企画時期

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	<p>べき統計調査や、対象となる客体、必要な検査手順等の更なる具体化について、結論を得る。それを踏まえ、平成33年(2021年)経済センサス-活動調査において、立入検査等を積極的に行っていくための実務的な方策について検討し、結論を得る。</p> <p>○ 他の基幹統計調査における立入検査等の積極的な実施を促すため、平成33年(2021年)経済センサス-活動調査における立入検査等の実施状況を踏まえ、立入検査等の問題点の把握や事例の分析等を行い、これを関係府省で共有するなど取組を行う。</p> <p>○ 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等からの統計調査に係る意見・要望・問合せ等に対応するための国側の窓口を総務省に設置することや、マンション管理関係団体等との定期的な意見交換を行うことなどにより、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。</p> <p>○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の活用事例等を組み合わせて、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。</p>	総務省	平成34年度(2022年度)末までに実施する。
	<p>○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の活用事例等を組み合わせて、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。</p>	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	<p>○ 引き続き「統計調査に対する国民の理解増進のための行動指針」に基づく取組を推進し、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に取り組むこととし、その一環として、「調査のお知らせ」等の調査通知情報やホームページ等に記載している報告義務や罰則規定の周知内容について、当該統計の活用事例等を組み合わせて、国民にとって分かりやすい内容にするための見直しを行う。また、地方公共団体などの統計調査実施機関における非報告者への対応に係る取組や広報の成功事例等の横展開を図る。</p>	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(5) 大規模災害発生時等の備え	○ 「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」に基づき、行動計画のひな形を参考にしつつ、速やかに行動計画の策定に取り組み、各府省の行動計画の策定状況の把握や情報共有を行い、取組の推進を図る。	各府省、 総務省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
4 統計リソースの確保・統計人材の育成	○ 国民経済計算を軸とした経済統計の改善や、ユーザーの視点に立った統計システムの再構築と利活用促進などの実現に必要な統計リソースについて、既存の統計リソースの有効活用を図るとともに、計画的に確保する。	各府省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
(1) 統計リソースの計画的な確保及び再配分・最適配置等	○ 統計リソースの確保及び有効活用のため、統計委員会を中心に統計リソースを集中すべき重点分野を定める。	総務省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
ゾーンの計画的な確保及び再配分・最適配置	○ 統計リソースの確保及び有効活用に関する他府省と共有すべき新たな技術や有効な取組などについて、統計委員会等を通じ、引き続き情報共有を図るとともに、先例となるべき新たな取組、業務の見直しなどに関する推奨事例の横展開に取り組み。	総務省、 各府省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
イ 地方公共団体の連携・支援	○ 調査票情報等の提供及び活用、政府統計共同利用システムを通じた情報提供機能の強化等に中核的な役割を担うことが期待されている独立行政法人統計センターについて、引き続き必要なリソースの確保に努める。	総務省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
	○ 統計調査の環境改善に向けて、平成30・31年度(2018・2019年度)に広報啓発や関係団体等への働きかけの強化、新たな若手調査員の確保など、統計調査の環境改善対策を中心に、試行的な調査手法の見直し、高度化等の取組を行う都道府県を対象に支援を行い、その結果や関係府省、地方公共団体の意見も踏まえつつ、地域の実情に応じた統計調査の環境改善のメ	総務省	平成32年度 (2020年度) から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	ニューロや支援策を策定し、これを活用することによる統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を本格的に実施する。		
	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や別活用ニーズ等を踏まえつつ、都道府県別表章の充実に向けた上乗せ調査などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
	○ 内閣府が行う物流データを活用した地域間の移出入の動向把握に向けた研究の進捗状況を踏まえ、地方公共団体の統計分析等への活用可能性について検討を行う。	総務省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
	○ 地方公共団体におけるニーズを踏まえつつ、人事交流時の研修プログラムや人事交流の手法・留意点等、国における受入ポストや人事交流の仲介機能の整備など、人事交流の促進に有効と考えられる方策を整備する。その上で、これらの方策を活用し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進めるとともに、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、取組の改善を図る。	総務省、 関係府省	平成30年度 (2018年度) 未までに整備し、その後実施する。
	○ 国・地方公共団体の統計部門間において、優れた分析事例や推計技術等を情報共有する方策について、検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	平成30年度 (2018年度) から実施する。
	○ 地方公共団体の人的支援を行う観点から、地域における大学等の専門家の活用等に関する先進事例の情報提供や専門家リストの作成・提供など、大学等と地方公共団体との連携を強化する。	総務省	平成30年度 (2018年度) から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
ウ 統計調査員の確保・育成・支援	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員の確保に資すると考えられる、学生や生涯学習受講者等の統計調査員への任用に向けた取組等を行っている地方公共団体の事例を検証し、優れた取組の情報共有を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 関係府省及び地方公共団体と連携して、統計調査員に対するアンケートの実施等により、統計調査員の業務状況の研究・分析を行い、その結果を踏まえ、登録調査員研修等において、報告者の理解が得られる分かりやすい説明や、報告を受けた際の情報保護の徹底等に関する研修内容の充実を図ることにより、優れた統計調査員のノウハウの共有等を推進し、統計調査員の質及び業務に対する自覚を維持・向上させるとともに、統計調査員に対する国民の信頼を確保する。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
(2) 統計人材の確保・育成	○ 調査員調査におけるオンライン回答率の向上は、検査事務の軽減など調査員事務の負担軽減にも資することから、関係府省や地方公共団体と連携して、統計調査員のオンライン調査に関する報告者への説明能力等を向上させるため、統計調査員を対象とした研修内容の充実を図る。	総務省、関係府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ E B P M推進委員会及び統計委員会において策定される人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計部門の人材育成に、取り組む。	各府省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計調査の実施、統計の作成・提供等に関する取組を進め、統計調査の実績向上を図る。	各府省、総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	付与し得る他府省に職員を派遣する。 ○ 人材の確保・育成等に関する方針も踏まえ、将来的な統計人材の一元的な確保・活用について検討する。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 人材の確保・育成等に関する方針に則り、統計委員会を中心に、研究者等にとつて魅力ある勤務環境を整備するとともに、勤務先の選択肢として認知されるために、勤務先の選択肢等に取り組みなど、統計部門に若手研究者等を中心・長期に渡って円滑に確保する具体的な方策を検討し、結論を得る。	総務省、各府省	平成30年度(2018年度)を目標に結論を得る。
	○ 集合研修・オンライン研修それぞれの特徴を踏まえつつ、ニーズが高いオンライン研修を中心に据えた研修体系の整理・見直しに取り組みとともに、オンライン研修の実施に当たっては、受講者からの質問等を受け付けられるようになど双方方向性の確保に留意することに加え、国・地方公共団体における統計の利活用促進に伴い増加する受講希望者に対応するため、大量のアクセスに耐えうるようシステムの増強に取り組む。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。
	○ 統計技術の研習・開発の成果の活用も含め、統計業務に従事する職員向けの研修内容の充実を図るとともに、国・地方公共団体の職員一般の統計リテラシーの引き上げ要請を踏まえ、職員一般に広く学習を求めらるべき項目を選定し、基礎項目のオンライン研修の受講を必修化するなど、研修受講機会が拡大・定着するような取組を進める。また、各府省及び地方公共団体に対する講師派遣等に向けた具体的な方策を検討し、その実現を図る。	総務省	平成30年度(2018年度)から実施する。

(注) 「第3 公的統計の整備に必要な事項」については、基幹統計に係る事項を含む公的統計全般に共通した事項である。



## 平成 30 年土地基本調査に関する研究会（第 1 回）議事概要

- 1 日時 平成 29 年 1 月 13 日（金）14:30～16:00
- 2 場所 国土交通省 土地・建設産業局会議室
- 3 出席者  
委 員：清水雅彦座長、伊藤彰彦委員、菅幹雄委員、隅田和人委員、  
廣松毅委員、宮川幸三委員  
オブザーバー：栗田奈央子（総務省国勢統計課長）、永島勝利（総務省経済基本構造統計課長）  
国土交通省：館政策統括官、佐竹課長、遠藤専門調査官、小山指導係長  
事務局：（公財）統計情報研究開発センター村田主任研究員、  
（株）三菱総合研究所升本主席研究員、升本主任研究員
- 4 議事
  - (1) 平成 30 年土地基本調査に関する研究会の開催及び進め方について
  - (2) 法人土地・建物基本調査平成 28 年予備調査の実施及び調査結果の検証について
  - (3) 土地基本調査の見直し及び統計委員会等からの指摘事項への対応について
  - (4) その他
- 5 議事要旨
  - 開会に当たり、館政策統括官から挨拶
  - 研究会の運営及びスケジュールについて確認
  - 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた（「(2) 法人土地・建物基本調査平成 28 年予備調査の実施及び調査結果の検証について」及び「(3) 土地基本調査の見直し及び統計委員会等からの指摘事項への対応について」に係る意見交換が中心であった。）。委員等からの主な意見は以下のとおり。
    - (2) 法人土地・建物基本調査平成 28 年予備調査の実施及び調査結果の検証について
      - ・今回の予備調査では、実施体制（国と都道府県の役割分担）の見直し等により高い回収率が確保できたとのことであるが、その要因として前回の予備調査（平成 23 年）との調査対象の違い、調査時期、督促タイミング等も考えられるので、平成 30 年調査においても高い回収率を確保できるよう、さらに工夫・留意事項として整理していただきたい。
      - ・予備調査はサンプルサイズが小さいが、可能な限り回収率を法人属性別に分析し、未回収法人の特性を明らかにできないか。
      - ・今回の予備調査において法人番号の記入率は高く、チェックデジットによるチェックでもエラーはほとんどなかったとのことであるが、合併前や他の法人等の誤った法人番号が記入さ

れていないかについても検証していただきたい。

- ・法人番号のプレプリントや、事業所母集団データベースにおける企業母集団情報の整備等、政府統計調査全般における法人番号利用に向けて、可能性や課題を整理してほしい。

(3) 土地基本調査の見直し及び統計委員会等からの指摘事項への対応について

- ・土地は再生産不可能な財であり、ストックは基本的には変動しない。法人所有分、世帯所有分としてみたときには、フローによりストックが変動するという関係が成り立つが、生産財におけるストックとフローの概念をそのまま当てはめても馴染みにくいのではないか。議論が混乱しないよう、資料を取りまとめる際には、用語の意味するところを明らかにしておいていただきたい。なお、混乱を招く可能性のある資料については公表の取り扱いについても検討すべきではないか。
- ・空き地の問題が重要性を増す中で、法人所有と世帯所有の土地をあわせて考えるべきではないか。耕作放棄地についての議論が進んでいる農地に関する取り組みが参考になるのではないか。
- ・世帯土地統計における「現住居の敷地以外の宅地など」の所有率の過小推計に係る補正については、複数の方法を比較して、補正結果が妥当で分散が比較的小さいことを確認するなどの検証も考えられるのではないか。

## 平成 30 年土地基本調査に関する研究会（第 2 回）議事概要

- 1 日時 平成 29 年 6 月 14 日（水）14:30～16:00
- 2 場所 株式会社三菱総合研究所 CR-A 会議室
- 3 出席者  
委員：清水雅彦座長、浅見泰司委員、伊藤彰彦委員、菅幹雄委員、  
廣松毅委員、宮川幸三委員  
オブザーバー：久保奨（総務省統計作成支援課長補佐）、渡邊公二（総務省国勢統計課長補佐）  
国土交通省：佐竹企画課長、大石専門調査官、道脇指導係長  
事務局：（公財）統計情報研究開発センター村田主任研究員、  
（株）三菱総合研究所升本主席研究員、勝本主任研究員
- 4 議事
  - (1) 平成 30 年土地基本調査の実施の方向性について
  - (2) 平成 30 年土地基本調査の総務省承認申請について
  - (3) 統計委員会等の指摘事項の回答について
  - (4) その他
- 5 議事要旨
  - 開会に当たり、佐竹企画課長から挨拶
  - 研究会の公開方針について確認
  - 配布資料に基づき事務局から説明を行い、その後、意見交換が行われた。委員等からの主な意見は以下のとおり。
    - (1) 平成 30 年土地基本調査の実施の方向性について
      - ・事業所母集団 DB は経済活動を行っている事業所を対象としているため、土地基本調査で整備している名簿と乖離があって当然。土地基本調査で整備している名簿と事業所母集団 DB がそれぞれに精度を上げながら連携を進めていくことが重要。結果として、土地基本調査で整備している名簿の捕捉率向上につながるが、完全に一致させるには時間がかかるため、現時点では可能な限りの連携で良いのではないかと。
      - ・パネルデータについては、一部の研究者が利用しているだけという意見もある。国土交通省及び事務局は統計データ作成に注力して良いのではないかと。
      - ・土地動態調査は資本金 5 億円以上の法人は全数調査であるが、1 億円以上 5 億円未満法人については標本調査であるため、パネル化に当たっては標本調査であることが原因で参入・退出するところが出てくる。利用者に誤解を与えないよう、丁寧な説明をするべき。

- ・研究者がパネル分析を行う際に、企業名や住所だけでは分析できない。調査設計の段階で企業や事業所の識別ができるようにしておいてもらうと活用の幅が広がる。完全なパネル分析にはならないが、限定した期間に存続した企業を用いて分析はできるので、データの基礎作りはしっかりやっていただきたい。
- ・統計調査によっては裾切りをすることがあるが、パネル化に当たっては法人が裾切りによって抜けたのか標本抽出されなかったのか分けて考えるべき。
- ・法人番号をつけたパネル化、事業所母集団 DB や他統計とのリンクを進めるべき。長期的には一つの所在地の建物と事業所をリンクさせることができ、いつ建てられた建物だとか分かってくると、地域分析や生産性分析など分析の幅が広がると思う。
- ・土地について、ストックとフローという言い方よりも、土地動態調査で示されているとおり、所有状況と購入・売買の状況という言葉を用いたほうが明確ではないか。
- ・土地動態調査において所有する土地を都府県単位で答えてもらうのは負担が大きいかもしれないが、悉皆層である資本金 5 億円以上法人など書けるところには書いてもらうと統計の利用価値は高まる。
- ・平成 30 年調査に向けて土地動態調査と土地基本調査の関係を明確にすべき。

(2) 平成 30 年土地基本調査の総務省承認申請について

- ・今後、中長期的に土地統計という大きな枠組みで考えると、世帯土地と併せて、土地統計全体の方向性の検討が必要になるかもしれない。

(3) 統計委員会等の指摘事項の回答について

- ・統計委員会の答申における「土地と建物の結びつきの把握」という検討課題への対応としての利用状況の分割（工場と倉庫の分離）や新設（医療・福祉施設の新設）は、少しずれがあるかもしれないが有意なことなので強調すべき。



パスワード

A	B	c	2	d	*	*	*
---	---	---	---	---	---	---	---

バーコード

政府統計コード	調査対象者ID	調査票種類	提出冊	冊目
C V B Q	1 2 3 4 5 6 7	A		1

秘 基幹統計調査



政府統計

# 平成30年 法人土地・建物基本調査 調査票 A

国土交通省

**⚠️ ご注意ください**

- この調査は、統計法に基づく基幹統計調査で、報告の義務があります。
- 秘密の保護には万全を期していますので、ありのままを記入してください。
- この調査票は、統計的に処理され、税務資料などに使われることはありません。
- オンラインでご回答いただく場合は、『オンライン調査利用ガイド』をご覧ください。

フリガナ	
記入者氏名	
部署名	
電話番号	(内線: )

## I 貴法人について

「調査票の記入のしかた」P6をご覧ください。

<b>1 法人の名称及び法人番号</b> ●名称が異なっている場合は訂正してください。 ●法人番号を記入してください。	フリガナ									
	法人の名称									
	法人番号									
<b>2 法人の本所・本社・本店の所在地</b> ●所在地が異なっている場合は訂正してください。										
<b>3 組織形態</b> ●組織形態が異なっている場合は訂正してください。 ●その他の会社以外の法人には、独立行政法人、公社、社団・財団法人、信用金庫、共済組合等が含まれます。	① 株式会社・有限会社 ② 合名会社・合資会社 ③ 合同会社 ④ 相互会社	⑤ 社会福祉法人 ⑥ 学校法人 ⑦ 医療法人 ⑧ 宗教法人								
	⑨ 各種協同組合 ⑩ その他の会社以外の法人									
<b>4 資本金、出資金又は基金の額</b> ●「3 組織形態」が1～4の場合、資本金、出資金又は基金の額を記入してください。	兆	千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	万円
<b>5 業種</b> ●業種が異なっている場合は、「調査票の記入のしかた」の業種分類表を参考に、業種名及び業種コードを訂正してください。	業種コード	業種名								
<b>6 常用雇用者数</b> ●貴法人全体の常用雇用者数について、当てはまる番号を○で囲んでください。	① 4人以下	⑤ 30～49人	⑨ 1,000～1,999人							
	② 5～9人	⑥ 50～99人	⑩ 2,000～4,999人							
	③ 10～19人	⑦ 100～299人	⑪ 5,000人以上							
	④ 20～29人	⑧ 300～999人								
<b>7 支所・支社・支店の数</b> ●当てはまる番号を○で囲み、支所・支社・支店の数を記入してください。 ●支所・支社・支店には、工場、営業所などや従業員のいる倉庫、管理人のいる寮なども含めます。	支所・支社・支店が	① ある →	千	百	十	一	箇所			
		② ない								

## II 土地・建物の所有状況について

「調査票の記入のしかた」P6をご覧ください。

<b>8 土地・建物の所有の有無</b> ●平成30年1月1日現在における、土地・建物の所有の有無を○で囲んでください。 ●なお、信託されている土地・建物については、その土地・建物の信託受益権を有している法人が所有しているものとします。	① 土地・建物とも所有していない → <b>調査票C</b> が同封されている法人はお進みください。
	② 建物のみ所有している → <b>IV</b> にお進みください。
<b>9 うち本所・本社・本店の敷地所有状況</b> ●当てはまる番号を○で囲んでください。	③ 土地のみ所有している
	④ 土地・建物ともに所有している
	① 貴法人が単独で所有している
	② 貴法人が他の法人・個人と共有している
	③ 貴法人以外が所有している

## III 貴法人が所有する土地について

●土地の種類によって設問が異なります。所有するすべての土地の種類の設問に記入してください。

- III-(1) 宅地など
- III-(2) 農地・林地のうち棚卸資産(他者への販売を目的として所有している土地)
- III-(3) 農地・林地のうち棚卸資産以外の土地(有形固定資産)
- 調査票B 特殊な用途の土地(調査票Bが同封されている法人は、該当する土地を調査票Bに記入してください。)

# Ⅲ- (1) 宅地などについて

「調査票の記入のしかた」P4をご覧ください。

- ・所有する宅地など(農地・林地以外の土地)について、利用の単位となっている1区画の土地ごとに記入してください。
- ・本所・本社・本店の土地についても忘れずに記入してください。

## 10 所在地

- 貴法人が所有する宅地などの所在地を、原則として地番表示で記入してください。
- 所有する「1区画の土地」が複数の筆に分かれており、番地等が異なる場合は、代表的な番地もしくは、最も若い番地を記入してください。

## 11 土地の所有形態

- 土地の所有形態について、当てはまる番号を○で囲んでください。
1. 単独所有
  2. 共有(3の場合を除く)
  3. 建物の区分所有による土地の共有

## 12 土地の所有面積

- 土地の所有面積を記入してください。
  - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※ 登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

## 13 土地の貸付の有無

- 土地を自ら使用しているのか、貸しているのかについて、当てはまる番号を○で囲んでください。
  - 土地の上に自ら所有する建物がある場合は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合でも、2を選択してください。
  - 土地を貸駐車場や貸別荘等として使用している場合も、2を選択してください。
1. 貴法人以外の者へ貸している
  2. 貸していない

## 14 土地の取得時期・今後の保有等予定

### 取得時期

- 土地の引渡しを受けた時期について、当てはまる番号を記入してください。
- 取得時期が複数期間にわたる場合は主要な部分を取得した時期を選んでください。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 昭和25年以前   | 9. 平成18~22年 |
| 2. 昭和26~35年  | 10. 平成23年   |
| 3. 昭和36~45年  | 11. 平成24年   |
| 4. 昭和46~55年  | 12. 平成25年   |
| 5. 昭和56~平成2年 | 13. 平成26年   |
| 6. 平成3~7年    | 14. 平成27年   |
| 7. 平成8~12年   | 15. 平成28年   |
| 8. 平成13~17年  | 16. 平成29年   |

### 今後の保有等予定

- 今後の保有等の予定について、当てはまる番号を○で囲んでください。
1. 今後5年以上保有する予定である
  2. 今後5年以内に売却等を予定している
  3. 既に売却が決まっている

記入例	10	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡	2 7 0
	1	所在地	東京都千代田区霞が関2 1-3	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡	2 7 0		

この欄には記入しないでください。→

1	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
2	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
3	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
4	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
5	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
6	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
7	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
8	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
9	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
10	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	所有形態	1 2 3	所有面積	徳 1ha 10a ㎡

この欄には記入しないでください。→

15 土地の利用現況

利用現況

- 土地の主な用途について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 13又は21に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。
- 建築中で土地の用途が不明の場合は13を選び、カッコ内に建築中と記入してください。
- 造成中で土地の用途が不明の場合は21を選び、カッコ内に造成中と記入してください。

【建物】

- 事務所
- 店舗
- 工場
- 倉庫
- 社宅・従業員宿舎
- その他の福利厚生施設
- 社宅・従業員宿舎以外の住宅(賃貸用住宅等)
- ホテル・旅館
- 文教用施設
- 宗教用施設
- 医療施設・福祉施設
- ビル型駐車場
- その他の建物

【建物以外】

14. 駐車場
15. 資材置場
16. グラウンド等の福利厚生施設
17. ゴルフ場・スキー場・キャンプ場
18. 貯水池・水路
19. 文教用地
20. 宗教用地
21. その他

【利用していない】

22. 利用できない建物(廃屋等)
23. 空き地(未着工の建設予定地を含む)

5年前の利用状況

- 利用現況が14, 15, 21~23の場合で、平成24年以前に取得した場合、平成25年1月1日時点の利用状況を左記の1~23から選び、当てはまる番号を記入してください。

転換予定

- 利用現況が14, 15, 21~23の場合、今後の別の用途への転換の具体的な予定について、当てはまる番号を記入してください。

1. 概ね1年以内に転換を予定している
2. 概ね5年以内に転換を予定している
3. 転換を予定しているが5年以上は要する
4. 転換を予定しているが時期は決めていない
5. 転換の予定はない

16 棚卸資産か否か

- 棚卸資産か否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 棚卸資産
2. 棚卸資産以外(有形固定資産)

17 信託受益権か否か

- 土地の所有は、信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 信託受益権
2. 信託受益権ではない(通常の所有権)

13	14	15	16	17					
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①	5	① ② ③	13 ( 公会堂 )	13又は21その他 ( )	( )	②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>

貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>
貸付	取得時期	保有等予定	利用現況	13又は21その他	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況	転換予定	棚卸資産か否か	信託受益権か否か	信託受益権か否か	チェック
①		① ② ③	13	( )		( )		②	②	②	<input checked="" type="checkbox"/>

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に印でチェックしてください。

# Ⅲ-(1)つづき 宅地などについて

「調査票の記入のしかた」P4をご覧ください。

- ・所有する宅地など(農地・林地以外の土地)について、利用の単位となっている1区画の土地ごとに記入してください。
- ・本所・本社・本店の土地についても忘れずに記入してください。

## 10 所在地

- 貴法人が所有する宅地などの所在地を、原則として地番表示で記入してください。
- 所有する「1区画の土地」が複数の筆に分かれており、番地等が異なる場合は、代表的な番地もしくは、最も若い番地を記入してください。

## 11 土地の所有形態

- 土地の所有形態について、当てはまる番号を○で囲んでください。
1. 単独所有
  2. 共有(3の場合を除く)
  3. 建物の区分所有による土地の共有

## 12 土地の所有面積

- 土地の所有面積を記入してください。
  - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

## 13 土地の貸付の有無

- 土地を自ら使用しているのか、貸しているのかについて、当てはまる番号を○で囲んでください。
  - 土地の上に自ら所有する建物がある場合は、その建物を貴法人以外の者に貸している場合でも、2を選択してください。
  - 土地を貸駐車場や貸別荘等として使用している場合も、2を選択してください。
1. 貴法人以外の者へ貸している
  2. 貸していない

## 14 土地の取得時期・今後の保有等予定

### 取得時期

- 土地の引渡しを受けた時期について、当てはまる番号を記入してください。
- 取得時期が複数期間にわたる場合は主要な部分を取得した時期を選んでください。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 昭和25年以前   | 9. 平成18～22年 |
| 2. 昭和26～35年  | 10. 平成23年   |
| 3. 昭和36～45年  | 11. 平成24年   |
| 4. 昭和46～55年  | 12. 平成25年   |
| 5. 昭和56～平成2年 | 13. 平成26年   |
| 6. 平成3～7年    | 14. 平成27年   |
| 7. 平成8～12年   | 15. 平成28年   |
| 8. 平成13～17年  | 16. 平成29年   |

### 今後の保有等予定

- 今後の保有等の予定について、当てはまる番号を○で囲んでください。
1. 今後5年以上保有する予定である
  2. 今後5年以内に売却等を予定している
  3. 既に売却が決まっている

記入例	10	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
	1	所在地	東京都千代田区霞が関2 1-3	1	所有形態	2	270	㎡	

この欄には記入しないでください。→

11	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
12	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
13	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
14	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
15	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
16	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
17	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
18	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
19	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡
20	所在地	都道府県 市郡 区町村 町大字 字丁目 番地	11	所有形態	1 2 3	12	所有面積	徳 1ha 10a ㎡

この欄には記入しないでください。→

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。



## 15 土地の利用現況

### 利用現況

- 土地の主な用途について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 13又は21に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。
- 建築中で土地の用途が不明の場合は13を選び、カッコ内に建築中と記入してください。
- 造成中で土地の用途が不明の場合は21を選び、カッコ内に造成中と記入してください。

#### 【建物】

- 事務所
- 店舗
- 工場
- 倉庫
- 社宅・従業員宿舎
- その他の福利厚生施設
- 社宅・従業員宿舎以外の住宅(賃貸用住宅等)
- ホテル・旅館
- 文教用施設
- 宗教用施設
- 医療施設・福祉施設
- ビル型駐車場
- その他の建物

#### 【建物以外】

14. 駐車場
15. 資材置場
16. グラウンド等の福利厚生施設
17. ゴルフ場・スキー場・キャンプ場
18. 貯水池・水路
19. 文教用地
20. 宗教用地
21. その他

#### 【利用していない】

22. 利用できない建物(廃屋等)
23. 空き地(未着工の建設予定地を含む)

### 5年前の利用状況

- 利用現況が14, 15, 21~23の場合で、平成24年以前に取得した場合、平成25年1月1日時点の利用状況を左記の1~23から選び、当てはまる番号を記入してください。

### 転換予定

- 利用現況が14, 15, 21~23の場合、今後の別の用途への転換の具体的な予定について、当てはまる番号を記入してください。

1. 概ね1年以内に転換を予定している
2. 概ね5年以内に転換を予定している
3. 転換を予定しているが5年以上は要する
4. 転換を予定しているが時期は決めていない
5. 転換の予定はない

## 16 棚卸資産か否か

- 棚卸資産か否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 棚卸資産
2. 棚卸資産以外(有形固定資産)

## 17 信託受益権か否か

- 土地の所有は、信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 信託受益権
2. 信託受益権ではない(通常の所有権)

13	14	15	16	17
① 取得時期 ② 5	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13 ( 公会堂 )	13又は21その他 ( 公会堂 )	14, 15, 21~23の場合
5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②

① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②
① 取得時期 ②	保有等予定 ① ② ③	利用現況 13又は21その他 ( )	14, 15, 21~23の場合	5年前の利用状況 13又は21その他 ( )	転換予定 か否か	棚卸資産 か否か ① ②	信託受益 権か否か ① ②	① ②	① ②

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に✓印でチェックしてください。

### Ⅲ- (2) 農地・林地のうち、棚卸資産について

「調査票の記入のしかた」P6をご覧ください。

所有する農地・林地のうち、棚卸資産(他者への販売を目的として所有している土地)について、市区町村ごとにまとめて記入してください。

#### 18 所在地

●農地・林地が所在する市区町村名を記入してください。

#### 19 土地面積の合計

●他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。  
※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。  
小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

所在地	都道府県	市郡	区町村	農地	㎡	林地	㎡	合計	㎡	確認
1										<input type="checkbox"/>
2										<input type="checkbox"/>
3										<input type="checkbox"/>
4										<input type="checkbox"/>
5										<input type="checkbox"/>
6										<input type="checkbox"/>
7										<input type="checkbox"/>
8										<input type="checkbox"/>
9										<input type="checkbox"/>
10										<input type="checkbox"/>

この欄には記入しないでください。

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に✓印でチェックしてください。

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。

### Ⅲ- (3) 農地・林地のうち、棚卸資産以外の土地について

「調査票の記入のしかた」P6をご覧ください。

所有する農地・林地のうち、棚卸資産以外の土地(有形固定資産)について、市区町村ごとにまとめて記入してください。

#### 20 所在地

●農地・林地が所在する市区町村名を記入してください。

#### 21 土地面積の合計

●他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。  
※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。  
小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

所在地	都道府県	市郡	区町村	農地	㎡	林地	㎡	合計	㎡	確認
1										<input type="checkbox"/>
2										<input type="checkbox"/>
3										<input type="checkbox"/>
4										<input type="checkbox"/>
5										<input type="checkbox"/>
6										<input type="checkbox"/>
7										<input type="checkbox"/>
8										<input type="checkbox"/>
9										<input type="checkbox"/>
10										<input type="checkbox"/>

この欄には記入しないでください。

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に✓印でチェックしてください。

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。

## Ⅳ 貴法人が所有する建物について

●建物の種類によって設問が異なります。所有するすべての建物の種類の設問に記入してください。

Ⅳ-(1) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡未満)

Ⅳ-(2) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡以上)

Ⅳ-(3) 工場敷地にある建物

対象外 棚卸資産の土地、農地・林地、特殊な用途の土地にある建物 → 調査票C が同封されている法人はお進みください。

### Ⅳ-(1) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡未満)について

「調査票の記入のしかた」P7をご覧ください。

#### 22 延べ床面積200㎡未満の建物棟数・合計床面積

●所有する建物のうち、工場敷地以外にある延べ床面積200㎡未満の建物について、建物の棟数・合計の床面積を記入してください。

※「Ⅳ-(2) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡以上)」、

「Ⅳ-(3) 工場敷地にある建物」に重複して記入しないでください。

※登記簿等に記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

建物棟数		万	千	百	十	一	棟
合計床面積	百万	万	千	百	十	一	㎡

# Ⅳ- (2) 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡以上)について

・所有する建物のうち、工場敷地以外にある延べ床面積200㎡以上の建物について、1棟ごとに記入してください。**「調査票の記入のしかた」P8をご覧ください。**  
 ・本所・本社・本店の建物についても忘れずに記入してください。

## 23 所在地

- 当該建物の敷地を一部でも所有している場合は、Ⅲ-(1)「10 所在地」の通し番号を左端の枠内に記入してください。所在地の記入は不要です。
- 敷地が借地である場合は、所在地を、原則として地番表示で記入してください。

## 24 敷地の権原

- 建物の敷地の主な権原形態について、当てはまる番号を一つ記入してください。

1. 単独所有
2. 共有(3の場合を除く)
3. 建物の区分所有による土地の共有
4. 普通借地(5の場合を除く)
5. 定期借地

## 25 延べ床面積

- 建物の延べ床面積を記入してください。
  - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

## 26 構造

### 構造

- 建物の構造について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 複数の構造が混在している場合は、面積の最も大きい構造を記入してください。

1. 木造
2. 鉄骨鉄筋コンクリート造
3. 鉄筋コンクリート造
4. 鉄骨造
5. コンクリートブロック造
6. その他(石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの)

### 階数

- 構造が2~4の場合、建物の地上階数、地下階数を記入してください。地下階がない場合は0を記入してください。

記入例	1	5	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	3	延べ床面積	750	構造	4	6.その他
			この欄には記入しないでください。→									㎡	( )			

1	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
2	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
3	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
4	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
5	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
6	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
7	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
8	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
9	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )
10	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	構造	6.その他
	この欄には記入しないでください。→									㎡	( )



**27 建築時期**

**建築時期**

- 建物が完成した時期について、当てはまる番号を記入してください。
- 建物が増改築されている場合は、増改築した部分としていない部分のどちらか面積の大きい方について、当てはまる番号を記入してください。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 昭和25年以前   | 9. 平成18～22年 |
| 2. 昭和26～35年  | 10. 平成23年   |
| 3. 昭和36～45年  | 11. 平成24年   |
| 4. 昭和46～55年  | 12. 平成25年   |
| 5. 昭和56～平成2年 | 13. 平成26年   |
| 6. 平成3～7年    | 14. 平成27年   |
| 7. 平成8～12年   | 15. 平成28年   |
| 8. 平成13～17年  | 16. 平成29年   |

**新耐震基準**

- 建築時期が1～4の場合、新耐震基準を満たしているか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 新耐震基準を満たしている
2. 新耐震基準を満たしていない
3. 未確認

**28 建物の利用現況**

**主要な用途**

- 建物の主要な用途について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 12に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。

**副次的用途**

- 副次的な用途がある場合は、当てはまる番号を二つまで記入してください。

1. 事務所
2. 店舗
3. 倉庫
4. 社宅・従業員宿舍
5. その他の福利厚生施設
6. 社宅・従業員宿舍以外の住宅（賃貸用住宅等）
7. ホテル・旅館
8. 文教用施設
9. 宗教用施設
10. 医療施設・福祉施設
11. ビル型駐車場
12. その他の建物
13. 利用できない建物（廃屋等）

**29 建物の貸付等（貸付目的での所有の有無等）**

**貸付の有無**

- 建物について、貸室等貸付目的での所有部分があるか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 貸付目的で所有している部分がない（すべて自家利用目的での所有）
2. 貸付目的で所有している部分がある

**貸付目的面積**

- 貸付の有無が2の場合、貸付目的で所有している面積を記入してください。

**現在貸付面積**

- 貸付の有無が2の場合、実際に貸付している面積（賃貸借契約における契約面積）を記入してください。実際の貸付がない場合は0を記入してください。

**30 信託受益権か否か**

- 建物の所有は、信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 信託受益権
2. 信託受益権ではない（通常の所有権）

26		27		28		29		30			
2～4の場合	地上 5階 地下 1階	建築時期 3	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途 10	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① ②	貸付目的面積 320㎡ 現在貸付面積 320㎡	信託受益権 か否か ① ②	<input checked="" type="checkbox"/>

2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 1 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 1 2	貸付目的面積 現在貸付面積	信託受益権 か否か 1 2	<input checked="" type="checkbox"/>

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に✓印でチェックしてください。

# Ⅳ-(2) つづき 工場敷地以外にある建物(延べ床面積200㎡以上)について

・所有する建物のうち、工場敷地以外にある延べ床面積200㎡以上の建物について、1棟ごとに記入してください。**「調査票の記入のしかた」P8をご覧ください。**  
 ・本所・本社・本店の建物についても忘れずに記入してください。

## 23 所在地

- 当該建物の敷地を一部でも所有している場合は、Ⅲ-(1)「10 所在地」の通し番号を左端の枠内に記入してください。所在地の記入は不要です。
- 敷地が借地である場合は、所在地を、原則として地番表示で記入してください。

## 24 敷地の権原

- 建物の敷地の主な権原形態について、当てはまる番号を一つ記入してください。

1. 単独所有
2. 共有(3の場合を除く)
3. 建物の区分所有による土地の共有
4. 普通借地(5の場合を除く)
5. 定期借地

## 25 延べ床面積

- 建物の延べ床面積を記入してください。
  - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

## 26 構造

### 構造

- 建物の構造について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 複数の構造が混在している場合は、面積の最も大きい構造を記入してください。

1. 木造
2. 鉄骨鉄筋コンクリート造
3. 鉄筋コンクリート造
4. 鉄骨造
5. コンクリートブロック造
6. その他(石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの)

### 階数

- 構造が2~4の場合、建物の地上階数、地下階数を記入してください。地下階がない場合は0を記入してください。

記入例	1	5	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	3	延べ床面積	万	㎡	750	構造	4	6. その他
			この欄には記入しないでください。→												( )			

記入欄	11	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他
	この欄には記入しないでください。→												( )	
	12	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他
	この欄には記入しないでください。→												( )	
	13	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他
	この欄には記入しないでください。→												( )	
	14	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他
	この欄には記入しないでください。→												( )	
	15	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他
	この欄には記入しないでください。→												( )	
16	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他	
この欄には記入しないでください。→												( )		
17	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他	
この欄には記入しないでください。→												( )		
18	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他	
この欄には記入しないでください。→												( )		
19	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他	
この欄には記入しないでください。→												( )		
20	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万	㎡	構造	6. その他	
この欄には記入しないでください。→												( )		

記入欄が足りない場合は、「調査票A追加分」に記入してください。

**27 建築時期**

**建築時期**

- 建物が完成した時期について、当てはまる番号を記入してください。
- 建物が増改築されている場合は、増改築した部分としていない部分のどちらか面積の大きい方について、当てはまる番号を記入してください。

- |              |             |
|--------------|-------------|
| 1. 昭和25年以前   | 9. 平成18～22年 |
| 2. 昭和26～35年  | 10. 平成23年   |
| 3. 昭和36～45年  | 11. 平成24年   |
| 4. 昭和46～55年  | 12. 平成25年   |
| 5. 昭和56～平成2年 | 13. 平成26年   |
| 6. 平成3～7年    | 14. 平成27年   |
| 7. 平成8～12年   | 15. 平成28年   |
| 8. 平成13～17年  | 16. 平成29年   |

**新耐震基準**

- 建築時期が1～4の場合、新耐震基準を満たしているか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 新耐震基準を満たしている
2. 新耐震基準を満たしていない
3. 未確認

**28 建物の利用現況**

**主要な用途**

- 建物の主要な用途について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 12に該当する場合は、カッコ内に具体的に記入してください。

**副次的用途**

- 副次的な用途がある場合は、当てはまる番号を二つまで記入してください。

1. 事務所
2. 店舗
3. 倉庫
4. 社宅・従業員宿舍
5. その他の福利厚生施設
6. 社宅・従業員宿舍以外の住宅（賃貸用住宅等）
7. ホテル・旅館
8. 文教用施設
9. 宗教用施設
10. 医療施設・福祉施設
11. ビル型駐車場
12. その他の建物
13. 利用できない建物（廃屋等）

**29 建物の貸付等（貸付目的での所有の有無等）**

**貸付の有無**

- 建物について、貸室等貸付目的での所有部分があるか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 貸付目的で所有している部分がない（すべて自家利用目的での所有）
2. 貸付目的で所有している部分がある

**貸付目的面積**

- 貸付の有無が2の場合、貸付目的で所有している面積を記入してください。

**現在貸付面積**

- 貸付の有無が2の場合、実際に貸付している面積（賃貸借契約における契約面積）を記入してください。実際の貸付がない場合は0を記入してください。

**30 信託受益権か否か**

- 建物の所有は、信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

1. 信託受益権
2. 信託受益権ではない（通常の所有権）

26		27		28		29		30		
2～4の場合	地上 5階 地下 1階	建築時期 3	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途 10	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 320㎡ 現在貸付面積 320㎡	信託受益権か否か ① 2

2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2
2～4の場合	地上 階 地下 階	建築時期	1～4の場合	新耐震基準 ① 2 3	主要な用途	副次的用途	12. その他 ( )	建物の貸付 ① 2	貸付目的面積 万 ㎡ 現在貸付面積 万 ㎡	信託受益権か否か ① 2

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に印でチェックしてください。

# IV-(3) 工場敷地にある建物について

・所有している建物のうち、工場敷地にある建物について、工場敷地ごとに記入してください。

「調査票の記入のしかた」P10をご覧ください。

## 31 所在地

- 当該工場の敷地を一部分でも所有している場合は、Ⅲ-(1)「10 所在地」の通し番号を左端の枠内に記入してください。所在地の記入は不要です。
- 敷地が借地である場合は、所在地を、原則として地番表示で記入してください。

## 32 敷地の権原

- 建物の敷地の主な権原形態について、当てはまる番号を一つ記入してください。

1. 単独所有
2. 共有(3の場合を除く)
3. 建物の区分所有による土地の共有
4. 普通借地(5の場合を除く)
5. 定期借地

## 33 延べ床面積

- 建物の延べ床面積を記入してください。
  - 共有及び区分所有の場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。
- ※登記簿等に記載されている建物面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

## 34 構造

- 延べ床面積が最も大きな建物の構造について、当てはまる番号を一つ記入してください。
- 複数の構造が混在している場合は、面積の最も大きい構造を記入してください。

1. 木造
2. 鉄骨鉄筋コンクリート造
3. 鉄筋コンクリート造
4. 鉄骨造
5. コンクリートブロック造
6. その他(石造、れんが造、無筋コンクリート造、無筋コンクリートブロック造、その他、他の分類に該当しない構造のもの)

記入例	1	5	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	3	延べ床面積	万	7	5	0	㎡
				この欄には記入しないでください。→													

1	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万						㎡
		この欄には記入しないでください。→														
2	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万						㎡
		この欄には記入しないでください。→														
3	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万						㎡
		この欄には記入しないでください。→														
4	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万						㎡
		この欄には記入しないでください。→														
5	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万						㎡
		この欄には記入しないでください。→														
6	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万						㎡
		この欄には記入しないでください。→														
7	所在地	都道府県	市郡	区町村	町大字	字丁目	番地	敷地の権原	延べ床面積	万						㎡
		この欄には記入しないでください。→														



**35 建築時期**

**建築時期**

- 延べ床面積が最も大きな建物が完成した時期について、当てはまる番号を記入してください。
- 建物が増改築されている場合は、増改築した部分としていない部分のどちらか面積の大きい方について、当てはまる番号を記入してください。

- |             |            |
|-------------|------------|
| 1.昭和25年以前   | 9.平成18～22年 |
| 2.昭和26～35年  | 10.平成23年   |
| 3.昭和36～45年  | 11.平成24年   |
| 4.昭和46～55年  | 12.平成25年   |
| 5.昭和56～平成2年 | 13.平成26年   |
| 6.平成3～7年    | 14.平成27年   |
| 7.平成8～12年   | 15.平成28年   |
| 8.平成13～17年  | 16.平成29年   |

**新耐震基準**

- 建築時期が1～4の場合、新耐震基準を満たしているか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

- 1.新耐震基準を満たしている
- 2.新耐震基準を満たしていない
- 3.未確認

**36 信託受益権か否か**

- 建物の所有は、信託受益権によるものか否かについて、当てはまる番号を○で囲んでください。

- 1.信託受益権
- 2.信託受益権ではない(通常の所有権)

**37 建物の有形固定資産額**

**37-0 工場別建物の有形固定資産額(建物)**

- 工場敷地ごとに、所有するすべての建物の有形固定資産の帳簿価格、減価償却額、減価償却累計額を100万円単位で記入してください。



**37-e 法人所有総有形固定資産額(建物)**

- 37-0が記入できない場合は、所有するすべての建物の有形固定資産の合計を100万円単位で記入してください。

法人所有総有形固定資産額(工場敷地にある建物)	帳簿価格	億	百万円
	減価償却額	億	百万円
	減価償却累計額	億	百万円

構造	4	6.その他 ( )	建築時期	3	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	帳簿価格	3億	2	0	百万円	☑
									減価償却額	3億	2	0	百万円	
									減価償却累計額	3億	2	0	百万円	

構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	帳簿価格	億	百万円	☑
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	減価償却額	億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	減価償却累計額	億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額		億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	帳簿価格	億	百万円	☑
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	減価償却額	億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	減価償却累計額	億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額		億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	帳簿価格	億	百万円	☑
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	減価償却額	億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額	減価償却累計額	億	百万円	
構造	6.その他 ( )	建築時期	1~4の場合 →	新耐震基準 ① ② ③	信託受益権 か否か ① ②	工場別建物の 有形固定資産額		億	百万円	

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、☑ に☑印でチェックしてください。

バーコード

調査対象者ID							調査票種類	提出冊	冊目
1	2	3	4	5	6	7	B		1

秘 基幹統計調査



政府統計

# 平成30年 法人土地・建物基本調査 調査票 B

国土交通省

## 調査票B 特殊な用途の土地について

●所有する以下の用途の土地について、都道府県ごと、土地の用途ごとにまとめて記入してください。

フリガナ  
法人の名称

「調査票の記入のしかた」P6をご覧ください。

### 1 所在地

●土地が所在する都道府県名を記入してください。

### 2 土地の用途

●土地の用途について、当てはまる番号を記入してください。

- 1.電気業における送配電施設用地
- 2.電気業における変電施設用地
- 3.電気業における発電所用地
- 4.ガス業におけるガス供給施設用地
- 5.固定電気通信業・移動電気通信業における通信施設用地
- 6.放送業における放送施設用地  
(送信所、中継所のみ。本社施設・設備やスタジオ等は除く)
- 7.鉄道業における停車場用地
- 8.鉄道業における鉄軌道等用地
- 9.鉄道業における鉄道林用地
- 10.道路用地(供用済用地)
- 11.道路用地(未供用用地)
- 12.水路用地

### 3 件数

●「2土地の用途」が1～7に当てはまる場合、土地の件数を記入してください。

### 4 土地面積の合計

●土地の所有面積の合計を記入してください。  
●他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。  
※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

1	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
2	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
3	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
4	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
5	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
6	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
7	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
8	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
9	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>
10	所在地	都道府県	土地の用途	件数	土地面積の合計	㎡	1ha	10a	㎡	<input type="checkbox"/>

この欄には記入しないでください。

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に印でチェックしてください。

### 1 所在地

●土地が所在する都道府県名を記入してください。

### 2 土地の用途

●土地の用途について、当てはまる番号を記入してください。

- 1.電気業における送配電施設用地
- 2.電気業における変電施設用地
- 3.電気業における発電所用地
- 4.ガス業におけるガス供給施設用地
- 5.固定電気通信業・移動電気通信業における通信施設用地
- 6.放送業における放送施設用地  
(送信所、中継所のみ。本社施設・設備やスタジオ等は除く)
- 7.鉄道業における停車場用地
- 8.鉄道業における鉄軌道等用地
- 9.鉄道業における鉄道林用地
- 10.道路用地(供用済用)
- 11.道路用地(未供用用地)
- 12.水路用地

### 3 件数

●「2 土地の用途」が1～7に当てはまる場合、土地の件数を記入してください。

### 4 土地面積の合計

●土地の所有面積の合計を記入してください。  
●他の法人又は個人と共有している場合は、貴法人の持分の面積を記入してください。  
※登記簿等に記載されている土地面積は、小数点以下2桁まで記載されています。小数点以下を四捨五入して㎡単位で記入してください。

No.	所在地	都道府県	土地の用途	件数		土地面積の合計				合計
				万	件	徳	1ha	10a	㎡	
11	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
12	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
13	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
14	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
15	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
16	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
17	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
18	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
19	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
20	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
21	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
22	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
23	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
24	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
25	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
26	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
27	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
28	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
29	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>
30	所在地	都道府県	土地の用途	万	件	徳	1ha	10a	㎡	<input checked="" type="checkbox"/>

この欄には記入しないでください。

回答した内容に誤りがないか確認してください。確認後、 に印でチェックしてください。

記入欄が足りない場合は、「調査票B追加」に記入してください。

バーコード

調査対象者ID							調査票種類	提出冊	冊目
1	2	3	4	5	6	7	C		1

秘 基幹統計調査



政府統計

# 平成30年 法人土地・建物基本調査 調査票 C

国土交通省

●調査票Cは、資本金、出資金又は基金の額が1億円以上の企業を対象としています。

フリガナ

法人の  
名称

「調査票の記入のしかた」P12をご覧ください。

## I 土地の取得及び売却等の状況について

### 1 土地の取得及び売却等の有無

- 平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間に、土地の取得及び売却等しましたか。該当する番号を○で囲んでください。
- 「土地の取得及び売却等」には、購入及び売却以外の要因で、土地の面積又は帳簿価格が増減した場合があります。
- 国外における土地の保有、取得、売却等は除いて回答してください。

- ① 土地の取得及び売却等をしていない  
→ 調査はこれで終わりです。
- ② 土地の取得及び売却等をした  
→ II III を回答してください。

## II 取得及び売却等した土地について

平成29年1月1日から平成29年12月31日までの間に行ったすべての土地の取得及び売却等について、取得及び売却等した土地の面積、帳簿価格及び売買区画数の合計を記入してください。

### II-(1) 棚卸資産以外の土地

		2 面積						3 帳簿価格						4 売買区画数 <sup>※1</sup>							
		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
A 購入した土地	面積								帳簿価格							区画数	売買				
	うち所有権は有しないが 信託受益権を有する土地								帳簿価格							区画数	売買				
B 売却した土地	面積								帳簿価格							区画数	売買				
	うち造成済住宅地 <sup>※2</sup>								帳簿価格							区画数	売買				
	うち所有権は有しないが 信託受益権を有する土地								帳簿価格							区画数	売買				
C その他変動分 <sup>※3</sup>	面積								帳簿価格							区画数	売買				

### II-(2) 棚卸資産

		5 面積						6 帳簿価格						7 売買区画数 <sup>※1</sup>							
		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
A 購入した土地	面積								帳簿価格							区画数	売買				
	うち所有権は有しないが 信託受益権を有する土地								帳簿価格							区画数	売買				
B 売却した土地	面積								帳簿価格							区画数	売買				
	うち造成済住宅地 <sup>※2</sup>								帳簿価格							区画数	売買				
	うち所有権は有しないが 信託受益権を有する土地								帳簿価格							区画数	売買				
C その他変動分 <sup>※3</sup>	面積								帳簿価格							区画数	売買				

※1 「売買区画数」の区画とは、同一用途で使用する又は使用予定のまとまった土地をいいます。  
 ※2 「造成済住宅地」とは、貴法人が造成した住宅地をいいます。街路、公園、学校用地等の公共用地を除いて記入してください。  
 ※3 「その他変動分」は、合併、交換、換地、競売による競落、造成等の要因で土地の面積又は帳簿価格の増減を記入してください。  
 「その他変動分」がマイナスになった場合は、「-」を数値のすぐ左マスに付してください。



# Ⅲ

## 都道府県毎の取得及び売却等した土地について

### Ⅲ-(1)

#### 都道府県毎の棚卸資産以外の土地

#### A 購入した土地

Ⅱ-(1) 「A 購入した土地」について、土地が所在する都道府県ごとの面積、帳簿価格、売買区画数それぞれの合計を記入してください。

8 都道府県			9 面積						10 帳簿価格						11 売買区画数							
1	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
2	所在地	都道府県		面積	十億	億	千万	百万	十万	万		千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億		千万	百万円	区画数	千
3	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
4	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
5	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
6	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
7	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
8	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
9	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
10	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
11	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
12	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
13	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
14	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
15	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
16	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
17	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
18	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
19	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件
20	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	千	百	十	件

記入欄が足りない場合は、「調査票C追加分」に記入してください。

## B 売却した土地

Ⅱ-(1) 「B 売却した土地」について、土地が所在する都道府県ごとの面積、帳簿価格、売買区画数それぞれの合計を記入してください。

12 都道府県			13 面積						14 帳簿価格				15 売買区画数										
1	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
2	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
3	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
4	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
5	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
6	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
7	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
8	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
9	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
10	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
11	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
12	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
13	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
14	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
15	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
16	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
17	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
18	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十
19	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
20	所在地	都道府県		十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡		千億	百億	十億	億	千万	百万円		区画数	売買	千	百	十

記入欄が足りない場合は、「調査票C追加分」に記入してください。

### Ⅲ-(2) 都道府県毎の棚卸資産

#### A 購入した土地

Ⅱ-(2) 「A 購入した土地」について、土地が所在する都道府県ごとの面積、帳簿価格、売買区画数それぞれの合計を記入してください。

16 都道府県			17 面積				18 帳簿価格				19 売買区画数												
1	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
2	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
3	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
4	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
5	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
6	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
7	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
8	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
9	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
10	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
11	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
12	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
13	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
14	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
15	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
16	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
17	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
18	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
19	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
20	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件

記入欄が足りない場合は、「調査票C追加分」に記入してください。

## B 売却した土地

Ⅱ-(2) 「B 売却した土地」について、土地が所在する都道府県ごとの面積、帳簿価格、売買区画数それぞれの合計を記入してください。

20 都道府県			21 面積				22 帳簿価格				23 売買区画数												
1	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
2	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
3	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
4	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
5	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
6	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
7	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
8	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
9	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
10	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
11	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
12	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
13	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
14	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
15	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
16	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
17	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
18	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
19	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件
20	所在地	都道府県	面積	十億	億	千万	百万	十万	万	千㎡	帳簿価格	千億	百億	十億	億	千万	百万円	区画数	売買	千	百	十	件

記入欄が足りない場合は、「調査票C追加分」に記入してください。